

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成20年10月3日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後8時3分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第3号議案 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例
- 2 乙第4号議案 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例
- 3 乙第5号議案 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する
条例を廃止する条例
- 4 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 5 陳情第41号から第43号まで、第53号、第55号、第73号、第77号から第79号
まで、第81号、第92号、第95号、第99号、第122号の2、第127号の3、第128
号、第129号、第134号及び第148号

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 君
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君

委員 仲村未央君
委員 渡嘉敷喜代子君
委員 上原章君
委員 比嘉京子君
委員 奥平一夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長	伊波輝美君
福祉保健部参事	久田裕君
保健衛生統括監	高江洲均君
福祉・援護課長	呉屋禮子君
青少年・児童家庭課長	新垣郁男君
障害保健福祉課長	垣花芳枝君
医務・国保課長	新垣盛勝君
医務・国保課医療制度改革専門監	平順寧君
福祉・援護課班長	川満誠一君
病院事業局長	知念清君
病院事業局次長	小川和美君
県立病院課病院企画監	安慶田英樹君
県立病院課看護企画監	上地悦子君
県立病院課副参事	玉山憲重君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第3号議案から乙第5号議案まで、乙第16議案の4件及び陳情第41号外18

件を一括して議題といたします。

本日の説明員として福祉保健部長及び病院事業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第3号議案沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは乙第3号議案沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例について御説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

この議案は、保育所入所待機児童を適切に保護することを目的として県が実施する事業の経費及び市町村が実施する事業の支援のための経費の財源に充てるため、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

事業の概要としましては、平成20年度に(1)保育需要将来推計調査の実施及び認可化促進計画の策定、(2)認可化することとした施設への支援、(3)保育内容向上に向けた研修等を実施します。

平成21年度から平成23年度までは、引き続き認可化することとした施設への支援を実施し、認可化を加速することによって待機児童を解消しようというものであります。

以上で、乙第3号議案についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 待機児童解消という基金条例となっておりますが、認可外保育施設に預けている待機児童がなかなか解消できないということで、この基金条例が特別予算枠でという説明を伺ったのですが、この間の県議会で待機児童解消のための決議をしたり、今回の条例の制定に向ける動きの中での経過につ

いて県議会が行ってきたものも含めて説明をお願いします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 過去の決議が手元がないので大変申し訳ございません。後ほど提出したいと思いますが。決議ということではなく、これまでの経過と申しますのは、今年度の経過ということになるかと思いますが。本議会でも伊波福祉保健部長のほうから答弁がございましたが、公明党代表、それから過去に少子・高齢対策特別委員会の委員が厚生労働省へ行ってお願いをしたこととか、それから県選出国會議員の方々にも、例えば備蓄米の関係などいろいろお願いしてきたことがありまして、そういったことでいろんな要望が厚生労働省、内閣府へ届いたということで、公明党代表が当時の岸田沖繩及び北方対策担当大臣に会われて直接の申し入れがありまして、そのときに岸田沖繩及び北方対策担当大臣のほうで何らかの工夫をしたいという発言がありまして、その当時はまだ具体的な基金という話はございませんでしたが、その後こういった話が国のほうからありまして、今般の条例制定に至っているところでもあります。

○西銘純恵委員 今回の一般質問などで、認可外保育施設に預けている劣悪な状況をこのままにはいけないという、去年から特に県議会、少子・高齢対策特別委員会を含めて県民の運動が前提にあつて、それを受けて政府が対応せざるを得なかったというところに、そういう答弁がなかったものですから、やはり事実をきちんと説明していただきたいと思ひまして今の質疑を行いました。

それでは次の質疑に入ります。待機児童の解消とありますが、認可外保育施設がふえているとか、待機児童が1808名になったという報告はあるのですが、この10年間近く待機児童がふえる一方であることに対する、県が解消のためにどのようなことをやってきたのかをお尋ねしたいのです。もう一点は、公立保育所はどうなってきたのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 待機児童がなかなか容易に減らないということで認可化ということできずと進めてきていますが、平成16年度に2246名の待機児童がおりましたが、その後平成17年度に1884名、平成18年度に1520名、平成19年度になりますとちょっとふえるのですが1850名、今年度が1808名という推移になってはいますが、この間認可化や定員増、そういった形で対応してきております。それから公立保育所につきましては、市町村も財政状況、その他が大変厳しくなってきたという背景があろうかと思いますが、公立保育所

の民営化というのが最近の流れとなっております。

○西銘純恵委員 これに対して県はそのまま任せてきたのでしょうか。公立保育所がそのままの数を維持して認可化がふえれば、こんなに待機児童はふえない計算になっていると思うんです。そこら辺について何らかのアドバイスなり、県の考え方を伺いたいと思うのですが。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 公立保育所が民営化してきているというのは先ほども申し上げましたが、市町村の財政状況の問題や行財政改革などの総合的な観点から市町村御自身が判断されてきていることだと考えております。

○西銘純恵委員 そうしますと待機児童を解消するということに対する県の責任、こういうことになったらなかなか解消できないというところの立場をしっかりと持っていなかったということではありませんか。

○伊波輝美福祉保健部長 公立保育所の廃止というよりも、これは民営化のほうにいていますので定員の減にはなっていません。ちなみに3万人を超す入所定員増になっておりまして、ここ何年とかでも800人、500人とか毎年増を続けております。

○西銘純恵委員 先ほど待機児童が減ってきて、また少し変動があると言われたのですが、例えば浦添市などは4月に数えた数字が今回の1808名に待機児童になっていると思いますが、このころは200名余りしか数字はカウントされていません。そしてそれから毎月ふえていきます。12月ごろになりますと1000名近く、特に0歳から2歳までの子供たちが保育所入所を希望しても入れないと。この数字は幾らでも操作ができるわけです。実際に申込みをしないと数えられないというところに潜在的な待機児童ということを使っていますが、認可外保育施設に預けざるを得ないという実態について、もしシビアに把握されているのであれば、今の公立を認可化するということが解消策にならないという部分を視点として持っていなかったのは問題ではなかったかと思うのですが、それではお尋ねします。公立保育所の数、この10年近くの推移をお尋ねします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 手元の集計で過去3年分ということでお願いしたいのですが、平成18年度が139カ所、平成19年度が132カ所、平成20年度が125カ所となっております。

○西銘純恵委員 私は10年ほどと言いましたのは、この3年間ではそんなに減っていないように数字が出ているのですが、事前に資料もいただいております。平成11年は公立保育所が160カ所あったんですね。それから減って行って、今年度は125カ所ということは、公立保育所が40カ所なくなっています。認可保育所はふえています、公立保育所が減らないでそのまま維持をして認可化が促進されたら、本当は今の事態に至らなかったのではないかとということろを指摘したいと思うんです。待機児童を解消するということで本気で考えていらっしやるのでしたら、この問題も厳しく見なければいけないと思うのですが、いかがですか。

○伊波輝美福祉保健部長 定員の推移で待機児童の解消策は見れるのではないかと思います。公営化、民営化という話ではないと思います。10年前と数字は違いますが、ここ五、六年で3000名ほどふやしていると思います。ですから、保育ニーズ、保育サービスを必要とする方にできるだけ多くの提供をするということで私たちは認可化促進事業、それから認可外保育施設の解消ではありませんが、きちんとした最低基準を満たした施設で子供たちを預かっていただきたいということで推進してきたと考えております。

○西銘純恵委員 最後に、この件は指摘したいと思います。公立保育所がマイナス40カ所、認可保育所が82カ所でプラス、差し引きでプラス42カ所という保育所の数はなっていますが、少なくとも公立保育所がマイナス40カ所にならないければ、本当にこの分がふえた、待機児童が大きく解消されたということを指摘して、これは過去のことで言えば、施策としては保育所施策について再考してもらいたいという立場から質疑を行いました。

基金条例についてお尋ねします。認可外保育施設に対する具体的な施策としては、この条例に基づいて認可化を促進するというのを第一の柱に挙げていますが、それ以外に認可外保育施設の皆さんからはさまざまな要望が出ていると思いますが、この条例でできる認可外保育施設に対する具体的な施策の説明をお願いします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可化を促進するということが大きな柱ですが、仮に認可化を望まないとか、あるいは現段階ではいまだそういう状況に至らないという認可外保育施設に対しては、平成20年度限りですが、新保育指針などの研修事業などを北部地区、中部地区、南部地区、宮古地区、八重山地

区の圏域ごとに研修会を実施しまして、認可外保育施設の方々にその研修に参加していただきまして、その研修の結果、児童の処遇の向上を図りたいということもありましたが、そういったところにつきましては、例えば保育教材、備品などを助成していく事業がございます。

○西銘純恵委員 第6条の処分のところで説明をいただきましたが、平成20年度だけといいますと、実際はこれから数カ月間しか残っていない事業ですね。教材備品というのがどこまでか、例えば具体的に金額でどこまではできるとか、そこら辺について皆さんが計画をされているものについて、上限、金額で切るのか、物で判断するのかの説明をお願いします。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 金額につきましては、国のほうと調整をしまして1施設につきまして13万円ということで調整しております。そして先ほど申し上げました保育教材費といった中身ですが、例えば絵本、楽器、積み木、そういったものを保育教材費ということで考えております。また備品などとして、例えば遊具のブランコ、滑り台なども対象ということで、要するに児童処遇の向上につながるという観点からそういうところをとらえて考えていきたいと思っております。例示としては先ほど申し上げたような内容です。

○西銘純恵委員 10億円の基金枠のうち今年度だけに使われる教材備品や研修会費の総額でどれぐらいで、来年以降から認可化ということですが、来年、再来年ということで認可化する保育所の数はどれだけを計画していますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 今、申し上げました認可外保育施設の研修会の実施と保育教材費の助成ですが、おおよそ5500万円ほどを考えております。認可化する保育園の数につきましては、標準的に60人定員と考えておりますが、60カ所で合計3600人ということで考えております。平成21年度、平成22年度、平成23年度の3カ年間ですので、おおよそ言えば20カ所ずつを3年間だと考えております。

○西銘純恵委員 20カ所ずつを3年間という数字を言われたのですが、通常の認可保育所をつくるときの1から起ち上げて計画をやってもらうときに、年数的に、平均にこの間どれぐらいかかっていたか。来年すぐにこの予算を使って認可化できるのが20カ所もできるのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 西銘委員が御指摘のようにゼロからのスタートといえますか、そういうことだと長期にわたりますし、準備も大変だと思いますが、私たちが考えているのは今認可外保育施設を実際にやっけて、そしてこの事業で行う施設整備費、例えば700万円ほどの枠を考えておりますが、今あるところに700万円ほどの施設整備をやっけて、そして運営費を助成すれば認可化できるところということで、現に今ある認可外保育施設が認可できるようにということでこの基金を考えております。

○西銘純恵委員 この間、認可化された保育所も認可外保育施設でやっけてきたのが大方ではなかったのでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 新設もないことはないのですが、そういったものも含めまして、数としては、例えば平成19年度は前年よりも10カ所ふえております。平成20年度は前年よりも4カ所ということで、20カ所という数字がなかなか大変ではないかという御指摘に対しましては、私どももそう考えておりますが、この基金が設置されたことを受けまして、市町村とタイアップして頑張っていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 終わりがたかったのですがどんどん疑問が出てきまして、通常の施設整備費はこの間どのぐらいだったのですか。そして700万円という整備費を出した根拠、例えば2000万円出しますというところでしたら、じゃあ頑張っけてやろうとか、そういうものが出てくるのかなと思っけて、700万円という数字を出した根拠と、この間の認可化したときの負担額、県が出した費用はどれぐらいだったのか。1施設当たりで結構です、比較をしたいと思います。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げました700万円というのは、元からあった国の補助事業、認可化促進事業というのがございまして、それを受けて国との調整で700万円という数字になっているということです。

○西銘純恵委員 通常の700万円ではプラス4カ所、要するに年間20カ所というのは難しいだろうとみずからおっけています。ですから通常のやり方ではこれだけの20カ所ずつを3年間でやりきることが、本当に実効性があるのかというところから、もっとその部分を引き上げてできないのかというところをもう一度お尋ねします。

○伊波輝美福祉保健部長 施設整備が700万円であり、そのほかの運営費も補助が出ます。ですから1カ所どれくらいになるかというのは、上限を700万円と言っただけで、また運営費もありますので、その部分に関しては1カ所当たり1000万円を越すような事業展開になるのではないかと思います。

○西銘純恵委員 最後に確認をします。通常は700万円で認可化をしてきたのか、比較をしたいだけですが。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 仮にゼロからのスタートで、新設ということであれば、おおよそ1億5000万円前後かかるのが普通の状態だと聞いております。先ほどから申し上げていますのは、現にある施設の中で、増改築、一定の改修という形でハード面におきましてはそういう形でやれるようなところをやっ払いこうということです。もう一つは、先ほど伊波福祉保健部長も申し上げましたが、ハード面に関してはそうですが、施設整備に関しては700万円です。さらに運営費を助成しますので、そういった運営費を助成して保育園のほうでいろいろと基準に見合っていくような形で、例えば保育士の雇用だとか、将来に向かって基準を満たすような形で順次雇っていくというようなことで認可化を促進していこうということです。

○西銘純恵委員 これまで増改築で認可化をしたケースはなかったんですか。ありましたら、これまでの大体の金額と今回のものの比較をお尋ねしています。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げましたが、認可化促進事業という国庫補助事業メニューがあって、それも700万円という基準額でしたので、それで認可化をしてきているところはございます。それで大体年間5カ所ということです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員の質疑内容を確認)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 この基金事業でやるのが700万円の上限をもった認

可外保育施設を認可化するシステムの中の事業です。通常システムもありますので新規、これから始める所もあります。これも含めてやりますので、これは通常の補助制度でありますので、並行してやっていきます。

○西銘純恵委員 基金条例を使って来年から20カ所ずつ認可化をすると。そうであれば、通常のやり方ではこの数は認可化できる数にならないのではないですか。だからこの整備費上限の700万円というのが、これまでのやり方をつかっているのであれば数として実際上がらないんじゃないですか。だから700万円ということではなく、もっと引き上げてやらないと手を挙げるところがありますかということをお尋ねしています。

○伊波輝美福祉保健部長 これまで700万円でやってきたので700万円という形になっています。ですから幾つ挙がるかはこれから市町村と組み立てをしていきますし、調査、計画もこれからです。

○西銘純恵委員 市町村との調整の上で、やはり現場からいろいろと出てくると思うんですよ。そういう場合にはそれに柔軟に対応して、やはり認可化が促進できる上限枠についても再検討することも頭に入れてありますか。

○伊波輝美福祉保健部長 これは国の事業ですので、県だけで大枠を決定できません。ですから、まず走らせてみて結果を見るといったらおかしいですが、それを再度どうすればできるのかを検討できると思います。県の決定だけではできないのですが、調整はできると思います。

○西銘純恵委員 待機児童の解消のために、子供を預けたくても預けられないで仕事をやめざるを得ないとかいろいろありますし、若い皆さんの子育て支援をぜひこの基金条例が成功できるように頑張ってくださいたい。要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 稲嶺県政からこの待機児童の問題というのは、本委員会でもあるいは県議会全体でも取り上げた大きな問題になってきたことは事実であります。しかし本格的に仲井眞県政の公約の中の1つとして、待機児童を解消

していくと。国の力を得た基金条例、あるいは調整資金を含めての対応であります。私たちとしては大変歓迎をしております。ですから福祉保健部としては、この際子供たちの保育事業に本腰を入れてやっていただきたいという問題であります。まず一点ですが、待機児童という一つの枠、基本的な考え方について、今回の資金を使ってしっかりと沖縄県の待機児童の数、そして定義づけもしっかりやっていただきたいと思いますが、伊波福祉保健部長はどうお考えですか。

○伊波輝美福祉保健部長 4月1日現在で1808名の待機児童という数字が上がっていますが、これは保育に欠けるということで、市町村に入園の申込みをした子供の数になっております。定義としては1808名ですが、平成15年度に厚生労働省が調査した数字の中では、これは全国調査で沖縄県だけではないですが、認可外保育施設などにいる子供たちの3割が潜在的な待機児童ではないかというとらえ方をされております。今回、本県のほうではこの基金事業できちんとした数字を把握したいです。これを使いまして、3600名の予定の認可化の中で待機児童をきちんと見るというのと、もう一つは通常の制度の中で、今でも1億円幾らかの設定ができる整備事業があるわけですから、これも使いながらできるだけたくさん、3割といいますと2万名にしますと6000名ぐらいになりますので、概数ですとカバーできるのではないかと考えております。

○仲田弘毅委員 あくまで基本的には保育に欠ける子供たちをどうするかということですから、まずその定義づけをしっかりと、その基金を使ってこの際沖縄県の実情をしっかりと把握して、子供たちのために頑張っていたきたいと思います。先ほど西銘委員のほうからもありましたが、認可化に向けて、今回代表質問でも取り上げましたが、国や県がどんなに組織そのものを整備しても、実際にそれを認可して運営していくのは、あくまでも各市町村が対象になるわけですから、その市町村も体質的、財政的にみんな一緒ではありませんので、できる所とできない所があると思います。その市町村における対応がどうしてもできない。そして60園をふやしていくという目標であります。それが基本的にうまくいかないとき、その待機児童の問題、認可保育所をふやすというのはもちろん比例しますが、認可化がうまくいかないときの対応策もありますか。

○伊波輝美福祉保健部長 今のところぜひつくりたい、実現したい、解消したいというのが私たちの意気込みですので、1808名の待機児童を抱えている市町

村、我々はこの段階で特定市町村と呼んでいます、皆さんは協力してくれるという方向で調整を始めておりますので、できるだけ実現したいと考えております。

○仲田弘毅委員 認可化をするということも大きな目標でありますし、待機児童をちゃんと保育していくという2つの大きな目標が、これまた両立しなくてはいけないですが、例えば認可化に向けて手を挙げるところが予想よりも少なかったとき、前に説明を受けたときには分園をするとか、今現在ある保育園を分園してそこで吸収するとか、いろんな方法があるという方法論になってくると思いますが、これはしっかり福祉保健部としては国、県がこうだから市町村も絶対にそうやってくれるという保障はどこにもありませんので。そのところは市町村にお願いするけれども、市町村ができないところをどうカバーしていくかというのは、これだけ基金条例をつくって、しかも期間もくくられていますから、その中でこれだけの数をこなしていくというのは並大抵のことではないと思う。県は県でこれだけ頑張ってきて今の現状ですから、そのことを私たちは期待をしておりますし、伊波福祉保健部長は大変だと思いますが、例えば分園方式、あるいは定員枠をどんどん広げて吸収していくという方法などの面にも予算化ができるような体制づくりもぜひやっていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 この基金ができるので非常に喜んでいる一人なんですが、この制度のあり方についてお聞かせください。10億円を一つの基金として3年間で使い切る。単純に4年目からどういう形になるのかお聞かせください。

○伊波輝美福祉保健部長 この基金で全部使いきれば、60カ所が認可化されて待機児童が解消されるのではないかと計算上はあるのですが、できなかつたらその基金がなくてもやるべきことは本来の仕組みの中にもありますので、またそれで努力していくということになると思います。

○奥平一夫委員 私が聞きたいのは、いわゆる基金で起ち上げた認可保育所のその後の運営をお聞かせください。

○伊波輝美福祉保健部長 認可化されますと、通常の基準どおりの制度に乗せていくというのがこちらの趣旨です。

○奥平一夫委員 それで皆さんが今度の基金条例をつくって、60園掛ける60人の3600人の待機児童の解消に向けて行うわけですが、今議論されておりますように年間20カ所を認可化するというのは非常に厳しいのではないかという指摘もありましたが、皆さんはこの60園という一つの目安は、市町村単位も含めて、施設整備費も700万円と伺いましたが、これで基準をクリアできる、例えば認可外保育施設はどれくらいだと予測をしていますか。

○伊波輝美福祉保健部長 実は、認可外保育施設の監督基準をクリアすれば消費税が無料になるという基準があるのですが、その基準のところは118カ所余りのところがありますので、そういうところにアプローチしていこうかと考えております。

○奥平一夫委員 認可化に向けて、もちろん県内の認可外保育施設の一つの候補して110カ所ぐらい余っているということですが、これは本当に認可の基準をクリアできる認可外保育施設なんですか。どういうところをクリアすれば、認可化できるかという基準についても少しお聞かせいただきたいと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 最低基準は施設整備、例えば子供1人当たり何平米とか、遊戯場は幾らかという施設整備の基準があります。トイレは子供の数に合わせて幾つ必要だとかというのがありますが、施設整備に心配なのは空間基準がクリアできるかという部分、面積基準です。あともう一つは、運営費になりますが、最低基準の職員は配置されているのかということもありますので、この分に関しても3人とかという感じで手当てをしようということになっています。ですから、例えば1人当たりの子供が3.3平方メートルであれば、90人いるところは60人落とすことでクリアできるわけです。こういう対応をしていけばできるんじゃないかということで、そこをターゲットにしています。今、最低の子供の数というのは、小規模の保育園がありますので、これは30人のところがありますので、こういう対応をしていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 一番気にしているのは、いわゆる保育園の面積基準、それから施設ですよ。これが恐らく700万円の整備費でクリアできるのが110カ所と理解していいんですか。

○伊波輝美福祉保健部長 必ずしもそうではありません。それは個別のどうい
うところが不足なのかは、市町村と一緒にこの施設はこうだという確定を今年
度でやりたいと考えております。

○奥平一夫委員 次に、市町村の話在先ほど仲田委員もされておりましたが、
今、地方の財政は相当厳しいので、私が住んでいる宮古島市も認可化に向けて、
私も市議会議員時代にやったのですが、私がいる間は1カ所しかできなかった
んですね。これはやはり財政が相当厳しいからということで、なかなか認可化
に動けなかった。そういう現状がある中で、県内で60園の認可化を進めていく
という事業が各市町村はどうだろうかというのがあるんですね。その辺は今言
っている110カ所を含めて市町村との話し合いはこれからという話ですが、見
込みはどうですか。

○伊波輝美福祉保健部長 比較的一番多いところはやらざるを得ない、頑張る
と言っていたいています。

○奥平一夫委員 これは3年のうちに基金をしっかり使っていくことが大事と
いう話ですが、皆さんの意気込みというのは60園の認可化を必ずやりたいとい
う気持ちですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、そうです。残りましたら返さないといけない
ので、できるだけいい方向に行けるようにしたいと思います。

○奥平一夫委員 それには市町村に対する支援を何とかやっていかないと非常
に厳しいと思います。先ほども指摘したように財政が相当厳しい中ですから、
この辺についての市町村に対する支援というのは県として考えていませんか。

○伊波輝美福祉保健部長 認可化された保育所へは交付税措置があるんです。
翌年度になります。反映されますので、それに関してはこういう措置がされる
のでぜひやってくれという形だと思います。今、ネックなのが一般予算で繰り
入れをしています。保育料の徴収基準の補てんをしているものですから、この
部分で各市町村がうちの試算では3600人をやったときに2億円か3億円ぐら
いになるのではないかと考えているのですが、これを各市町村がどう考えるか
ということになります。その3600人分の保育料は措置されるという説明をしたい

と知っているのですが。

○**奥平一夫委員** それはわかるのですが、そのほかに各市町村はどうしても財政は厳しいわけですから、それを特別に県のほうで支援していくつもりはないかどうかお聞きしたいのですが。

○**伊波輝美福祉保健部長** 認可外保育施設の給食費が11日しか補助できない状況ですので、そういう意味では市町村に対する補助は厳しいです。

○**奥平一夫委員** 実は、認可化へ向けて我々が望んでいるのは職員の待遇の問題もあるわけです。職員をしっかりと措置して、子供の保育に一生懸命にやってもらうこと。ところが認可外保育施設というのは本当に低賃金で10万円そこそこもらうか、もらわないかの職員もたくさんいるわけです。そういう中で認可化されていく。やはり認可化されることによって職員の賃金はどのように変わってくるのですか。もう一つに、職員の定数があると思いますが、60人の子供たちの中で職員が何名でというのは条例で決まっているはずですが、正規職員、非正規職員は、今は非正規職員の方々がたくさんいらっしゃるんですね。認可保育所でも賃金は安いということがあるものですから、今度の認可化に向けて、職員定数の中で非正規職員はどう考えていらっしゃいますか。

○**伊波輝美福祉保健部長** 正規職員、非正規職員の基準はないのですが、保育士という資格を、有資格者という縛りを要求しております。

○**奥平一夫委員** 保育士はもちろん免許を持たないといけないのですが、正規職員は園長だけで残りは非正規職員でもいいという考え方ですか。

○**伊波輝美福祉保健部長** そういうやり方だと持たないと思います。保育園自体が持たないと思います。ですから主任がいけないとか、いろんな職種がいけないといけないという最低基準がありますので、やれると判断しないと思っております。

○**奥平一夫委員** そう判断しないと言っても現場ではいろんなことが起こるわけです。例えば補助金をつぎ込むわけですから、人件費は幾らというように入ってきていると思うんですね。それはないですか、人件費はどれぐらいで計上されていますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可化された保育所につきましては、当然に国、県、市町村から運営費が出るわけですから、そこには保育単価というのがありますので、例えば0歳児だと16万円というのがありますから、その中には一定の処遇を確保するためのものとしてありますので、仮に正規職員、非正規職員が極端な様相をしているとすれば、それは監査指導を行っておりますので、県としては現状を見てそういう所があれば必要に応じて指導、助言ということは当然にやらないといけないと思いますが、極端に非正規職員の割合が多いということは、先ほど伊波福祉保健部長がおっしゃいましたが、経営そのものもそんなにと思いますが、極端なケースは。

○奥平一夫委員 ただ、経営する側としては、今の世の中はみんなそうですが、どうすれば効率的に運営していくかということをもっと先に考えるわけですから、できるだけ安い雇用賃金で雇って黒字を出していくことを考えかねないわけですよね。その辺は認可化されても安い賃金で職員を雇うことは、全く私が考えている認可化ではないと思います。そういう意味では、職員の処遇をしっかりとやっていく仕組みをつくっていかなければならないと思います。ほとんどこれは非正規職員ですよ。ですから県としてもこの辺について、これは賃金が幾らかと規定されていないとなっているのであれば仕方ないかもしれませんが、保育の質を上げるためにはやはり職員のモチベーションを上げる。そのためにはきちんと賃金も上げていくこともしないと、認可化は全く期待できません。そういう意味でも合わせて、せっかくいい事業ができるわけですから職員の処遇についてもしっかりと指導するなり、あるいは提案していくことをやっていただきたいと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 法人認可のときに、給与水準や給与規定、就業規則が全部入りますので、それはチェックします。それから採用予定も全部チェック対象になっております。これと次の年の監査のチェックは入れられるのですが、あとは経営者の方々への考え方の指導というものになるのかと。

○奥平一夫委員 経営者の考え方によるといいますが、監査をしても結局縛りがないから、これは監査のしようがないですね。職員の賃金について安過ぎないかという指導はできませんでしょう、決まりがないわけですから。

○伊波輝美福祉保健部長 給与規程がありますので、この差というのはおかし

いのではないかという形ではできるのですが、給与規程は一般的な模範のモデルがありますので、それを採用してくると思うのですが、そのモデルに沿った形で決められているかどうかはチェックできます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 何点か確認をしたいと思います。まず先ほどの待機児童の実態調査をされていると聞きましたが、そのスケジュールとやり方を教えてもらえますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 市町村説明会を行いまして、アンケートを市町村を通じて認可外保育施設へ配布しまして、そして認可外保育施設のほうにそれぞれの保護者の方はいらっしゃいますので、アンケート調査をしまして、それを回収していくということです。5圏域の説明会でやっていくということです。

○上原章委員 具体的なスケジュールは決まっていますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 まだ具体的なスケジュールはないのですが、年内には何とかスタートさせていくと考えています。

○上原章委員 ぜひ実態を確認して、皆さんの言われる60カ所を3年間でやるというのを私もこの問題はずっと沖縄の子供たちを守るという部分では、いろんな方々が取り組んできているわけですから、頑張ってもらいたいのですが、ちょっと確認のために手元に資料があれば、過去5年間に認可促進した保育園の数は年ごとにわかりますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 平成15年度に11カ所、平成16年度が9カ所、平成17年度が6カ所、平成18年度は12カ所、平成19年度は7カ所になっております。

○上原章委員 毎年、この推移できているということですが、これは認可に持ってこれる園がこの数字までなのか、それとも行政側の財政的なものでこの数字にとどまっているのかどっちですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 市町村のほうの財政的な事情もあると思われますし、それから認可化したいという事業主体の側でも、なかなか自己資金の準備とかいろいろございますので、そういったことが総合的に関連しあっているものだと思います。

○上原章委員 もし皆さんのほうに県内で認可を目指している保育園が幾つあるのか、その辺を掌握しているのがあれば教えてもらえますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 特にそういった数字を掌握しておりませんが、今回の条例に基づいて先ほど申し上げました実態調査で認可外保育施設に対しても、その意向を調査してまいりたいと考えております。

○上原章委員 先ほどほかの委員からもありましたが、現場の行政側の財政状況もやはり関連してくる部分があると思います。また保育園のほうも目指しているが、なかなかそこまで届かないというところがあると思いますが、実は私の知っている所で、先ほど分園の話がありましたが、ほぼできるところへきている保育園で近くに認可保育所があるということで、ちょっと難しいということ現場の市町村のほうから説明を受けて、断念、保留された所があるんですね。そういったケースも規定ではあるんですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 特にそういったことにつきまして、規定があつてということではありませんが、市町村の立場からしますと地域バランスというものはどうしても必要でしょうから、そういった中で今おっしゃったようなケースがたまたま近場にあつたのだらうと思いますが、なかなか簡単にいくとは思いませんが、そういった実態も含めて市町村とも調整してまいりたいと考えております。

○上原章委員 市町村ごとに状況がいろいろあると思いますが、出発点は子供たちの処遇をどう守っていくかがあると思うので、ぜひ県がリードして、せっかく認可まで持ってきている保育園もあるのですが、なかなか市町村で、先ほど言いましたように財政的に3園とか、今年はこれまでですという形で、また翌年まで待つようなケースもあると聞いておりますので、この辺もぜひせっかくこの3年間でやろうというところも前向きに受けとめていただいて、各市町村の説明会等にもしっかりと県が訴えてほしいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今の上原委員の質疑と関連することですが、やはり市町村の財源の問題だと思います。ある保育所が何回申請しても却下されるということは、やはり市町村の財源が足りなくてそういう状況になると思うんです。ですからそのあたりをどうするかということをお県はもう少し積極的に考えていかなくてはいけないことだと思います。そして第6条の処分で気になるのは、この3年間で60カ所の保育所をやっていききたいという思いはよくわかるのですが、この第6条の中でその全部または一部を処分することができるということで、1番目として県が行う事業に関する費用の財源に充てるということで、4番までそういうことになると思うのですが、本当に3年間で60カ所の保育園ができないときに県としてその財源をほかに充ててしまうのではないかと市町村のほうは心配しているんです。そのあたりを、まず1番目の県が行う事業に関する費用の財源に充てるという説明をいただきたいと思います。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 基金の使途は、第6条で書かれている4つの事業に充てるということでこの基金は設置されます。この3年間はこの中身でやっていくということです。

○渡嘉敷喜代子委員 今年度は市町村を対象に説明会をして、アンケートをとっていくということですが、平成15年度から平成19年度までの経緯を見たときに、本当に平成15年度が11施設で、平成19年度は7施設ということは、それは何を意味するかということやはり市町村の財源だと思うんですね。認可してもその後補助もしていかななくてはいけないということもあったりして、本当に60カ所を一生懸命に3年間でやることができるのかどうか。もしかしたら2年間は調査などをやって、平成23年度でやっと認可の仕事にかかっていくのではないかと。そのときに一体どれだけの保育所が認可されるのかどうかも、首長自身が本当に実現性があるのだろうかという話もしているわけです。そのあたりはどうなんですか。本当に実現可能ですか。

○伊波輝美福祉保健部長 先ほどもどなたかの質疑に答えたのですが、地方税で今年やると。来年ですが、交付税措置がなされているということです。それから保育料の単価、徴収基準を市町村が上乘せして補助している分があるので

すが、この分は市町村が負担しなくてははいけない。それでこちらで試算したのが、約2億円という数字です。1市町村でどれぐらいになるのかはわかりませんが、11市町村であれば2000万円となりますので、やっていけるのではないかと考えております。ですから市町村には地方交付税が出てくるということで説明したいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 まず資料を要求したいのですが、認可外保育施設の現状は出ているのですが、認可保育所のものはありますか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員からの資料要求の申し入れに対し、委員長より説明員へ資料を提出するよう要求する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 14ページの一番下のほうに平成20年度認可外保育施設の現状調査と書いてありますが、括弧で届け出がある施設のみというのは、これは届出義務はないということですか、認可外保育施設の場合は。ちょっとわからないのですが。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 こちらの設置届けがある施設のみと申しますのは、認可外保育施設であっても5人以上の場合は届け出をしますということで、それを押さえているものだということです。ですから個人的に一、二人という所までは入っていないけれども5人以上をやる場合は届け出る義務がありますので、それが反映されている数字です。

○佐喜真淳委員 ということは5人以下が仮にあったとして、それは県としては確認できないということですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい。届出義務がありませんので確認できません。

○佐喜真淳委員 幾つあるかもわからないということですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、そうです。5人以下の分に関しては。

○佐喜真淳委員 よくわからないのですが、これを追跡して調べていく必要性はないということですよ。

○伊波輝美福祉保健部長 法的にといたらおかしいですが、個人的に預かっていたのではないかと、保育所という形ではなくて。

○佐喜真淳委員 潜在的に待機児童の調査をこつしにやるというから、どこまで範囲を広げてやっていくかわからないですが、そういうところは大きくやらなくてもいいという判断でいいですか。

○伊波輝美福祉保健部長 こちらが調査するときはどういう施策を展開するかとか、そういうときにしかやはりできませんので、概数でしか我々も把握できません。しっかり調査ということではありません。

○佐喜真淳委員 平均的というか、基準というか、認可保育所の1園で大体60人ぐらいですか。これは上限があるのですか。認可保育所の規模によって違うと思いますが、何名以上はだめだとか、何名以内に抑えてくれとか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 20人以上ということで上限はありません。

○佐喜真淳委員 上限がないということは、例えば沖縄県の認可保育所で一番多い児童数は何名ですか。

○伊波輝美福祉保健部長 認可保育所の最高が180人、200人を超す認可外保育施設があります。

○佐喜真淳委員 1園当たりの平均は何名ですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 標準は60人ということですが、平均は80名です。

○佐喜真淳委員 皆さんからいただいた資料の13ページの保育所の現状で計算してみたのですが、平成15年度が認可保育所が326施設、平成20年度が367施設で41園増になっています。その増になった資料だと思いますので、単純に認可保育所の人数は、平成15年度は2万6456名、平成20年度が3万1421名で約5000名ぐらいふえているんですね。それを1園当たりの平均をとったら121名ふえる計算になるんです。この数字上はそうですが、平成20年度の3万1421名から平成15年度の2万6456名を引くと4965名がふえたとなるんです。同じように認可保育所の数を計算すると41園ふえているのですが。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可保育所の数と入所児童の数ですが、例えば既存の60人定員でやっているところが、どんどん大きくして定員を80名、90名にするという定員の増だとか、分園などがございますので。

○伊波輝美福祉保健部長 分園の増ではなく、定員の弾力化という作用がありまして、4月は定員が20名だったら20名ですが、要するに4月に入れる子供というのは流動的ですので、例えば生まれたら途中で入園したい子が出erわけです。それに合わせた形の割り増しの定員弾力化が行われております。

○佐喜真淳委員 わかりました。流動的ということと理解しておきます。14ページの認可外保育施設の現状は当然にばらつきがあって、那覇市が一番大きくて97施設、当然に市が多いのはわかるんですね。18番目の北谷町が22園、普通の町村よりはるば抜けて高いんです。認可保育所と認可外保育施設の資料を見たかったのですが、今年度は潜在的な待機児童を調査するというところで、データの的にも市町村のものも出てくると思うんですね。そうすると当然にヤンバルのほうは少ない数字になってくるだろうし、都市部が多くなるのは当然だと思いますが、戦略的な政策として都市部のほうに集中的にやっていけば可能性は強くなると思いますが、そのあたりの政策、考え方、方針として持ち得ているのかどうか。

○伊波輝美福祉保健部長 これから保育園自体にも施設長にアンケート調査を実施します。それから市町村の意向も確認いたします。ですから戦略的にどうしたほうがベターなのかは、多分たくさん出てきたらどこをどう整理するかという課題になると思います。少なかったら全部やっつけられるのではないかと思います。想定60名を超したときにどうするかという課題になるのではない

かと思えます。

○佐喜真淳委員 当然にこれは調査して、結果が出て、ある程度皆さんの方針が固まってくると思いますが、期限は3年間と決まっているんですね、予算も決まった。そうすると闇雲に24市町村を当たっていても、やはり温度差がありますから。積極的にやる部分などをしっかりと方針としてやっていただければいいのかなということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 主に認可外保育施設への調査、今回新しく入るということで、ある意味ではこの調査の仕方いかんによっては現実を具体的に把握、これまでしたことがなかったということがこの問題の背景の根深さが見えないだけに怖いという部分があって。今回この実態把握ができるというのは非常に問題が浮き彫りになってくるのかという意味で、調査に期待をしているのですが、この条例の第6条の処分の中で（1）で「保育の実施への需要を調査し」となっており、また（4）でも「県が行う調査等に」ということですが、今おっしゃる調査は（1）ですか、（4）ですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほどから申し上げている実態調査というのは（1）のほうです。（4）のほうは認可外保育施設に対して、先ほどから処遇の面でいろいろありますので、現在も調査しております。ただ調査員の数が大変少ないものですから国とも調整しまして、そういったこともできるようにということで増員しまして、この3カ年で認可外保育施設に足しげく回れるようにということで4番目の調査がございます。

○仲村未央委員 処分にかかる（1）から（4）までが具体的な事業になっていくと思いますが、それぞれが10億円のうちの財源を幾らずつ充てるという見通しは幾らになっていきますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 平成20年度に関しては、支援も含めて、先ほど言った研修事業など諸々を合計しまして1億5400万円、平成21年度から平成23年度まで9億1300万円ということで考えております。

○仲村未央委員 トータルでおっしゃっているわけですね。それぞれの事業別ごとに、ここに処分の手法として第6条の(1)から(4)を指していますが、それによって皆さんは事業の項目だて整理をしていないのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 (1)の調査につきましては、112万2000円でございます。2番目につきましては、10億6800万円です。3番目は具体的積算がちょっとできてないですが、4番目につきましては462万円となっております。

○仲村未央委員 調査のとり方には、112万円かけられるということですが、調査内容はできていますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 これからの予定です。

○仲村未央委員 ファックス等でやりとりするということでは恐らくなくて、各1園に具体的にその状況を把握していただけるものという意気込みで理解しているのですが。先ほど認可保育所の中で監査を通して実態を把握されているとおっしゃったのですが、例えば職員の正規職員、非正規職員の割合の実態を見てみますと、ほとんどが非正規職員で運営しているのが圧倒的に多い印象を持っているんですね。公立でも半数以上が臨時的任用職員という保育園は幾つもあります。そういう中で、認可外保育施設の調査の項目の中に認可外保育施設の実態の運営の働き方がどうなっているかということも含めて調査項目に入りますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 そういったことにつきましては、予定しておりません。

○仲村未央委員 その前に認可保育所の実態がどうなっているかというのは把握されていますか、今の正規職員の部分での把握はしていますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可保育所における正規職員、非正規職員の割合につきましては、正規職員が47.9%、非正規職員が52.1%となっております。

○仲村未央委員 認可保育所に関しては、民間も、公立もこのような実態が当

てはまるような状況だと思うんですね。実際には非正規職員、臨時的任用職員のほうが認可保育所にも多い。保育園によってはほとんどが正規職員でという保育園も中にはもちろんありますが、園長と全体的な統括をする方だけが正規職員で、それ以外は非正規職員だという所も実際にあると私は思っているのですが、先ほどの調査項目の中でぜひこういった実態把握の調査に関して、この部分もぜひ項目に入れるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 本事業の調査というのは待機児童の解消ということで潜在的待機児童も含めた実数の把握、そして認可化を希望、認可化意向調査が主目的ですので、この調査では考えておりませんが、年に1度運営状況報告というのがありますので、そういったものの中で対応していきたいと考えております。

○仲村未央委員 この問題と認可化の問題が関係ないかということと大いにあるというのが私の意見なのですが、今市町村が上乘せで一般財源で補っている、先ほど言ったトータル大体2億円から3億円ぐらいになるという見通しをおっしゃっていましたが、それが賄えないために公立保育所でも半分以上臨時的任用職員に回さざるを得ない、正規職員が雇えないという状況で、深刻な財政難の中で民営化に移行しているというのが実態だと思うんですが、その辺について公立保育所が民間化されていく流れの中で今の市町村の財政難をどのように認識していますか。

○伊波輝美福祉保健部長 公立保育園の分に関しては少し市町村自体の判断になると思いますが、それが法人でやる場合、民間でやる場合はほぼ交付税措置ができる。ですから今回の認可化に関しては、協力してもらえないのではないかと。心配なのは、保護者から取る徴収基準です。徴収基準には軽減措置を入れているんです。この分が少し負担が大きいかと考えております。

○仲村未央委員 交付税措置は今もあって、それでもなかなか認可保育所に行けないという実態が市町村の財政状況だと思うんです。つまり、この3年間で1年間に20園ずつというペースの速さに市町村が本当に追いついていけるかどうかというときに、現状の厳しさが非常に深刻だと思っているんです。その交付税措置は今でもありますよね。それでもなかなか認可保育所のほうに市町村の財政上の実態の中では行けないということなので、非常にそこら辺の厳しさというのは、思いはもちろん協力的にしたいという思いはあっても、とても厳

しいという声は実際だと思うんですが、そこら辺の実効性と市町村財政の今の状態を見るときに、本当に20園が達成できるのかという意味での厳しさをどう認識されていますか。

○伊波輝美福祉保健部長 先ほどの保護者への徴収基準の話は保育料という形で保護者への支援という話でした。公立保育所は人件費の全部を交付税で見ないといけないのですが、その法人立の保育園では、例えば10万円の単価の中で、これが保護基準だとしたら2分の1は国が持ちます。4分の1は県が持ちます。4分の1は市町村が出します。この4分の1に関しては保障されていますというのが私たちの市町村への説明だということです。その4分の1が出せないということではなく、4分の1も来ますよという話をしたいということです。

○仲村未央委員 4分の1に該当する県と市町村の60園、3600人を認可保育所に移行した場合の財源の具体的な額は幾らですか。3年後にそれが実際にされたとして4分の1ずつ負担しますよね、県と市町村が。そのときにかかる年間の運営費はトータルで幾らと見ていますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 4分の1が約6億5100万円と思われれます。

○仲村未央委員 平成20年度で認可保育所が367園ですよね。その運営費に県が使っている年間予算は幾らですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 手元に確たる資料がないのですが、およそ45億円だと思います。

○仲村未央委員 60園、3600人を定員にいたしたとしての予算は45億円プラス6億円のトータルなるという理解でよろしいですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい。そうでございます。

○仲村未央委員 それと5歳児の関連でお尋ねしますが、今こちらに出ている(3)の学校の教室、公民館、その他施設において市町村が行う保育の事業を支援するための費用の財源に充てるというのは、具体的にどういうメニューになりますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 本項目につきましては、実は平成17年度から同じくこの沖縄特別振興対策調整費を活用して子育て家庭の就労支援モデル事業をやっておりました。これも3カ年継続の事業であったわけですが、この事業も沖縄特別振興対策調整費を使っておりましたので、今般この基金をつくるに当たりまして、従前あったこの事業を（3）として取り組んでいるということです。子育て家庭の就労支援モデル事業につきましては、新規につきましても平成20年度までということで国と調整がついておりまして、例えば平成20年度で新規が出ますと、あと2カ年間は継続して運営費などの助成がありますので、その分はこの中に入っているということです。

○仲村未央委員 平成20年度だけということですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 平成17年度から実施してきましたが、平成20年度を新規の最後としまして、平成22年度、平成23年度までで、この事業も沖縄特別振興対策調整費でやっておりましたので、従前あったA事業というものを新しくつくるこのB基金事業の中に取り組んでいるということで、この（3）はございます。

○仲村未央委員 これの実績はどのような状況でしょうか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 5カ所でございます。

○仲村未央委員 就学前の児童がこの保育の対象になるということで考えた場合に、幼稚園の午後保育、学童へ行っている子、幼稚園の預かり事業に行っている子、この子たちは待機児童の中に入りますか。つまり、保育を必要とする児童、あるいは保育に欠けている児童ということでカウントされますか。

○伊波輝美福祉保健部長 幼稚園を希望したということで、午後だけ保育に欠けるという形でのカウントはできないということになります。追加で申し上げますと、学童クラブとかは全国ベースでは幼稚園児は入っておりません。ですけども沖縄は特例でお願いして学童クラブで預かっていただいているという仕組みになっております。

○仲村未央委員 沖縄だけの特例がいつまで続けられるのかということで、非常に深刻な、学童クラブからもしも5歳児が入所できないとなったときに、明

らかにこの子たちは保育に欠けてくるのではないかという見通しがあるわけです。その辺の実態の把握は教育委員会がやるべきだと思っているのですが、それとも福祉保健部のほうで同じ5歳児を含めての待機児童の対象の調査で今回入れていこうという考えはありますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 教育庁の所管であろうと思っております。

○仲村未央委員 教育庁の所管として、もしそれがはっきりしませんが、来年度以降も5歳児が入所できるのかどうかというのはまだ見通しが無いというのが学童クラブの言い方で。見たところ4分の1から5分の1ぐらい通っている子のうちの5歳児、実際に利用している、午前中は幼稚園に行き、午後はこちらに来てますという数が結構いたというこの間の報告だったのですが。そこら辺でもしこれが教育庁の調査の中で出てきたときに、この部分の保育ということもそこからは福祉保健部の管轄に回ってくるのか。その取り扱いが、担当が非常にわからないところだと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 学童クラブに関しましても、福祉保健部の所管ですのでその学童クラブに何名いるかというのはこちらで把握できます。今、認可外保育施設に入っている子供たちで要保育児童が何人いるのかというのがこちらのテーマですので、その調査が云々という話ではないのではないかと。この調査でこれをやるべきだということではないと考えております。

○仲村未央委員 優先順位は、認可外保育施設に実際に通っている中の待機児童の把握というのはもちろんですが、そこも含めてトータルで見えていかないと結構大きな見落としが出てくるのではないかとということですが。

○伊波輝美福祉保健部長 それは待機児童ということにとらえないといけないと思います。ただ本当に問題なのは、お母さんたち、子供もそうですが、どうしても幼稚園を選ぶという傾向がありまして、私は20年前も保育園の担当をしていたのですが、そのときから比べると5歳児も保育園で預かれるようになっております。

○仲村未央委員 最初に申し上げた要望ですが、ぜひ実態調査にかんがみて、実際に今認可されている保育園も含めて、働き方などがどうなっているのかをこの際本当に調査が必要があると思います。認可外保育施設の調査の中にも入

れられないということでしたが、ぜひその把握も含めて積極的な取り組みでやっていただきたいという要望を申し上げて終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 公立の部分で市町村は大変な状況だという現実ですが、私立の認可保育所が242園で、その経営状態は把握しておりますか、おおむね。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 監査をしておりますので、そういった方向で把握していることになろうかと思えます。

○桑江朝千夫委員 経営状態が大体いいのかどうか気にかかるところがあるのですがどうですか。

○伊波輝美福祉保健部長 資金繰りに困っているという話は聞いておりませんので、要するに積み立てすべき法定のものがいろいろありますから、それもきちんとやっているか。それから収支はきちんとやっているか、これは全部監査対象になりますので、そういう意味での問題はないと思えます。

○桑江朝千夫委員 今回の基金の条例で認可化されたいと手を挙げる保育園を支援していくわけですね。それをクリアできるようにその保育施設の面積基準を達成させる、上限700万円で補助しようと、1回かぎりです。もう一つの運営費に関しては、3年間は出し続けるということですがどれぐらいですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 運営費につきましては、これから調査しますが、認可外保育施設に待機児童がいらっしゃいます。待機児童の0歳児で2万7000円、一、二歳児で1万6000円、3歳児で6000円、4歳以上の児童に対して5000円ということで運営費を助成していくということになっております。例えば、ある認可外保育施設がことし、もしくは来年に手を挙げて1年後に認可化したいということもありますでしょうし、あと2年間かけてやっていきたいとか。場合によっては3年後だということもケースとしてはさまざま考えられると思えます。その間この運営費は助成します。

○桑江朝千夫委員 その後の支援は。

○伊波輝美福祉保健部長 認可化されると制度に乗っかるということですので、支援は通常のバックアップ体制になるということです。

○桑江朝千夫委員 先ほどから関連しているのは、面積は大きくした、そして職員の定数もふやさないと基準はクリアできないわけですよね。その後なんですよ。運営としても、認可に乗っかっただけの支援だけでいいのかという感じがするんです。つまり、先ほどから重複しますが、気になるのが非正規職員だけをふやして、この基準を到達する3年後には今あるこの状態の中で運営していかなくはいけないというところに懸念があるのですが、もう一度どのような見解を持っていますか。

○伊波輝美福祉保健部長 制度に乗っかる、認可化というのは、法人化することです。法人認可には知事の認可を受けなくてはならないのですが、認可基準がきちんとありますので、それでなされたところが認可化されるということになります。職員基準もそのときに1回目の審査をやりますので、正規職員、非正規職員の部分に関してもまずここで見ていきたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 ですから職員定数をふやして認可になった3年間はいいいんだが、その後の保育園自体の心配はないのかと私はしているのですが、経営面から見て、私自身も研究したいと思っておりますが、条例のつくり方も聞きたいのですが、第3条の管理の部分の第2項はどこのだれが判断するのですか。

○伊波輝美福祉保健部長 運営に関しましては、会計管理者がやります。出納事務局のほうになります。

○桑江朝千夫委員 出納事務局が判断する。ただ、基金条例のつくり方としてのフォームに乗っかってやっていると思うのですが、3年間の部分で、この第3条の管理は必要ですが、第2項に関しては有名無実という感じがして、こういうのはしっかりやれないのはやらないで削除してもよかったという感じがします。

○伊波輝美福祉保健部長 3年間ですが、基金といっても、例えばほかの基金もあるので全体の中での割り振りになるのではないかと思います。ですから、繰り返しではないですが、お金に色がついているわけではないですので、确实

なところで運用してもらって、取り崩しのところから出してくるという運用になると思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 この基金条例のタイトルが待機児童対策になっているのですが、確認ですが、中身を見ますと認可外保育施設を認可化するということ、いわゆる待機児童解消で先ほどちょっと懸念があったのは、認可保育所の分園をどんどんふやしていったり待機児童を解消する方法もあるし、既存のところはどうやっていくかという方法もあるでしょうけれども、この条例は認可外保育施設を認可化していくという理解でよろしいですか、そのみに使っていくという。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、そうです。これに限定された基金です。

○比嘉京子委員 それを前提としてですが、幾つかこの問題点について多くの方が質疑しているのですが、まずこの10億円というのはこれまでそういうことがなかなか大幅にできなかったという中においては非常に評価されることではありますが、実に遅い、言ってみればそれだけ政府の管轄外にいた期間を比べると非常に少ない金額であると思いますが、第一歩として評価できるものだと理解します。その中で多くの方々が危惧していることの1つに、今回の認可外保育施設の認可化の基準と、今まで認可外保育施設を認可化してきた基準は同じですか。

○伊波輝美福祉保健部長 児童福祉法で最低基準が決まっておりますので、これをとる所ということになります。

○比嘉京子委員 これまでは優先順位のために、基準で先ほど面積とありましたので、まず子供たちの人数は20人以上であればいいという理解でいいですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、そうです。

○比嘉京子委員 20人以上の認可外保育施設を運営している保育園はすべて対象になると。自分たちも手を挙げていいという理解でいいわけですね。

○伊波輝美福祉保健部長 市町村が認定する、この保育園をやるということで規模的には20人でよろしいということです。

○比嘉京子委員 手を挙げていい基準はわかったのですが、これまでは例えば60人以上じゃないというようなことを市町村自体はやっていたので、40人台のところは全然手を挙げられない現状があったわけですが、この基金の大幅な入り口のために20人以上だったらOKですよと、あとは市町村の判断の問題になるという理解をいたします。その次に土地の所有がどうだとか、遊び場がどうだという、いわゆるアパートとかビルの一角などの基準もこれまでの認可化する基準も同じだという理解になるわけですよ。そういうところで何園が対象になると把握されているのですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 そういったことにつきまして実態調査をしてまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 踏み込んでですが、例えば60人の定数の保育園を1園つくるとして、今ある既存の認可外保育施設が認可化に手を挙げるということをやりまして、そうしますと運営費をつくったとして、運営費は、例えば手を挙げたとして700万円ということでは今言ったような設備の最低基準を満たすためにプラスアルファがないとなかなか認可化に向かっている基準自体に通らないだろうということが予測されることと、それも持ち出してでもいいからやりたいということがあったとして、その後の運営費ですが、市町村が担う4分の1がありますよね。4分の1に対して平成23年度までは補助できるけれども、平成23年度以降は市町村がやるということになるのですか。

○伊波輝美福祉保健部長 4分の1の話は、私たちの現保育制度の中のものに4分の1ということになります。100%だったら25%を市町村が持つ、県が25%というのが今のベースです。認可化されますと、これがいくわけです。1人当たり幾らという形のいき方になります。ですからこの基金でいくのが平成23年度までで、最長で3年間の運営費補助があるということです。3年間のうちに認可化すればいいということになるわけです。

○比嘉京子委員 認可した後の市町村の持ち出しは、例えば那覇市がこの制度に乗っかって20園ふやすとなったとします。そうしますと、もちろん子供たち

の処遇は向上するだろうと。そうすると那覇市としての持ち出しが20園分ふえるわけですね。結局、今の2分の1と、4分の1、4分の1で県ももちろんふえるけれども、市町村もふえるわけですね。この4分の1がふえることを懸念して、先の見通しが立たないために手を挙げられない市町村がいるのではないかというのが多くの委員の質疑の中にあっただと思いますが、どうですか。

○伊波輝美福祉保健部長 その4分の1は地方交付税措置がなされます。ですから1人います、1人ふえた分交付税措置がなされる。制度に乗っかるとそういう利点がありますとで説明していきたいというのが私たちのスタンスです。

○比嘉京子委員 この交付税というのはきちんと保育園に行くように枠はつくられているのですか。

○伊波輝美福祉保健部長 公立保育所は一般財源化されました。ですが認可保育所分はきちんと措置されております。県も先ほど40何億円分きちんと負担金で用意されていますので、これが5億円ふえたら50億円いくという形になります。

○比嘉京子委員 市町村における流用にもならない、別途の流用に決していかないという理解でいいですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、そう考えております。心配なのは保護者へ対して、繰り入れる分が多くなることをちょっと心配するのかなと考えております。

○比嘉京子委員 この前提があって、私は一つには認可外保育施設が認可化するということは最重要な子供たちの処遇の問題、税が投入されてくる問題、人的な資質の問題、給食の問題も含めて大変向上すると思っているのですが、今まで認可外保育施設から認可化された保育園の問題点というのは何ですか。

○伊波輝美福祉保健部長 特に聞いておりませんが、保護者からの苦情などありませんのでいいと思っているのですが。

○比嘉京子委員 きょうここでは論じませんが、認可外保育施設が認可化された保育園がどんどんふえてきているのですが、その次のステップとしてぜひ想

定していただきたいことは、今までずっと認可外保育施設でやってきた感覚、認識、意識、その意識改革というものに物すごく問題点を抱えていると思うんですね。そこに手を入れていかないと、制度だけは乗せました、税は投入されますからよくなりますというだけではなかなか、これは別のときに論じたいと思います。

最後に、こういう資金がきちんと流用されずに入っているにもかかわらず、先ほど他の委員からもありましたように正規職員と非正規職員の割合が半々、または半分を切っているという状況は、やはりこれには現場の大きな問題があると思うんですね。ですから本当に途中でどんどん人数がふえていったりしたときに、途中の保育士はずっと声高々に言っても人はいないんですね。これだけ保育士を養成してきてダブっているはずなんです、途中の採用はほとんど見つからない。そういう実態がどこにあるのか、そこも含めて処遇の問題、保育園を運営するトップの問題も含めて、そういうところが隠されているんですね。県の実態把握の中になかなかそれが見えない。だから親から苦情がない限り苦情はないものだとしているかも知れませんが、保育指針の義務化ということも含めて、あとは子供たちの処遇の問題として本当に質が上がるのかということと、それから職員の処遇も含めて、余りにも低い次元から話が進まないものですからそこまでいかないのですが、そこら辺も含めて皆さんの実態把握を次々にやっていただきたい。そして、非正規職員と正規職員の問題、賃金等の比較は御存じですか。同じ年齢での非正規職員と正規職員の賃金の比較です。これが認可保育所と認可外保育施設の違いも把握していますか。

○伊波輝美福祉保健部長　うちのほうの監査調書の中には給与の明細は入ってこないです。正規職員、非正規職員はありますが、この人が幾らという部分はありませんのでちょっと把握できないです。

○比嘉京子委員　やはりこの辺も制度的に義務化していく、監査の項目として。非正規職員と正規職員の割合を何パーセントにするとか、それからいってみればある程度の給与基準を年数とともに大体の枠をつくっていかないと、これも言ってみればトップの裁量権に任せられていて、いい保育につながっていない。このことも大いに問題になっている次のステップではないかと思うんです。以上、意見を申し上げて私の質疑を終わらせていただきます。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時22分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、議案書の9ページをお開きください。

乙第4号議案沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、那覇市が処理することとする必要があるため、条例を改正するものであります。

沖縄県福祉のまちづくり条例第34条では、市町村が制定する福祉のまちづくりに関する条例の内容が、県条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、当該市町村の区域においては県条例の生活関連施設の整備に係る規定（以下、「整備基準等」という。）を適用しないこととしています。

平成12年に那覇市が福祉のまちづくり条例を制定したことから、那覇市の区域においては、整備基準等の適用を除外する措置をとってきました。

しかしながら、平成20年3月に那覇市の条例が改正され、那覇市条例から整備基準等がなくなったことにより、県条例の適用除外と認められなくなったことから、那覇市においても県条例の整備基準等を適用することとなります。

そのため、事務の効率化の観点から条例に基づく事務の一部について、那覇市が処理することとする必要があり、条例を改正するものであります。

以上で、乙第4号議案についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 県以外で福祉のまちづくり条例を持っている市町村はどちらですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 条例は、那覇市だけです。

○仲村未央委員 那覇市だけ持っているということですが、今回、県の条例と同等以上ということでは本来は那覇市が独自に持ってきて、そのために適用除外だった。今回、適用除外が逆に復活して県条例に組み入れて、同等の基準になるということですが、今回の那覇市の条例改正によって今まで同等以上であるという水準は具体的にどういったレベルを那覇市は条例によって持ってきたのか御説明をお願いします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 同等以上というより、同等と認められるということですので、すべてが厳しいというわけではありません。ですから今回の改正によりまして、例えば規制が厳しくなった部分と緩和された部分があります。比較いたしますと、例えば同じものでありましては適合義務が課せられる対象施設はほとんど同じであります。さらに対象面積は、百貨店、飲食店等につきましては500平方メートルから200平方メートルに、それからホテルが1000平方メートルから500平方メートルに、質屋やクリーニング屋のような小さなお店が150平方メートルから100平方メートルになるなどこの辺は県の基準のほうが厳しくなります。ただ、共同住宅の対象につきましては、那覇市が20戸以上、さらに1000平方メートル以上ということに対して、県条例では51戸以上、または2000平方メートル以上ということでこちらは緩和になります。さらに規制の部分になりますが、例えば那覇市の場合はモノレールの駅や空港、旅客バスターミナル等の建築物ということになっているものに対して、県の条例につきましては港湾、港湾旅客施設、那覇市であれば離島にいくところもあるわけですが、そういうところの施設内も規制の対象となります。さらに施設の整備の基準としての出入り口につきましては、那覇市が85センチメートル以上と規定し

ていた部分を、県におきましては80センチメートル以上ということでこれは緩和になります。県の場合はさらに、例えば透明な塔を設ける場合に危険防止策を講じるとか、自動ドアについての危険防止策とか細かいところもございしますので、そちらの部分は規制がかけられるというところで、緩和措置と規制措置が双方にあります。

○仲村未央委員 過去に県の設置した施設だったものが、那覇市の条例によって不適合が下されたという事例があったと思うんですが、その内容について詳しく教えていただけますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 那覇市首里にあります沖縄県総合福祉センターの施設につきまして、那覇市の条例に合致しないということで指摘を受けております。その内容は、段差が少し高い、ドアの幅、スロープの勾配という部分の指摘を受けておりまして、平成15年度のオープン当初でしたが、平成15年4月の開所のときには工事の是正をしまして、現在は適合証の交付を受けております。

○仲村未央委員 今の事例でいくと、県の条例は当然クリアしていたんですか。つまり那覇市の指摘にあった今のドアの幅とかスロープの勾配、また段差の解消、これは那覇市の基準のほうが県条例よりも高かったために、那覇市から不適合を受けたのか。それとも県のそもそも持っている条例に対してもふさわしくなかったのか、その辺はどうですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 那覇市の条例と県の条例の比較では、出入り口の幅だけが85センチメートル以上でしたので、その部分だけが整合しないということです。

○仲村未央委員 実際に福祉のまちづくり条例を持っている市町村が県内においては那覇市だけということで、ほかの市町村からしても非常に那覇市に対する評価は高く、各市町村は規定とか、福祉のまちづくり要綱とかそういった内部の規定は法に基づく範囲の規制はあっても、独自でさらに基準を上乗せしたりして取り組んでいる那覇市の条例は、常に目標とされるところが市町村からはあったんですね。そういう意味では今回あえて進んでいる、より厳しく持っている基準を県にならしたということに関して、福祉のまちづくりを推進するという視点から、率直にどのように思われているかお尋ねします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 この件につきましては、那覇市が条例改正を検討した過程におきまして、今委員の御指摘のとおり、リーダーシップを持って都心部としてやっていただきたいということについては御意見を申し上げております。それも含めて御検討いただきたいということにつきましては、県のほうからも御意見を申し上げたところです。ただ今回の条例改正は、県は平成10年度に当初の条例を制定しておりまして、その後、国の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に基づき、それを受けまして平成17年度に基準を厳しくしております。その関係がありまして、那覇市よりも厳しい規定がありますとか、那覇市よりは緩い規定があるとか、ほとんどのところで県の条例でカバーできるまでに、県の条例が実は一部改正されてきたという経緯もございます。そういう内容を踏まえて、那覇市としては2年間ほど議論をして、その結果ソフト事業に自治体としては特化して、なおかつ整備基準については県に条例の適用を受けますが、その実行に向けて、特に細かい地域の中での、実効性については那覇市のソフト事業の中で点検やそういうことをやっていきたいという説明を受けております。

○仲村未央委員 おっしゃるとおり那覇市に対してやはりリーダーシップをこれまで、条例まで設けて頑張っていたらっしゃることに関しては、さらにほかの市町村の目標になってきた部分も大きいので、福祉のまちづくり条例のそもそもの目的に合致していくような、その方向性で誘導していくようなことを、やはり県の立場からも指導というか、強い要望は今おっしゃるようなことは指摘すべきだと思いますし、条例改正で確かにソフトの部分の特化させていくということはあるにしても、何もみずから持っているハードに対する基準を必ずしも相殺して下げていくことがなければいけないということではなくて、むしろ同等以上であればそれよりレベルが高ければそれは維持しながら、足りない部分を補っていく改正というのが普通は求められることだと思うんですね。必ずソフトの部分をやったからハードの部分はあえて平準になりましたということにはならないと思いますので、そこら辺は今回の県の条例の方向性からいっても、もうちょっと那覇市と協議する必要があると思うんですが、そこら辺は県都でもありますし、いかがでしょうか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 この点につきましては、現在も福祉のまちづくりの審議会に委員として出席いたしておりますので、その辺の問題提起は継続して行っているところです。特に、御指摘のようにまちづくりというのはハー

ド面を無視してはできないというところがありますので、そこら辺も踏まえた上で、どのように高齢者や体の不自由な皆さんにとっても住みやすいまちづくりをするのかということについては、もちろん今後とも意見交換をしながら連携していきたいと考えております。

○仲村未央委員 きんのうの新聞を見てびっくりしたんですが、ホテルの不正改造で18施設が不適合という見出しの記事が載っていたのですが、これについて具体的に御説明をお願いします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 この件は東横インホテルの改造問題の後、県としましても県条例による事前協議の事後の確認をやるために、事業者の方にアンケート調査を実施しております。これは平成18年5月ごろまでの実施になっておりますが、その調査の中で18件の不適合という結果が事業者のほうから寄せられております。その内容につきましては、実は全部の不適合ではないんですが、非常に特徴的な内容が、男子トイレの手すりの設置がなされていないというところが大半の適合しなかった理由になります。もう一つが、廊下における点字ブロックが敷設されていなかったという関係がございまして、その部分が不適合という事業者のほうからの自己評価を受けているところです。この一部の不適合ですとかそれについては、県としては文書等によりましてずっと指導等を行ってまいりましたが、現在においてもまだ改善されていない部分も見えますので、その事後の点検の方法をもう少し検討すべきかということは今調整しているところです。やはり双方の事業者の認識を促していきたいと。そのためにはどういうパトロールができるのかという方法について検討していきたいと考えております。

○仲村未央委員 県の福祉のまちづくり条例の不適合ということで、これを通常実効性を担保するためには、例えば罰則とかも含めてあるのか。また大問題になった事後改造に対するその後の改善点、浮き彫りになった問題から何を検証してその後生かしてきたのか。同じようなホテルで、一部とはいえ条例に照らして合わないところがあるという現実問題があるわけですけど、そこら辺はあれ以降何がどう改善されて、今実際に実効性を保つためにどういった仕組みがなされているのかお尋ねします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 実効性という意味では罰則規定はございません。その中でこれまでの指導というのは、指導、助言をまず行う。事前協議に

において計画についての指導、助言を行い、計画の是正をしていただくということが一段階目になります。その結果を踏まえて協議をオーケーした段階で、実際に建設して、整備していくわけですが、それ等についてさらに指導が必要な場合は、それを繰り返すことで改善の見られない場合は勧告という形をとられることになります。勧告に従わない場合は、罰則というよりも公表することによって、社会的に啓発というか、そういう事例についての啓発を行うということで現在は対応しております。先ほどの、実効性を担保するためにどうするかということについては、やはり完了後の現場確認、検査、完成届を受理して現場確認の検査によって確認もしているところですが、東横インホテルの場合はこの確認検査の後、実は改造しているんですね。そういうこともありまして、先ほども申し上げましたが、事後の、福祉のまちづくりそのものの実態についてのパトロールをやはり強化することで、一定の抑止力をつけていかなければいけないのではないかと考えております。

○仲村未央委員 確かに余りにも悪質で、確認検査後に改造するということは意識的にやっているというわけですから、それは犯罪的、反社会的な問題だとああいうふうにクローズアップされたわけですが。条例をなかなか知らないでとか、基本的に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律とかのに合っていればいいのかなぐらいの認識で建ててしまったところ、実際には県条例や那覇市の条例には適合しなかったというケースも恐らくあると思うんですね。例えば建築確認申請とか事前協議の段階での条例との整合や土木建設部あたりとの連携はどうなっていますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 事前協議につきましては、実際に事務を行いますのは県の場合土木事務所のほうでやっています。さらに土木建築部建築指導課とも連携しておりまして、私どもの課にもそちらとの兼務になります技師が配置されております。ですから連携して事前の協議も受けておりますし、工事の完了届の審査、現場確認も行うという連携体制はとっているつもりでございます。さらにやはり建築士の方が、どう条例を理解するのかが一番重要だと考えておりまして、それを強化するという観点から平成18年度にバリアフリーを啓発するための研修会やアドバイザー派遣制度という事業を措置しまして、現在取り組みを進めているところです。毎年研修会や現場の確認も含めたアドバイスをやっているところです。さらに広く県民に福祉のまちづくりを普及するという観点では、まちづくりの表彰制度を昨年度から設けまして、まちづくりを進めている方を表彰することで普及、啓発を強化していきたいと考えており

ます。

○仲村未央委員 実際には事前協議の連携もあって、建築の視点からも指導があるにもかかわらず、こういった不適合がそれでも出てくるということになると思うんですが。今回是正指導が18施設ということですが、これはシティホテルと観光ホテルの内訳が今すぐわかれば教えていただきたいのと、それから那覇市は県条例の対象ではなかったために、ここでは那覇市に関しては調査が上がってきていないと記事にはあるのですが、那覇市のホテル施設はどうなるんですか。調査したんですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 県の平成18年度の調査は、那覇市の区域以外の部分について調査しております。那覇市が調査、確認をしたかということについては確認しておりません。

○仲村未央委員 那覇市を外したことの根拠は、那覇市が独自に条例を持っているからということですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 平成12年以降については、那覇市の条例の適用になりますので、その部分については除外しておりますが、平成10年度に県条例が適用した後の空白の部分につきましてはこの調査に入っております。

○仲村未央委員 今回、那覇市が条例の対象になってくるわけですが、改めて同様の調査を行う予定がありますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 今のところ具体的に行いますということは申し上げられませんが、ただ先ほども申し上げましたが、パトロールをどういう体制でやるのかということについては検討する必要を感じておりますので、その中で検討してまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が仲村委員の質疑でシティホテルと観光ホテルの内訳について説明を求める。)

○垣花良枝障害保健福祉課長 ちょっとそこまではこちらでは把握できないで

す。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 平成12年に那覇市は福祉のまちづくり条例をつくって本当に脚光を浴びているんですよね。他市町村もこれに大変期待をかけております。今回改正して、今まで間口が85センチメートルだったものが県条例は80センチメートルですよね。それから百貨店、マーケット、飲食店、サービス業に至っては、県の条例に合わせるということは後退ですよね。例えば、那覇市の資料を見ているのですが、百貨店、マーケットについては500平米以上のものに対しては県条例では200メートル以上、これは後退じゃないですね。次の共同住宅の整備の対象範囲がかわって、先ほど説明がありました戸数の20戸についてはこれまで市の条例だったものが県の条例では51戸ということですよ。これは大変な後退ではないかと思うんです。20戸以上についてはバリアフリーもやらなくてもいいということになるわけですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 この間ずっと申し上げましたが、福祉のまちづくりというのは基準を設けるから、設けないからの以前に、やはりそれぞれの立場で高齢者も障害者の方も、皆さんが住みやすいまちをつくるというのが最大の目的になっています。確かに、御指摘のところの出入り口とかは85センチメートル以上から80センチメートル以上になりますが、この80センチメートル以上という基準につきましては、国の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律も80センチメートル以上、要するに80センチメートル以上ということで行動そのものに支障を来さないという基準が示されておりまして、80センチメートルを守りなさいということではなくて、それぞれの立場で80センチメートル以上の環境を整えるように、みんなでまちづくりを進めましょうということの趣旨なんです。そういう意味で80センチメートル以上にしたから85センチメートルはもうだめですよ、つくらなくていいですよということを申し上げているわけではないんですよ。それともう一つは、緩和された部分だけではなくて規制が強化された部分がありますので、トータルとして県の条例を適用することによってハード部分が基準として大きく後退するということにはならないものだと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 2006年に東横インホテルが不正をやったわけですよ。

建築確認も終わった後で改造するという動きがありましたよね。そのことについて、私たち社民党で調査をしました。そのときに那覇市都市計画課の皆さんと意見交換をしたんですが、そういうことがわかりながら勧告をしたけれども、それに対してちゃんとした指導ができていなかったという状況にあるわけですよね。私たちは、そのことについて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律も条例が守られているかといえば、いや私たちは守っていますよと言いながらこういうことをやっているわけですよね。ですから那覇市がせっかくこのようなすばらしい条例をつくっていながら、このことをあっさり平成12年につくっていて、平成20年にはまた改正するということに対して、よく那覇市がこのことを認めたなという思いもするのですが。何センチメートル以上だからどうのこうのじゃなくて、やはりハードルの高いものを目指して頑張っていかなければいけないわけですよね。ですからせっかくつくった条例を後退するような那覇市のそういうことに対して、他の市町村にもそういうことが波及してくるんじゃないか。そして2006年に東横インホテルの問題が発覚して、またこういうことも出てきている状況の中で、じゃあ県はどのようにしてそのことに対応していくのかがとても求められていると思うんですよ、いかが思いますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 御指摘のように、平成12年度以降那覇市がリーダーシップをとってやってきた功績は非常に高いものがあると私どもも認識しております。そういう意味で、今回この部分が独自の条例の中で示されないということについても、先ほど来申し上げておりますが、県としては継続してもらいたいという意見を申し上げてまいりました。ただまちづくりは地方分権の観点からも、その実態がどういう考え方に基づいてまちをつくっていくのかという考えに基づいて、範囲を決めて推進していくものだと考えておりますので、県がこのようにするという強制力は持っておりません。あくまでも県は市町村と協力しながら、まちづくりを全県として進めていくという立場において、その部分は補完し合いながら、福祉のまちづくりを進めていくという立場にありますので、引き続きどういう形でお互いにまちづくりを進めていったほうが住みよいまちづくりになるのかということについては、引き続き意見交換を進めていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 この件についての罰則もないということなんですが、東横インホテルを調べたときに、旭橋のほうなんですが、1階の障害者トイレに行く両脇に物が置かれていて、車いすがやっと通るような状況でした。ドアも

引き戸ではなくて、何ていうか、そういう健常者用のドアだったんですね。そういうドアでどうやって車いすでトイレに入ることができるのということも私たちは指摘したんですが、こういうことをすぐ改善しなければ、また来ますよという話もしたんですが、そのあたりのことはそれ以後どうなっているのでしょうか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 東横インホテルにつきましては、その問題が発覚後改善されておりまして、これは現場を確認いたしました。ドアやスロープの点検、駐車場の確保等が改善されておりまして、それについては那覇市のほうも事後の検査をして行っていると報告を受けております。さらにおもろまち駅のほうに新しく東横インホテルが最近建設されているのですが、そちらのほうは駐車場も車が乗り入れがしやすい場所に確保されておりまして、トイレやエレベーター等についても改善されていると。適合証が受けられていると聞いております。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの仲村委員に対しての答弁ですが、県がパトロールしているということですよ。那覇市自体もそういうことをやってるのかどうか。こういうハード面に関しては全部県がやるということですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 那覇市の条例改正後、那覇市は条例改正によってソフト事業に重点化したいという考えになっていまして、そういう意味において那覇市はパトロールや普及啓発のためのイベントを強化していきたいと取り組みを進めているところです。推進協議会のようなものもつくりまして、市民参加型の体験を含めたパトロールを展開すると聞いております。

○渡嘉敷喜代子委員 この東横インホテルの問題が2006年に出たときに、では那覇市は何をやっているのかということをお願いしたときに、パトロールもやっているということをお願いしましたが、この条例改正をしたときにそこまで自分たちができないと言ってさじを投げたのか。今お話を聞いたときに、そういうことだったら、本当にこれは後退にしかならないんじゃないかという思いがするんですよ。私は事務的なことはわかりませんが、皆さんの書類を見ていて、こっちに那覇市が加わってきますよね、基準の事務上の問題ですが。そういう出入りがするという事務的な、とても煩雑なやり方でいいのかどうか。今事務的なというものはそれぞれ市に投げかけていますよね。それ以外のものについては、例えばハード面の条例にしてもできるところはそれぞれの市町村でちゃ

んとやってくださいと、自治体の責任で条例をつくってちゃんとやってくださいという方法でやるべきではないのかなという思いがするんですが、どうなんでしょうか。この事務的な処理の仕方なんです。

○垣花良枝障害保健福祉課長 何度も繰り返しになって申し訳ないんですが、まちづくりはやはり身近なところ、市町村をベースにして暮らしやすい環境をつくっていくということが基本だと考えております。ただ今回の条例改正で補てんさせていただいています那覇市を加える、要するに事務委任の団体に那覇市を加えるということは、建築主事を配置している市町村に対して、建物の建築確認の申請をあわせて福祉のまちづくり条例の事前協議の審査をお願いするために事務の委任をすることです。今回の条例改正はそういうことです。それとまちづくりをこのところだけ県の事務として委任することだけでまちづくりをするのではなくて、繰り返しになりますが、当然それぞれの市町村でまちづくりは推進していくものだと思っております。これが条例という形になるのか、要綱で進めるのか、そうじゃなくて本当の実態としてやるのかということは、それぞれの自治体がいろいろとお考えになることだと思いますが、私どもとしてはやはり全県下でそのことが進められていくべきものだと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 それでは県としてどういう処方のあるのかなという思いがするんですが、那覇市は県都ですばらしい福祉のまちづくりをやってきたなという思いがするんですけども、そういうハード面はもうできないからソフト面だけに力を入れていくという、それはソフト面は当然のことだと思うんですね。県としてせっかくできた条例を後退するような、何度も後退ではないよとおっしゃるんですが、実際に後退というしか思いがならないんですね。東横インホテルを調査したときに、いや私たちは80センチメートル以上でやっていますよということで、当時の那覇市は85センチメートル以上でしたので、点字ブロックについても高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律にはちゃんと合致しているよということを言っていて、じゃあ那覇市が条例を改正したときに、そういう人たち、企業に対しての、県がやっているからいいんだということではなくて、それで本当にいいのかなという思いがしてならないんですよ。そのあたりを県としてもっと積極的に各市町村がそういうことをしっかり取り組んでほしいということをやっていたきたいと思えます。

○伊波輝美福祉保健部長 私も那覇市と話し合ったりしたものですからちよっ

と御紹介したいんですが。エレベーターの出入り口の幅が85センチメートルと80センチメートルとといいますと、規格が使えるということでかなり建物をつくる時には有利だと聞いております。那覇市のほうはその規格を使って障害者向け、老人向けのアパートや対象の施設がふえることになるのではないかと期待していると。それと県としましては県の基準がありますので、二重基準よりは、これ以上であればいいという立場ではあるのですが、県の基準をクリアしていただければ、ぜひこの基準でいいと考えているんです。

○渡嘉敷喜代子委員 県の基準でいいと言うんじゃないくて、それを超えていくようなものでなければ、これがベストじゃないんですよね。そのあたりをもっと。こういうやり方をしていると、県はこれだけで守っていくと、これ以上のことはやりませんよと受け取られてしょうがないんですよ。ですから那覇市のものに比べたら後退した部分も出てきているわけですから、それ以上のものを求めて県もしっかり頑張っていただきたいと思います。

○垣花良枝障害保健福祉課長 おっしゃるように、まちづくりはこれで終わりだということではないと思っています。意識の啓発も合わせて、環境をできる限り整えながら、まちを完成させていくという動き方をしていくことが大事ですし、これは県だけではできません。やはり市町村や地域の皆さん、利用する皆さんの御意見をそれぞれお聞きし、協力しながら進めていくことが大事だと思っていますので、特に条例を理解していただくために、説明会だけではなくてどういう方法があるのかという広報、啓発の仕方についても検討していく必要があると考えております。それについては強化していきたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 条例改正で第33条の改正で改めるということになっていますが、この説明をお願いします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 第33条は事務処理の特例という項目になっておりまして、この条例に基づく事務の一部について、地方自治法第252条の17の2第1項の規定によって、事務を特定の市に委任するということです。事務の内容は、適合証の交付に関する事務、事前協議に関する事務、指導助言に関する

る事務、工事完了の届け出の受理に関する事務、完了検査に関する事務その他必要な報告を求める事務及び立入検査に関する事務ということになっております。それにつきまして建築主事を配置する那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市及びうるま市の5市に対して事務を委任するという事です。

○西銘純恵委員 そうしますと事務処理の特例ということで、これまでは浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市に関しては独自にさせていたのに、那覇市にもこれまで県がやっていた今述べた事務をゆだねるとというのが端的に言って改正の中身ですよ。先ほど立入検査とかも那覇市にゆだねるということだったんですが、30万人を超える市民の一番大きなまちで、沖縄県がそっくり事務をゆだねるということで、県として丸ごと任せるということについては、それでよしという考えですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 これは審査事務や設計の協議、現場の確認ですとか、そのような事務については委任をいたしますが、この条例そのものの施行に関しての責任は県が持っておりますので、その報告を受けながら、県が連携して福祉のまちづくりの審査に当たっていくということになります。

○西銘純恵委員 いずれにしても、県が責任を最終的に負うという立場であるのであればそれはしっかりやっていただきたいというのと。もう1点、出入口の幅が80センチメートル以上が県の基準で、那覇市は85センチメートルと。これは85センチメートルのほうが車いすなどの出入りや高齢者、障害者にとっては移動しやすいという意味では住みやすいまちづくりにつながるわけですよ。これは一つの例なんですけど、沖縄県が那覇市より緩和されているというか、基準が緩いものについて、那覇市のように引き上げてやるということ、今度の条例改正では入っていないんですが、これについては今後見直すことは考えていますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 沖縄県は平成10年に条例改正した後、国の方も高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律ですとか、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ということで、より地域への流れの中で厳しくなっている関係もあります。私もも全国の動きに呼応しながら平成17年度には対象を拡大したり、基準を厳しくしたり、そういう条例改正をしまりました。現在、よりユニバーサルな時代になってきまして、より厳しいという拘束力を持ったという動きもあり

ますが、その件については今後すぐに対応するという事ではないのですが、やはりまちづくりを推進しながら今後どのような形で実行力も含めて確保できるのかということについては検討していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 那覇市の条例改正があったので、これをよしとして検討して、同時に条例改正の中に入れてほうがよかったんじゃないかと思うんですが、これが今回できなかった理由というのは何でしょうか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 これにつきましてはやはり厳しくする側、それからすることを是とするところと、早過ぎるとかいろいろな意見が実はございます。那覇市のほうも審議の過程の中ではいろいろな御意見があったと聞いています。やはり施設を整備する側、それからそれを利用する側、行政としてトータルとした標準的な示し方、もろもろの立場から検討する必要があると思いますし、そういう意味ではこの時期にはそういう結論には至らなかったと考えております。

○西銘純恵委員 条例改正も含めて検討していくという答弁をいただきましたので、期間的なめどというか、それも答弁いただけたら安心できるんですが、いかがでしょうか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 もうしばらく研究期間をいただきたいと思っております。簡単に答えが出るような基準にはならないのかなと考えておりますので、いろいろ調査させていただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、議案書の10ページをお開きください。

乙第5号議案沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

本議案は、精神障害者社会復帰施設である沖縄県立てるしのワークセンターについて、民間事業者に移譲するため、県立としての当該施設を平成20年度限りで廃止する必要があることから、条例を廃止するものであります。

同センターは、精神障害者に対する医療中心の施策から地域移行への施策という流れの中、当事者が主体となった地域の中の社会復帰施設が必要であるとの家族会等関係団体からの要請を受け、沖縄県が平成8年に設置した県内初の精神障害者通所授産施設であります。

精神障害者の福祉施策を推進するためには、家族会等関係団体との連携による施策の充実強化が必要であることから、同センターの管理運営については、設置当初から家族会の連合体である社団法人沖縄県精神障害者福祉会（以下、「沖福連」という。）へ委託してきました。平成18年度からは指定管理者制度を導入し、議会の議決を経て、平成20年度まで沖福連を管理者として指定しているところであります。

平成18年度、障害者自立支援法が施行され、これまで障害の種類ごとに別々に提供されていた福祉サービスの仕組みが一元化され、精神障害者の福祉を取り巻く環境が変化しております。

このような中、指定管理期間の期限を前にして、沖福連から同施設の譲渡を受け、障害者自立支援法に基づく新たな障害福祉サービス事業所として展開していきたい旨の要望がありました。このことを踏まえ、平成21年度以降の施設のあり方について検討した結果、沖福連の移譲後の事業計画、運営状況、現在の利用者への影響、医療法人等関係団体へのヒアリング等により、指定管理施設として継続するよりも沖福連へ移譲したほうが精神保健福祉サービスの向上につながると判断しました。

そのため、県立としてのてるしのワークセンターを平成20年度限りで廃止するものであります。

以上で、乙第5号議案についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 説明の中で、沖縄県精神障害者福祉会連合会のほうから譲渡してほしい旨の要請があったということですが、これについて説明をお願いいたします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 てるしのワークセンターは先ほども福祉保健部長から説明させていただきましたけれども、沖縄県精神障害者福祉会連合会と家族会の皆様からの御要望により、当事者が運営する施設として設置した精神障害者の授産施設です。その加入運営をずっと沖縄県精神障害者福祉会連合会に委託してまいりましたけれども、平成18年度から平成20年度まで指定管理者制度を導入することによって、それまでの委託の関係がまず変わったこと。それからもう一つは平成18年度に障害者自立支援法が施行されましたので、その環境の変化から平成18年後半、平成19年あたりから沖縄県精神障害者福祉会連合会のほうから、次の管理の形についてはどうするのかという問題提起がぼつぼつと寄せられてまいりました。そして平成19年度の中途に新しいサービス体系への移行をどうしようかという意見交換をしましたところ、できれば早い段階で新体系サービスへ移行し、移譲してもらえないかという意見がその段階から出てまいりました。その間は意見交換していたんですが、平成20年の4月にもう最終年度と、要するに指定管理の年度の最終年度になるんで、早目に方向性を示してもらえたらありがたいということが会長のほうからございまして、検討しているところだということをやっておりましたけれども、平成20年の6月に口頭での調整だけではということで、要望書が提出されております。

○西銘純恵委員 要望書が提出された文書を皆さんにも配っているかどうか、配っていただきたいと思うんですけれども。今年の6月17日に要望書ということを出ているようなんですけれども、これの内容についてポイントで結構です、民間移譲との関連で説明願いますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 てるしのワークセンターに関する要望書としまして、平成20年6月17日に沖縄県知事あてに会長のほうから提出されております。この内容は、私どもの沖縄県精神障害者福祉会連合会は沖縄県てるしのワークセンターの指定管理として今年度末までの加入は任せていただいておりますと。現在、県においては当該施設の民間委譲を検討していると伺っております。

す。つきましては、当法人として以下の事項を要望しますので添付資料と合わせて御高覧の上、御高配くださいますようお願い申し上げますという出だしになっておりました、そちらについてはやはり利用者のニーズに即した中長期的な展望に立った取り組みが強化されることということになっております。そのことから、てるしのワークセンターの民間委譲に当たっては、沖縄県精神障害者福祉会連合会へ委譲主として指定していただきたいというふうなことがひとつ1番目にやっています。2番目に自立支援法に基づいての体系でサービスを向上していきたいということについての要望です。3点目については、精神保健福祉の推進に当たっては、やはり公益的な性格の事業を推進する立場から、できる限りの建物設備についての無償譲渡でありますとか、土地の使用料の減免とかというところへの配慮を求めるという3点になっております。

○西銘純恵委員 私この譲渡要請、要望する文書が出たという背景は、指定管理者ということで、長い間、家族会の皆さんが施設の管理運営をずっと担って、実際に直接当事者の皆さんがやってきたけれども、指定管理ということで平成18年から平成20年までの3カ年はそのまま継続してできたけれども、将来どうなるんだろうと。そして平成21年以降の、また3カ年、3カ年と区切るこの指定管理者制度に対する不安があって譲渡してほしいというのがこの皆さんの要望の大きな着目点といいますか、そこにあるのではないかと考えているんです。ですから指定管理者ということで、条例の中でもてるしのワークセンターを沖縄県精神障害者福祉会連合会にずっと指定管理者として任せるという条例が、単独して、他の市町村でもそういう条例があります。もしそういう方向でやるとするならば、あえて自分たちに土地代も払いますと、だから譲渡してくださいということとは出なかったのではないかと、そこら辺の指定管理に対する不安や危惧や、そういう声が出てたのではないかと思うんですが、それについて話し合いの中で出た当事者の皆さんの声の説明をいただきたいと思います。

○垣花良枝障害保健福祉課長 御指摘のように、指定管理は3年ごとにと期間を定めての委託になっておりますので、それに対する不安感がありますし、その辺の御意見もいただいております。ただ沖縄県精神障害者福祉会連合会につきましては、平成6年に沖縄県精神障害者福祉会連合会として法人化したときから、みずからの施設運営をしていきたいという考えをずっとお持ちになってまして、てるしのワークセンターができて、これはいわゆる間接民営ではあるんですが、できた段階で家族会の拠点がしっかりとしたものとしてできて、その後、各地域の中で精神障害者の居場所づくりとしての小規模作業所、ずっと

運営していくという活動を展開しております。それが2年ほど経っておりますが、その中でかなり会としても経験と経営に対する意見をお持ちになってきたと考えておりますし、指定管理よりは落ち着いて、安定してみずからの施設として運営したいという強い意見はずっとお持ちのようでした。そのように意見を伺っております。

○西銘純恵委員 そうしますと、この要望書の中で建物設備は無償で、そして土地については使用料の減免をしてもらいたいとなっておりますが、将来県の方針としてこれは土地について使用料を減免するとしたら幾らでやるのか、使用料をどれだけとして想定してるのか、そして土地を買い取ってもらうときに幾らで買い取るという、そういう話まで詰めたのかどうかお尋ねします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 賃貸料とか処分の価格につきましては、これは正式には県の公有財産の管財課の運用委員会の中で、どういう方法で、どう処分するだというような県の方針の決定を得ないと、正式なお答えはちょっとできないんですが。ただ参考のものにつきましては、やはりお話の中では参考を示さないといけませんので、その中では示させていただいております。その中で使用料につきましては、年額にすると正式には154万1000円程度になるんですが、その半額としまして77万円程度を年額として考えております。月額にすると6万4000円程度になります。土地の処分価格につきましては、これも今の土地の評価についての相続税の課税の評価という一般的なものに基づいてのものです。7700万円程度だというようにして基準的には考えております。

○西銘純恵委員 沖縄県精神障害者福祉会連合会の皆さんは、実際家族会ということでも何も営利を目的としているのでもないし、この施設の運営で何か収益を上げるということでもないわけですね。それから6万円余りの月々、これまで逆に、指定管理者ということでも委託料を受けてやっていますよね。この年間委託料もお尋ねはしたいんですけれども、それもなくなって独自にやって、そして将来的には7700万円という土地を、お金を出して取得しなければいけないということが現実問題として精神障害を抱えている皆さんが可能なのか、できるのか、そこまで負担をさせるのかというところで土地を無償で譲渡しましょうというところまで那覇市が詰められたのかどうか、そこもお尋ねしたいです。

○垣花良枝障害保健福祉課長 委譲後のてるしのワークセンターの経営につき

ましては、沖縄県精神障害者福祉会連合会が希望しているように、障害者自立支援法に基づいての障害福祉サービス事業所として事業を展開していきたいというようにして計画書を示しておいでになります。その計画の中身を拝見させていただいておりますが、現在、我々からの指定管理委託料が年間2500万円になります。それに対しまして、沖縄県精神障害者福祉会連合会の事業計画に基づいて現在の事業計画は、就労移行支援事業と就労継続支援B型という、いわゆる一般就労したい人に対して訓練をして、一般就労へ迎えさせるということ。それから一般就労にはまだまだいかないけれども、やはり作業とかいろいろ労働しながらそこに仕事の間を与えて、そのことによって地域への一般就労へつなげていくというような2つの訓練を、事業サービスを予定しているんですが、それで計算しますと報酬として収入で入るのが2700万円になります。この平均利用人員は現在の利用を、現在の沖縄県精神障害者福祉会連合会、現在のてるしなワークセンターを利用していらっしゃる方の実人員をベースにした計算になっております。このことを踏まえて、今後事業の展開をしていく中で利用者がふえていくと、ふやしていきたいと、もっと活性化していきたいという考えを持っていらっしゃると思いますので、そのことによって経営は成り立っていくものだと考えています。ちなみに県が予定している土地の売買料につきましては、10年間で積み立てていくという計画を今示しておりまして、そうしますと、年間に800万円程度の積み立てを行っていくことで10年後の買い取りということを予定させていただいているんですが、可能であるという事業計画を示させていただいております。ただこの事業はやはり民間の事業として行うわけですから、計画どおりいくかどうかというのは、やはり不透明なところもあります。わからないところもあります。ですから県としましては、5年目にいろいろ状況等を見ながら、その時点で見直しを行いたいという予定でございます。

○西銘純恵委員 障害者自立支援法が施行されて、利用料と利用に対応する費用ということで施設運営がなされていって、全国各地で障害者の皆さんが事業所の運営も厳しいし、通っている障害者の皆さんも利用料負担が重くて、その通所やそういう事業所に通えないと、これが実態ではありませんか。だから年間800万円という積み立てをしていて、土地を買い取るということが、例え向こうが今手放したら、通所でやっている自分たちの家族会の皆さんや、沖縄県精神障害者福祉会連合会のこれまでの積み重ねもすべてどこかほかのところを取られるというような、そこが一番の計画を出したり、要望書を出したりしたネックにあるのではないかと思っております。ですから今の国の障害者自立支援法の中で、本当に事業所がお金をため込んで10年後にどうこうするというこ

とが実現可能なのかどうかをもっと厳しく考えていただきたいと思います。これは私は絶対できないことだと思っています。そしてもう一点は、この皆さんに施設をそのまま使わせて、独自にそういう事業を展開したいということについては、自由にゆだねていいのではないかという立場はしているんですよ。

ですから、ただ県がこれまで先駆的にといたしますか、精神障害者の皆さんの通所の施設をつくってきた。これを民間に譲るということが、精神障害者の皆さんのこの福祉をどのように考えているかという根本が問われると思うんですよ。そこで障害者の皆さんがここ四、五年どのように精神障害者の数が推移しているのか教えていただけますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 精神障害者の数につきましては、精神障害者の実態把握というのは非常に厳しくてなかなかこの実態を把握することは厳しいですが、ただ精神障害者の保健福祉手帳というのが交付されておりますので、その交付状況について数を少し示したいと思います。それとさらに入院、通院の患者数というのがございますのでそれを示したいと思います。精神障害者の手帳を受給している数は、平成14年度には2492冊、平成15年度が3488冊、平成16年度が3734冊、平成17年度が4459冊、平成18年度が3727冊となっております。これは1級、2級、3級です。さらに、これは精神科病院のほうで通院している患者の公費負担を受けている方が対象なんです、それにつきましては平成19年3月末現在で2万5439人となっております。

○西銘純恵委員 政治が貧困と格差を広げるという状況の中で、生活に困窮する皆さんがふえる中で先生方も多忙で精神疾患も病んで、休職中の先生方がふえているとかで、若い皆さんも非正規雇用で物のように使い捨てにされる、派遣で働かされるということでそういう精神疾患がふえているんですよ。そして母子世帯の皆さんも子供を育てられないと。その中で今平成19年度が通院だけ言われましたかね。2万5000人と言われましたけれども、県が出しているホームページで入院、通院の状況というのが、平成13年度から平成17年度までが出ているんですけど、確実に通院だけでも平成13年度2万5861人から毎年ふえていって平成17年度で3万1171人と出ているんですよ。ですからこういう精神障害の皆さんに対する県の行政が果たすべき役割というのは、前進させる、拡充させることはあっても後退させてはいけないと思います。ですからこれまで通所、授産施設ということであったこの施設が、新たな障害者自立支援法にのっとり新たな利用の仕方というのは、もっと工夫をすれば幾らでもできてくるわけですよ。ですから県が、行政の責務をきちんと全うするという立場で、

これは将来10年後にこのお金を払って土地を買い取れというようなやり方ではなくて、ちゃんと県が責任を持って精神障害の施策をやっていくと、そしてあなたたちにきちんと安定的に、心配いらないようにして、管理運営を任せますよと、この方向でどうして検討ができないんでしょうか、そこを伺います。

○垣花良枝障害保健福祉課長 精神障害者の福祉、保健福祉の増進といいますか、推進につきましては、日々やはりどんどんふえてくる中で、どのような形で地域でお暮らしいただけるのかということについては、真剣に考える必要があると思っていますし、その方向で考えています。その中で示されてきたものが、平成18年に示された障害者自立支援法、これはこれまで精神障害は精神障害、知的障害は知的障害、身体障害は身体障害で別々にサービスを提供していた部分が、3障害を統一していいところを補いながらサービスを拡充していこうというところで示されております。精神障害にとりましては、これまで身体障害とか知的障害のほうからおくれて、地域移行ということについてもおくれてきたものが、今3障害ということで1つのベースに乗って地域で暮らすことの方角性が示されたわけです。そういう意味において今現在、例えば精神障害者の皆さんが地域で暮らすためにはグループホームですとか、先ほどの就労移行支援事業ですとか、就労継続の事業ですとか、それから授産事業ですとか、いろんな事業今展開しています。さらに、地域の中で相談体制が取れるように、地域生活支援事業というふうな居場所づくりから生活支援事業というような居場所づくりから生活、仕事に向けての交流そういうことをずっと展開しております。そのすべてにおいて窓口は市町村、それから県も一部ではありませんけれども、やはり県としても事業費をただ出すだけではなくて、例えば相談支援体制でありますとか、人材育成の部分、そこについては県が事業担当しています。それから高度な精神の部分で、非常に市町村にそのまま移管するには難しいという部分については県が県が担当する形で現在進めておりまして、やはり一本の今てるしのワークセンターでやっているような地域の通所の授産施設事業だけではなくて、医療も日中の作業も、それから社会でやる技術の習得もトータルとしてやはり支援事業を展開していくべきものだと考えています。

○西銘純恵委員 皆さんの要望書の中では、今後のてるしのワークセンターの活用のあり方で、知的障害や身体障害も受け入れていくような内容もあるんですよ。ですから精神障害の部分をもっと拡充していくということで、この施設についてある意味では経営を毎年800万円ずつ利益を上げていかなければいけないという目的が先になって、そういう精神障害の皆さんを、もっと地域にい

る皆さんを、どうこの施設を利用させるかという観点に立ちきれないという、逆にいえば精神障害の皆さんの福祉を拡充するという立場に立ちきれないというのはそこに問題があるのではないかと思うんです。いかがですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 これは逆で、沖縄県精神障害者福祉会連合会がてるしのワークセンターを家族会の拠点として、より精神障害者の福祉のために交流を活性化し、研修事業を活性化し、そこに居場所としての場所も強化していきたいと。だからそこを安定的にてるしのワークセンターを活用したいというふうな思いが今回の要望につながってきているんですね。ですからその辺については、我々としてはやはりそういう意欲を支援していくという立場で今回の譲渡については同意をさせていただいてるということで御理解いただければと思います。

○西銘純恵委員 私は、譲渡を要望する皆さんの立場というのは前提が違っていると指摘をしたいんですよ。ほかのところに管理運営がとられたら自分たちの行き場がないと、そこからの出発だと私は見えています。お尋ねします。県立で継続できない理由というのはどうしてですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 県立で、今障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに移転するのは平成23年度までにやらないといけません。そうしますと、この障害福祉サービスの一番の利点は、実際に利用していらっしゃる皆さんのニーズにやはり迅速に、柔軟に対応する意思決定の早さが一番求められると思っているんです。そして県立で運営することも、今の状態で運営することも、継続していくことも、指定管理という形でやることも、別にこれは否定されるものではありません。これで継続して行って、平成23年度に新体系になったときに条例の中でその事業を定めてそれで決定していくことも多分可能だと思います。ただそういう場合において、現在条例の見直しについても今議会で議論しているように、すべて条例の中で事業の内容を決定し、そこにおいてサービスを提供していくとなると意思の決定はかなりおくれることになります。そして今障害者の皆さんは、実際に障害福祉サービスの事業所のほうでお話をお聞きすると、毎日作業に来て、その事業で事業の展開をして働くことによって、工賃もらうことによって一般の就労にいくというところに一生懸命頑張っておられるわけです。その中身が、仕事の工夫をしていく、自分たちで作業項目を工夫していく、同様販売の展開をしていきたいと工夫をする、そういうことをどんどんサービス管理者が吸い上げて、事業の展開をしていくということ

が今現在地域の中で行われているわけですから、やはり意思の決定の速さと当事者に近い家族会を中心とした、沖縄県精神障害者福祉会連合会の皆さんが考えていきたいということについては、支援もしていくべきものだと考えております。

○西銘純恵委員 率直に沖縄県精神障害者福祉会連合会のほうに聞いたんです。毎年800万円ずつ土地代を貯めていって10年後にもし買い取ったと。ですけども、建物は老朽化します。そして将来皆さんは、これが今の皆さんの法体系のもとで、将来建物をつくり変えるというときに、そこら辺まで見越してますかと私聞きました。いずれにしても県がこの施設を民間に丸ごと譲ると、施設の運営についてはいろんなサービスをとということを言われたのは、何も異論がありません。その立場で、この皆さんがやらしてもらえばいいんですよ。しかし県立の施設としてつくられたそのものを放棄するのですかと、そこを私は聞いているんです。ですから、大事に必要なだからということで作られてきたこの施設をきちんと継続して、そしてそれが有効に、できるだけ多くの皆さんに必要なとされる皆さんに使われるように、内容については皆さんに任せていくと、そういうところまで介入しなさいということは一切私も言っておりません。だから今の皆さんが要望を出して、沖縄県精神障害者福祉会連合会の皆さんが自分たちにやってくれというのは、そもそものが実現可能な中身になるんですかというところを聞いて、そして県としてはこの障害者のどんどんふえていくような状況の中で県の障害者福祉の施策というものはやはり拠点の施設を持っているのと持っていないのと違います。ですから、あるものをそのまま継続して、維持して、さらに発展させるという立場に立てないのはどうしてですか、福祉保健部長にお尋ねします。

○伊波輝美福祉保健部長 施設整備に関しましては心配があるかと思っておりますけれど、沖縄県精神障害者福祉会連合会の事業計画の中で、新体系の事業を最大限に生かした場合は、県の今の事業よりも倍ぐらいの収入を上げることもできる。それはそれぞれの皆さんの努力によるということでございました。そして、もし5年ごとに見直しますと、その時点で変えるような状況になれば、それは別の手があるのではないかと思います。

○西銘純恵委員 でも今度の条例で、既に廃止して民間に委譲するというところでやるわけです。だから私が聞いているのは変える、変えないも含めてなんですけども、県がこの福祉施策を丸ごと民間に投げるのですかと、そこはちゃん

と守って県自身が拡充していくと、そういう立場に立つべきではないのかということをお尋ねしているんですけど。

○伊波輝美福祉保健部長 今回の決定に関しましては、この平成12年度の沖縄県精神障害者福祉会連合会の事業展開、これまでやってきたことを評価しているということでございます。そしてもし10年先、また県がつからないといけないということであれば、それはその時点で作ることができるものと考えております。

○西銘純恵委員 今財政が厳しいからということは何だかんだと、みんな福祉の施設を切り離していったるわけですね。それが将来の話をどうしてこんな安易に、また必要であればつくりますということが言えるんですか。今の発言はとても重要だと思うんですけど。

○伊波輝美福祉保健部長 ですからそれは、その時点の社会状況によると思います。そして沖縄県精神障害者福祉会連合会ができるかできないかの、その時点で考慮しないといけないことだと思います。ですけど、福祉の事業でやらなければいけないことは、10年先であろうがやることには変わらないと思います。

○西銘純恵委員 県が施設をつくって、そして県の責任ある条例のもとで仕事をしなければいけないけれども、たまたま指定管理ということで、事業の中身まで大方任せていったと。だけれども、県がその施策は変わりませんということは言えないわけですよ。少なくとも、これはだれが見ても県がやっていたことを民間に譲るわけですから、民間に仕事を丸ごと任すわけですから、県はそこに責任がもうなくなるでしょう、民間に任せても責任はずっと持つんですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 てるしのワークセンターにつきましては、開設当初から沖縄県精神障害者福祉会連合会の考えで実は運営しているんですよ。運営については条例に定めていて限定的ではあるんですが、向こうの使い方そのものについては沖縄県精神障害者福祉会連合会が事務所もにおいて活動しています。ただ、今回譲渡して民営化してやるという場合は、例えば県立の場合だとその剰余金とかそういうことについては沖縄県精神障害者福祉会連合会のものにはならないんですよ。ただ、障害者自立支援法に移行してみずからが事業していきたいと、頑張りたいということになっていくと、報酬がふえる分、

利用者がふえる分、事業が活性化する分、これは沖縄県精神障害者福祉会連合会の収入になるわけです、ですからそれは工夫をして、要するに利用者の立場に立って、その事業管理者が判断をして、どういう活動を展開していけばいいのかということを考えながら事業していくということが一番肝心かと思っています。ですから、県の施設のまま、県は施設をつくりましたけれども、開設当初から、沖縄県精神障害者福祉会連合会に管理運営は委託しております。ですから、沖縄県精神障害者福祉会連合会の皆さんは県の施設だという認識はなかったんです。自分たちのものだと思っているんですけれども、指定管理者になったために、そうではなかったということを実感してしまったというところが実態かと思っておりますが、ただそこを整理したいという希望を持っているわけです。自分たちの施設として運営をしたいという強い意向を持ってるんですよ。その中で経営の不安定感とか収入に向けて不安はあると思います。私どももそれは一番最大の課題だと思っています。そこについてはやはりこの利用者の安定化に向けて、それから窓口となる市町村との連携に向けて、そこは県が支援していくべきことだと思っておりますし、必要なことだと思っております。もう一つは、そのまま沖縄県精神障害者福祉会連合会に対してだけ、例えば指定管理の制度を特別だとして、扱いを、事業の内容もやるということになると、他の指定管理者とか民間の事業者というのはバランスを欠くこととなりますので、指定管理制度の中で沖縄県精神障害者福祉会連合会に、今のような特別の規定を設けることは極めて厳しいことがあると認識しております。

そういうことも含めて、現在の段階でみずからの施設として運営していきたい。それから会の活性化のためには拠点化したいと要望を指示していくことが精神障害者の福祉の向上にはなるんだろうという判断で、今回の条例は提案していますのでぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○西銘純恵委員 指定管理の件ですけれども、例えば地域公民館なんかはこの公民館の自治会に指定管理を永久に任せるような、そういう独立した指定管理者条例はつくれているんです。そして社会福祉協議会がやっているような事業を任せる、それはどこでもできています。それができないというのは、例えば今の沖縄県精神障害者福祉会連合会の皆さんは、事業そのものも、最初から建物ができたときから皆さんが直接に責任を負って、管理運営事業はやってきたけれども、これは県の仕事を彼らが担ってきたわけです。その大事な担ってきた仕事が他の競争の中で別にとられたら困ると、それだけなんですよ、向こうの危惧は。だからそこを払拭するやり方というのはほかになかったのと。それともう一つは、剰余金が出たら返金するというのを言われたんですが、これ

は指定管理の問題であって剰余金が出たらためていいですと。そういうやり方はできないんですか、やっているところありますよ。そして、2500万円の指定管理料も出してきたわけでしょう。それを出さなくなるということになるんでしょう。そういう意味では沖縄県精神障害者福祉会連合会の皆さんは窮地に立たされてやむにやまれないのです。自分たちに譲ってくれと、それを言ってきたのが実態だと私は受けとめています。そして県がこの福祉をどうとらえているか、もっとそういう皆さんがもっと安心してこの施設にも、制度にも、そしてサービスにもかかわっていけるようにやるべきではないかということ、違いがいろいろ出てきましたので、指摘をして私の質疑は終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありますか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 県がずっと管理する。それはもちろん民間でできない、あるいは高度医療とか、県立病院みたいな救急医療とか民間ができないもの、これを県がしっかりやるのは当たり前で。しかしその民間活動の中において、てるしのワークセンターはずっと沖縄県精神障害者福祉会連合会が中心になって頑張ってきた。そしてこのことが県から民間に移行することによって、今まで県ができなかったこともたくさんできると思います。私たちうるま市に、障害者支援センターあやはしというのがあります。その設立当初から仲田弘毅はお手伝いさせていただいておりますが、当初30名前後から今50名くらい、しかも小回りがきく体制で毎週会議をやって、小回りがきくような運営をやっております。そして民間からの、各種団体からのいろんな寄附もいただきながら、本当にこの授産施設としての入所者、あるいは通所の皆さんが頑張れるような体制づくりをやっている。そしてこれは3つの障害者の皆さんが1つになる、まったくそのとおりでやっている。ですからこういうやり方があるんだということ、私たちは見てみまして、ぜひ頑張っていたきたいと。これは質疑ではありませんが、皆さんがこれまで頑張っていることに対してエールを送りたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 何点か確認ですが、先ほど利用者の実員で22人ぐらいの利用があつて、それが支援サービスを受ける場合の費用として収入になってくると

ということでしたが、各地で精神障害の皆さんの利用状況が安定的ではないという理由に、利用料にそれこそ安定性がなく、施設を継続するのが難しいという事例も出てきていますよね。そこら辺から見て、今後民間になっていくときに運営に関する懸念される部分はないのかお尋ねしたいと思います。

○垣花良枝障害保健福祉課長 今回の沖縄県精神障害者福祉会連合会の事業計画は平成18年度、平成19年度のこの間、ずっと20名前後で利用者が来ておりますので、現実的実態を踏まえた計画になっております。退所する人員が常に四、五名程度なんですけど、契約は二十二、三人で、四、五人が出入りするという形でこの間運営してきておりますので安定的かと思っております。

○仲村未央委員 その部分と合わせて支援サービスになってくると利用者負担の自己負担も伴ってくるということで、その意味では現在通っている方々の個々に負担がふえて通いにくくなるとか、控えてしまうとかということが起きないかという件についてもどう把握されているますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 現在のてるしのワークセンターでも利用者はございます。県条例では1日150円で沖縄県精神障害者福祉会連合会が減額措置できるようになっておりますので、1日130円で利用料金をとっています。それが障害者自立支援法の障害福祉サービスになりましたら、御承知だと思いますが定率1割負担になります。ただ、低所得者の場合につきましては減額措置がありまして、最高限度額が月額1500円です。これは十二、三日来るようになれば、現在の利用料よりは低くなるということになります。要するに頑張っても1500円以上負担額がふえないわけです。そのかわり頑張って工賃がもらえるようになると収入がふえますので、その辺のところでもモチベーションにつながるのではないかと考えております。働くことによる収入と、一生懸命頑張っても自己負担の部分については自分の働いたもので払えるということがありますので、そうなるかと考えております。

○仲村未央委員 就労実態からする利用者個々の収入の平均があれば教えていただきたいのと、月額1500円というのはサービス全体、食費も含めての負担額になるのか、その辺の試算についてお尋ねします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 負担額については、そのとおりで上限1500円です。工賃につきましては、現在のてるしのワークセンターの工賃は月額平均1

万2000円弱になります。それを倍増していきたいと考えておりますので、平成19年度で1万1716円になっています。ただ、県の平成18年度の平均が1万3000円程度ですので、もう少し収入をふやすという取り組みが必要だと思えます。ちなみにてるしのワークセンターは、工賃が大体1万3000円と平均的には推移しています。

○仲村未央委員 県のかかわりですが、今までは指定管理料ということで2500万円ぐらいの管理委託料を出していて、向こうの運営経費になっているわけですよ。今後、県のかかわりの中で、補助金なり、資金的な運営助成のかかわりはあるのか。あるとすれば幾らなのかをお尋ねします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 現在、沖縄県精神障害者福祉会連合会に対して補助しておりますのは家族会の支援という視点で研修会とかを支援しておりますので、県単独で146万円の補助金を出しております。この件については、施設の民間移譲をしたとしても家族会が中心であることには変わりませんので、これについては継続していく方向で頑張りたいと思っております。

○仲村未央委員 先ほどからのやりとりの中で、県は、施設の建物は設置をしたけれども、当初から運営は沖縄県精神障害者福祉会連合会でしたよというやりとりが何度も繰り返されたんですけれども、そうなってくると県はそもそもこの施設をつくって何をしてきたのかというのがよくわからないんですね。つまり最初から沖縄県精神障害者福祉会連合会に全部任せてきたから実態は変わらないし、むしろ法的にはもっと柔軟になるんですよという部分の説明はわかったんですけれども、それでは県としては主体的に施設をつくって、どういうかかわりを持ってきたのか。また、これからはどういったかかわり方をしていくのかということころは非常に大事なところだと思いますので、その点についての答弁をお願いいたします。

○垣花良枝障害保健福祉課長 施設の運営につきましては、沖縄県精神障害者福祉会連合会が実態的に管理運営してまいりましたけれども、ただトータルとしての精神障害者の、例えば医療ですとか、福祉、施策それから退院促進に向けての事業とかは県が担っております。現在も地域移行に向けての事業は、県の事業として進めておまして、これは沖縄県精神障害者福祉会連合会に業務を委託しながら連携して進めているところです。そのサイドでさらにこの事業の進め方としては、自立支援協議会というものを地域のほうでもつくっており

ますが、特に精神障害者は広域といいますか、圏域を市町村を越えて支援していかなければならないということがございますので、そこは圏域の自立支援協議会を県が設置しているところがありますので、そちらのほうで包括的な支援をしていきたいと考えています。もう一つは、障害者自立支援法に基づく障害者の福祉サービスは市町村が窓口になります。そういう意味では市町村の窓口での対応が極めて重要で、そことの連携を強化していく方向で、これも市町村への指導と合わせて支援していきたいと考えております。

○仲村未央委員 てるしのワークセンターに関する要望書で沖縄県精神障害者福祉会連合会から出されているものには、やはり具体的に資金的な余裕がありませんと。収益が上がる事業をしているわけでもないということでの厳しさから、移譲に関しては建物設備及び土地のなるべく無償並びに減免ということが出ていますよね。建物設備については無償ということで要望どおりになっているんですが、土地に関しては減免ということは、これに関しては意向に沿うような減免になっているのか、やはりこれでも厳しいという認識が沖縄県精神障害者福祉会連合会にはあるのか。それから、5年目に計画の見直しを行うとありますけれども、そこで見直すことがその時点で本当にその実情に合わせて無理な状況であれば、さらなる減免も含めて検討の余地があると沖縄県精神障害者福祉会連合会は理解しているのか。皆さんがそういう理解をさせているのか。その辺の交渉の中身について教えていただけますか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 そのとおりでございます。減免については現在賃貸料については半額ということで、これは県の方針に基づいてやっているところですが、5年目の見直しについては、これ以上の負担が必要なのかどうなのかについても、もちろん状況によって見直しを行うということも含めております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 私のほうにも家族会の方から、ぜひ移譲を実現してほしいという声が届いています。それで、皆さんがこれまで取り組んでいる事業内容、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるようにという表現になっています。移譲したときの事業内容は、就労移行支援、一般企業等への就労を希望する人を必要な知識及び能力の向上を図る。あとは、就労継続支援、

一般企業等への就労が困難な人には働く場を提供する。非常に事業内容が大きく充実している感じに受けとめますが、これは移譲することによってこういった事業展開ができると認識していいですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 移譲しなくても、県が事業所としての指定を受けたらよろしいんですけども、ただ民間で事業所として指定を受けてやったほうがより活性化できる。民間とも今実際にやっていらっしゃる皆さんのこうやったほうがより動きが速い、意志決定が速い。そのほうがサービス向上になるという考えでの移譲ですが。

○上原章委員 今、県が指定管理者の形でもできないことはないけれども、家族会の方々に沖縄県精神障害者福祉会連合会へ民間移譲して、今目標としている事業内容がもっとスムーズにできるという認識でいいんですよね。それで中村委員の質疑と重複しますが、この要望が3点ありますけれども、意向に伴う御指導、御支援をとという部分と、5年目にもう一度見直すというところをしつかり県の責任というのもあると思いますので、ぜひこの方々が当初目標としていことができるような支援体制をお願いしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 2点ほどお聞きします。まずこの要望書の中の3番目ですが、やはり私がこれまでで危惧するところは、沖縄県社会福祉事業団の移設に関してさまざまな移設後のトラブルと申しますか、問題点が出てきているということも含めて、それを踏まえて、そういうことが起こらないように。ある意味では、一番議論しにくいところを丁寧にやっていくということが、こういう場合には必要なのではないかと思う中で、特に管理委託費として2500万円を県が出しているわけですが、今後は出さなくなるわけですよね。そうすると、年間800万円云々、土地代が云々という話ではなくて、本当にこの人たちが自立してやっっていけるのかどうかの見通しさえもまだ立っていないわけですよね。そういう中で、将来的に、10年後に土地代を云々というようなことでいいのかどうか。その場合には、10年後になったらまた次の展開の施設整備に皆さんもお金がかかるかもしれない。そういうことも含めると、今からこういうような土地使用料の云々ということは無償ということにはいかないのですか。皆さんとしては無償にすると何かひっかかることがあるんですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 県の公有財産につきましては、やはり他の部分との取り扱いの公平さということの確保が必要かと思っております。それで例えば、先ほど沖縄県社会福祉事業団の話もありましたけれども、この土地については貸付料は半額減額をしての有償貸し付けになっています。ほかの部分についても、実は土地については有償貸し付けが、他の自治体でも多いというところもあります。県の中でも、同じように土地については将来に向けてもそのまま形状が変わるわけではございませんので、そこについては無償というのはなかなかない。それで有償となるわけですが、できる限り減額していきたいということで進めております。

○比嘉京子委員 無償の賃貸というような継続というのは不可能なんですか。必ず譲渡になるんですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 土地については、無償の貸し付けについては非常に限定的なところがありまして、それについては、例えば収入が全くないとか、利用の仕方が、例えば学校であったり、そういうところについては非常に限定的なものがあるんですが、この場合は委託料がなくなったとしても、サービスの給付費が入るんですよ。同額以上の委託費と同じ、それを超える給付費が入るわけですから、収入がないわけではないんですね。この使用料を含めて収支をやって、それで収支がとれるという現段階の計画になっていますので、やはりほかの公有財産の管理運用の整合性を取っていきたいということで有償の貸し付けということにさせていただいております。

○比嘉京子委員 いろいろと保護者の方々が担っている。そして公よりも民がやったほうが小回りがきくとか、いろんな利点が並べられているところで、どこに客観性を持たせられるのかというところが、多少気になるところで、この理事会のメンバーは誰がどのように決めて、理事会はどのような機能を果たすのでしょうか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 理事会には理事の方が12名いらっしゃいますけれども、家族会の代表の方、それから実際に現在のてるしのワークセンターの職員の方、それから弁護士、ピアカウンセリング、有識者とかそういう皆さんが理事になっていらっしゃいます。この件については、機会があるごとに総会ですとか、理事会の中で説明してきたというようにして会長からは報告を受け

ております。

○比嘉京子委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員が理事の選考について説明員に対し再答弁を求める。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

垣花良枝障害保健福祉課長。

○垣花良枝障害保健福祉課長 理事の選考については、実は定款には記載がないんですが、社団法人になっておりますので、最高決議が総会なんですよ。17の家族会の代表の方でやって、総会ですべての議決がされるというような決定になっています。組織図でです。定款のほうには明確な文言は入っておりません。

○比嘉京子委員 なぜそれをお聞きしたかといいますと、先ほども少し言いましたけれども、結局家族会を中心とした運営に全面的に任せようとするときに、この施設自体が公的な役割としてまたは公的な施設としての透明性も含めて客観的に運営されるかどうかというところがどこかで諮られないといけないのではないかなと思っていて、そうすると家族会を中心として家族にある意味ではどんどん偏っていくと変ですけれども、いいようにと家族たちがなっていくのでも困るのではないかと。新たな人が入ってくるにしてもですよ。そういうことを考えましたときに、やはり第三者的な発言権といいますか、かじ取りのどこかで軌道修正とかあり方に対して発言をしていくとか。メンバーを見ますと非常に多彩でいいと思うんですが、それにかかわっている方々の顔ぶれが揃っているかなとは思いますが、それがどんどん変質していかないとも限らないという危惧も含めて公的な担保はどこでされるんですか。民間へ投げたときには求められるのか。やり方は全面的に任せていくのですか、手を離れて。公的な云々というのはもう口出ししてはいけなくなるわけですか。

○垣花良枝障害保健福祉課長 今回の家族会の運営の懸念事項につきましては、理事の選任でありますとか、総会での議論の議事録とかそういうことについて

は私どもはやはり法人ですから、法人を指導する立場としてかかわってまいります。さらに、先ほど申しましたけれども、精神障害者の地域移行へ向けての事業というのは県の事業として担ってまいりますので、そういう意味では家族会とは連携を深めていかなければいけない事業になりますので、その相対する家族会の構成員とする沖縄県精神障害者福祉会連合会がどういう立場で動くのかということについては、これは検証されるものだと思っております。さらに現在は、精神福祉協会ですとか、精神科病院協会ですとか、そことの連携した事業を沖縄県精神障害者福祉会連合会は取っておりますので、そういう関係においても支援等相互の支援の関係でいくものだと思っております。ただ組織的には社団法人ですので、17の家族会を構成員とする総会でしか物事は決定されないということになります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ。再開前に病院事業局長があいさつ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第16号議案損害賠償額の決定について審査を行います。

ただいまの議案について、病院事業局長の説明を求めます。

知念清病院事業局長。

○知念清病院事業局長 それでは、乙第16号議案損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

平成20年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の34ページをお開きください。

本議案は、旧県立那覇病院において行われた開頭脳腫瘍摘出術の際に起きた小ガーゼの遺留及び脳内血腫により高次脳機能障害が生じたとして、県に対し損害賠償の支払いを求める事案であります。

県としては、過失による小ガーゼの脳内遺留及び小ガーゼ摘出に伴う血腫の

発生との因果関係は否定できないことから、損害賠償責任を認めた上で、将来の介護費用等を含め5850万円を患者側に支払うことで合意に至ったものであります。

以上が、乙第16号議案損害賠償額の決定についての概要であります。

御審議の程、よろしくお願い致します。

○赤嶺昇委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 損害賠償額の5850万円という額を出した根拠は裁判か、和解か、何かで出た額なのでしょうか。

○安慶田英樹病院企画監 調停の申し入れがありまして、裁判所で調停の結果決まっております。和解金額については、他の事例を踏まえ、当方の弁護士及び損害保険会社と相談した結果でありまして、適正な額と考えております。

○西銘純恵委員 損害保険会社ということは具体的にその額の支払いについてはどちらがやるんですか。

○小川和美病院事業局次長 5850万円の金額は、病院事業特別会計の予算から支出されますが、それは損害保険会社のほうから後日補てんされることとなります。

○西銘純恵委員 これだけの金額ですから、事故そのものの責任が問われるかなと思っているんですが、過失があったということで損害賠償額を支払うということなんですが、大まかにこの過失の内容を説明いただけますか。

○安慶田英樹病院企画監 少し詳しくなりますが説明いたします。患者さんは他の病院で大脳側に付着する脳腫瘍と診断され、平成16年2月に旧県立那覇病院に入院しておられます。それで、2月に開頭手術で腫瘍を摘出したのですが、術後にエックス線写真で脳内に小ガーゼが遺留されていることが確認

されました。そのことを患者側に説明しております。それから3月29日再開頭をして、小ガーゼを摘出しました。再手術当日に麻痺症状が見られたためCT撮影を行い、術直下に脳内血腫が確認されたため、同日夜再び血腫除去術を行っております。過失については、要するに小ガーゼを1枚残してしまったという過失があったということです。

○西銘純恵委員 被害者の方は本当に大変な被害を受けられたと思うんですけども、当時—今もそうですけども、医師や看護師が不足しているという病院の実態があるんですけども、その当時の医師・看護師体制、手術を行うとかその辺の勤務体制においては、もし裁判の中で具体的に出されて、どう認定されたのか。そういうことがなければ、後日皆さんのほうでそこについては検証をなされたのかということをお尋ねします。

○知念清病院事業局長 その事件があった当時は、私自身が旧県立那覇病院の手術場に勤務しておりました。ですから状況はよくわかっております。大変厳しい勤務体制ではありましたが、手術場そのものの内容、手術のチェック体制とかというのは特に問題はなかったと記憶しております。

○西銘純恵委員 勤務体制が厳しい状況にあったという中で、もし起きた医療事故であるならば、やはり人命にかかわるようなことにつながる県立病院の医師・看護師のスタッフ体制なんですけれども、やはりしっかりと必要人数を確保していく。休むべきときに休んで、きちんと執刀手術に当たるときにも、万全の体制でできるようなことが求められてくると思うんですけども、この事故後は、もう既に病院はないんですけども、体制的には変わりましたか。

○知念清病院事業局長 その後、私もそのとき働いておりましたので、脳外科のドクターと手術場が一緒になっていろいろと対策も検討いたしました。それで脳内に遺留した小ガーゼというのは、非常に小さな出血があるときにとめるような小さな綿なんです。それをたくさん使います。最後に数を点検するんですけども、たまたまそれが合わなかったと。それを気づかずに閉じてしまっていて残った。後で様子がおかしいと思って調べたら、ガーゼについていた糸がレントゲン写真に写って、それが見つかったということで。おかしいのはこのガーゼのせいだったんだということで再手術をしたんですが、今度はその後で、小ガーゼを取る手術の後で、小ガーゼがあった場所の近くに出血が見られたということがあって、やはり責任は免れないということなんですけれども。その

後チェック体制。たくさん使いますが、最後にきれいに数が合うまで何度でもチェックをするということと、小ガーゼそのものにバリウム線を入れて、もし仮に合わないというときには、脳内にバリウム線が入っていますから、レントゲンを撮ると写ります。ですから、もし数が合わなかったりしたときには、すぐにポータブルのレントゲンを持ってきて、手術場の中で撮って確かめる。そうすれば確実なチェック体制ができる。その前までは、バリウム線入りでないガーゼを使っていたんですが、その後バリウム線入りのガーゼを使うようになりました。その後はこのような事故は発生しておりません。

○西銘純恵委員 医療事故が本当に小さなミスであっても起こさないという体制が報告されましたが、使用する物によっても防止ができるという説明を受けましたので、やはりそういう物にお金が幾らかかっても、しっかりと人的な体制も備品類もきちんとやれるように、今後はミスがないようにということを指摘して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、福祉保健部及び病院事業局関係の陳情第41号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、福祉保健部長及び病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 それでは、陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元に配付してあります陳情に関する説明資料をごらんください。

福祉保健部関係では、新規の陳情が7件、継続の陳情が10件であります。

継続分については、処理方針に変更がありませんので説明を省略させていただきます。

それでは、新規の陳情7件について、その処理方針の概要を御説明いたしま

す。

資料の17ページをお開きください。

陳情第92号後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情について御説明いたします。

陳情者は、沖縄医療生活協同組合理事長伊集唯行であります。

処理方針を申し上げます。

我が国は、医療技術の進歩等により、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた一方、高齢化の進展等により医療費の増大が見込まれております。

このような中で、後期高齢者医療制度は、国民皆保険を堅持し、受療頻度の高い後期高齢者に対して適切な保健医療サービスを将来にわたり安定的に提供するため、実施されたものと認識しております。

後期高齢者医療制度については、実施後の状況を踏まえ、低所得者への保険料負担の軽減及び年金天引きの一部見直し等の改善策が平成20年10月から実施されております。

さらに、その他の課題についても引き続き検討が行われております。

また、70歳から74歳の医療費の窓口自己負担割合については、平成21年度も平成20年度に引き続き1割に据え置くことが予定されております。

県としましては、これらの推移を注視し、必要に応じ国に改善を要望してまいります。

続きまして、資料の18ページをお開きください。

陳情第99号地域医療崩壊阻止のための意見書提出を求める陳情について、陳情者は、沖縄県医師会会長宮城信雄であります。

本陳情は、沖縄県議会に対し、意見書を採択していただきたいとの内容ですが、処理方針の様式をとり、陳情の項目について、参考までに状況等を御説明申し上げます。

巨額の財政赤字を抱える我が国の財政状況を改善するため、国においては、毎年、経済財政の運営に関する基本方針を示し、その財政健全化の方策を次年度の予算編成に反映させているところであります。

社会保障費については、平成18年7月に示された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006において、平成23年度までの5年間で、医療、年金、介護等給付費の自然増に対して国の一般会計予算ベースで約1.1兆円の伸びを抑制する方向とされたところであります。

また、平成20年6月に示された経済財政改革の基本方針2008においては、社会保障サービスや供給体制について、無駄や非効率がないか全般にわたる見直

しを行いつつ、医師不足への対応、少子化対策、長寿医療制度の運用改善などの重要課題に対しては必要な取り組みを行い、国民の安心を確保するとされているところであり、県としては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、全国知事会においては、平成20年7月に、医師不足の抜本的改善を含めた保健医療体制の整備及び介護予防の充実等、社会福祉施策の推進等について、国の施策並びに予算に関する提案、要望を行ったところであります。

続きまして、資料の19ページをごらんください。

陳情第122号の2 沖縄県腎臓病患者連絡協議会の活動等に対する支援を求める陳情について、陳情者は沖縄県腎臓病患者連絡協議会会長高良幸勇であります。

処理方針を申し上げます。

1 県においては、現在、後期高齢者医療制度への加入の有無にかかわらず、重度心身障害者医療費助成を適用しております。

2 県内での腎臓移植件数は、伸び悩み傾向にありました。臓器移植推進に関する意識の高揚を図るための普及啓発活動に努めた結果、近年は増加傾向に転じ、平成19年は3名の方から6腎の提供があり、これは全国的にも上位に位置するものであります。

20ページをお開きください。

県としては、今後とも臓器移植に関する知識の普及啓発に努めてまいります。臓器移植法の改正につきましては、国や世論の動向等を見守りながら対処していきたいと考えております。

3 県の公共施設において、沖縄県腎臓病患者連絡協議会の自動販売機を設置する事については、関係機関等へ協力を依頼しているところであります。

4 県では、沖縄県腎臓病患者連絡協議会を初め16の障害者団体に対し、障害者の社会参加及び活動の充実を図るため、沖縄県身体障害者等社会活動推進事業補助金を交付しているところであります

当該補助金については、厳しい財政状況の中、事業の趣旨・目的を達成するため、事業費の確保に努めているところであります。

続きまして、資料の21ページをごらんください。

陳情第127号の3 原油・食料など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める陳情について、陳情者は日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長仲村信正であります。

処理方針を申し上げます。

1 生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用しうる能力、預貯金、土

地等の資産や他の法律などによる各種施策を活用しても、なお、最低生活が維持できない場合に必要な保護を行うものであります。福祉事務所等に相談のために来所された方の中には、他の施策を活用することによって、保護の適用に至らない方もいることから、相談者の相談内容に応じ、適切な助言指導を行っています。

県としましては、福祉事務所等における申請受付については、監査・研修会等を通して、申請者の誤解を招くことがないよう助言、指導しているところでありますが、なお一層、懇切丁寧に対応するよう指導してまいります。

3 現在、生活困窮世帯に対する支援としては、生活保護制度等があります。現行制度の枠組みや現在の財政状況などを踏まえて対応を検討してまいりたいと考えます。

22ページをお開きください。

また、生活扶助基準については、生活保護法第8条の規定により厚生労働大臣が定めることとなっております。厚生労働省に設置された生活扶助基準に関する検討委員会において客観的な調査結果に基づく専門的な評価・分析が行われ、その結果報告によって保護基準の見直し・検討が適切に行われるものと考えています。

記の4の処理方針につきましては、先ほどの陳情第99号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料の23ページをごらんください。

陳情第128号県立浦添看護学校の県立としての存続に関する陳情について、陳情者は沖縄県立浦添看護学校後援会会長富川幸二であります。

処理方針を申し上げます。

県立浦添看護学校の存続につきましては、これまでの県議会からの決議書、関係団体を初め多くの県民の署名等も重く受けとめ、庁内での検討を進めてきた結果、看護職養成の必要性から、養成施設として継続していくことを決定したものであります。

県内の民間におきましては、4養成所、1大学で看護職養成が行われており、民間による看護職の養成実績、学校運営のノウハウも培われております。

また、県においては沖縄県行財政改革プランに基づき、行財政改革に取り組んでいるところであり、民間でできることは民間でという役割分担のもとに、県立浦添看護学校の移譲に向けて準備を進めているところであります。

県立浦添看護学校の民間移譲につきましては、看護師2年課程及び平成21年4月に開設予定の看護師3年課程を引き継ぐこと、中長期的に安定的な経営を

行うことなどの条件を付すこととしており、経営主体が県から民間へ移りますが、これまで同様、看護学校として存続していくことになります。

続きまして、資料の24ページをお開きください。

陳情第129号県立浦添看護学校の民間移譲中止を求める陳情について、陳情者は県立浦添看護学校同窓会会長菊地君子であります。

この陳情の処理方針につきましては、先ほどの陳情第128号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料の25ページをごらんください。

陳情第134号認可外保育園支援のための振興対策調整費の使途に関する陳情について、陳情者はうるま市保育を育む会会長中曽根正和であります。

処理方針を申し上げます。

本県では、他県と比べて待機児童と認可外保育施設入所児童が多いという特殊事情があります。

このため、県では国に対して、特に認可外保育施設入所児童の処遇向上に向けた支援が得られないか要望や調整を重ねてまいりました。

その結果、このたび、沖縄特別振興対策調整費を活用した基金の創設が認められ、沖縄県待機児童対策特別事業を実施することとなりました。

事業内容としましては、認可外保育施設を対象に待機児童の実態調査や保育内容向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村が認可化することとした施設へ運営費及び施設整備費を助成し、認可化を促進することとしております。

県では、この事業を最大限に活用して、認可化を促進し、児童の処遇向上を図ってまいりたいと考えております。

以上で、福祉保健部に係る陳情の処理方針について、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長の説明を求めます。

知念清病院事業局長。

○知念清病院事業局長 それでは、病院事業局に係る陳情案件について、処理方針を御説明申し上げます。

お手元に配付してあります資料、請願・陳情案件処理方針の目次をごらんください。

陳情案件は、新規 2 件となっております。

1 ページをお開きください。

陳情第95号沖縄県立北部病院産婦人科の完全再開を求める陳情について御説明します。

陳情者は、名護市各種団体女性ネットワーク協議会会長宮城里子であります。

この陳情に対する処理方針を御説明します。

県立北部病院産婦人科については、現在医師 2 人体制により、他の医療機関からの紹介患者等に絞って診療を行っております。

病院事業局としては、遅くとも年内には医師 4 人体制による完全再開ができるよう、複数の医師と具体的な着任交渉を行っているところであります。

続いて、2 ページをお開きください。

陳情第148号地域医療・高度多機能な医療の確保に関する陳情について御説明します。

陳情者は、沖縄県病院事業局職員労働組合執行委員長与那嶺正盛であります。

この陳情に対する処理方針を御説明します。

個別事項の処理方針の前に、県立病院改革プランの基本的な考え方について御説明します。

総務省が示した公立病院改革ガイドラインに基づき策定される県立病院改革プランの基本的な考え方は、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることにあります。

現在、福祉保健部が所管する沖縄県医療審議会県立病院のあり方検討部会(以下「検討部会」という。)において、(1)県立病院の医療提供体制、(2)県立病院の経営形態、(3)南部医療圏の公立病院等の再編・ネットワーク化を内容とする県立病院のあり方基本構想が検討されております。

病院事業局としては、県立病院のあり方基本構想を踏まえ、個別病院ごとの経常黒字化を目標とする県立病院改革プランを策定することとしております。

続いて、3 ページをお開きください。

それでは、個別事項に関する処理方針を御説明します。

1 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、適切な医療財源の確保を図ることについて、処理方針を申し上げます。

県立病院改革プランには、県立病院が地域医療の確保のため果たすべき役割を明らかにし、これに対応して一般会計等が負担すべき経費の範囲について記載することとされており、今後、病院事業特別会計への繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えております。

2 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化し

た予算措置を行うことについて、県立病院における医師・看護師等の確保と養成については、重要な課題であると認識しており、卒後臨床研修の充実、専門医派遣事業の実施、看護師採用年齢制限の撤廃等あらゆる手段を活用して医師・看護師等の確保に取り組んでおります。引き続き、所要の対策を講じてまいります。

3 県民が安心して地域格差のない医療サービスを受けられるよう、住民、利用者、医療関係者等の意見を十分に踏まえること。また、地域医療の後退を招くことのないよう、医療機能の維持・強化を前提とし、必要な予算措置を行うことについて、検討部会では医療関係者の意見聴取を初めパブリックコメントを通して幅広い県民の意見を反映した県立病院のあり方基本構想を策定することとあります。

基本構想で示される県立病院の医療機能の確保に必要な予算措置については、繰入金のあり方を含め議論を深めていきたいと考えております。

続いて、4ページをお開きください。

4 沖縄県の公立病院が果たしてきた役割を十分認識し、経営的な視点のみの県立病院改革プランではなく、地域医療の確保と安定的な医療提供体制を確立する視点から運営形態を現状どおりとすることについて、県立病院の運営形態については、検討部会における審議結果を踏まえ適切に対応してまいります。

5 心身ともに健康な状態で良質な医療サービス提供のため、看護師の過重労働を改善し、看護体制7対1を実現するための定数条例の改正もしくは病院職員の定数を沖縄県職員定数条例から分離することについて、7対1看護配置については、看護職員の業務緩和や患者サービスの向上の面からも効果があると思われま。しかしながら、現在、現行の10対1看護配置においても休職者等の補充が十分にできない状況にあることから、当面は、現体制の維持・充実に必要な看護師の確保を図ることが先決であると考えております。沖縄県職員定数条例の改正もしくは独自の定数条例の制定については、病院事業の経営状況及び県立病院のあり方基本構想等を踏まえ、慎重に検討したいと考えております。

6 県立中部病院については、①救命救急医療、②卒後医師臨床研修、③離島医療支援、④高度医療、⑤医療弱者医療、⑥医療従事者の養成等の特性を持ち、地域の中核病院として最前線で活躍しているので、現在の機能を維持することについて、中部病院が果たすべき役割、機能等については、検討部会における審議結果を踏まえ適切に対応してまいります。

続いて、5ページをお開きください。

7 県立南部医療センター・こども医療センターは、看護業務の過重労働が

引き金となり退職者が後を絶たない状況にあるので、政策医療の重点課題として配置基準を見直すことについて、病院事業局においては、県立病院における看護師等の勤務環境の改善を重要な課題と位置づけ、業務改善及び時間外勤務の縮減プログラムを策定し勤務環境の改善に取り組んでおります。

また、看護師の受験年齢の撤廃や潜在看護師の再就職に向けた相談会の開催など積極的な求人活動を展開しております。

配置基準の見直しについては、今後、慎重に検討したいと考えております。

8 精神単科の県立精和病院では、今後、指定医療機関の法改正に伴い、入院受け入れの可能性が生じた場合の人的配置や構造的な部分については配慮することについて、県立精和病院の果たすべき役割、機能等については、検討部会の審議結果を踏まえ適切に対応してまいります。

9 北部地域・宮古地域・八重山地域における救急医療は、公的医療の使命と責任感から県立病院が全体の8割を担っている状況であるので、地域医療を確保し、安定的な医療提供体制を確立することについて、県立北部病院、県立宮古病院及び県立八重山病院の果たすべき役割、機能等については、検討部会の審議結果を踏まえ適切に対応してまいります。

以上で、病院事業局に係る陳情の処理方針の説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 2ページの陳情第148号についてお尋ねします。その処理方針の下段のほうに、病院事業局としては県立病院のあり方基本構想を踏まえ、個別病院ごとの経常黒字化を目標とする県立病院改革プランを策定することとしておりますということで、県立病院あり方検討委員会の結果について、これからどうしていこうとするのかお尋ねします。

○知念清病院事業局長 今の段階でどういう経過で進んでいるかということ、福祉保健部が中心となって、医療審議会の中の県立病院あり方検討部会が中心に

なり県立病院あり方基本構想を作成しております。そして、それが2月末までにその構想がパブリックコメントも入れてできあがります。そうしますと、それに沿って私たちは県立病院改革プランというのを病院事業局のほうで作成して、知事へ報告するということになります。

○渡嘉敷喜代子委員 県立病院改革プランに向けて、その結果を出していかないといけないというのはよくわかりますが、現在、病院があつて、患者もいるわけですね。そこでその患者に対してどう対応していくかということが、今現在本当に大切なことなんですね。本議会でも出ておりましたが、県立中部病院においてはレントゲン写真が撮れないということで、ほかの病院に委託するようなことも起こっております。そういうことで本当に経常黒字を求めていくといいますが、そういう状況の中で黒字が求められるはずがないではないですか。まず、そういうところをしっかりと一そういう危惧については、しっかりとしたものを求めていくとか、そういうことでそれぞれの病院からこの購入についてなどは出てきていると思うんです。そのあたりの対応はこれまでやりましたか。

○知念清病院事業局長 一生懸命やっているつもりです。今、私たち病院事業局は安定的に、そして地域住民に必要とされる公的医療をできるような形にしたいと思って一生懸命頑張っております。そして、少しずつその改善の方向も見えてまいりました。ですから強力に他部局の応援も得て頑張れば、現場が一緒になって自助努力のために努力すれば黒字化もできると決意、考えのもとに頑張っているつもりです。

○渡嘉敷喜代子委員 今、大切なことは医療機器がそういう状況の中で診察もできないという現状にあるわけですね。本会議で出されたレントゲンについては、これからどうしようとしていくのですか、すぐ対応できますか。

○小川和美病院事業局次長 指摘を受けました県立中部病院の放射線治療装置リニアックの件ですが。これにつきましては動かないという状況ではなくて、故障が非常に多いということで診療を制限しているという状況があります。メーカーに相談してみますと、修理をすれば当面大丈夫ということもありますので、既決予算で病院事業は赤字予算、赤字経営ですので現金があるわけではありませんが、そういう中で県立中部病院の予算、あるいはほかの県立病院の既決予算をもう一度洗い直して、財源を確保して至急修理ということで対応した

いと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 これまでも現場の医者は、本当に修理を繰り返し、だましだましやってきたと、限界だということを言われているわけですね。医療というのは、どんどん器具が発達していくわけですから。やはり最先端の機器を使うことによって今まで見つからなかった病気も見つかっていくというケースが出てきているわけですね。そういう意味で財政のこともあるけれども、そういうことも積極的に対応していくという体制づくりをしていただきたいと思います。そして、病院はこれまで赤字が出ているということでかなりいろいろな問題も醸し出しておりますが、やはり公立病院は赤字になって当たり前のことであって、一般会計からの繰入金をもっとふやしていきなさいということは予算特別委員会の中でもいつも指摘されているわけです。ここの処理方針の中でも、繰入金のあり方についても議論を深めていきたいと考えておりますというけれども、考えているのではなく、本当に繰入金をふやしていくんだという思いでぜひ頑張っていただきたいと思います。知念病院事業局長。

○知念清病院事業局長 議会のときにも述べましたが、本当に必要とされている機械であれば、診療に差し支えるのであれば優先的にそれが使用できるように整備していくと申し上げました。それでこの件についても、実は現場のほうから使えなくなったという情報が急にその場で出てきたわけです。前に私たちのところに患者も受け入れられない状況になっているからどうかしてくれという相談がなかったわけです。私たちも非常にビックリしたのですが、現場にも常々言っております。本当に必要な機器の場合は万難を排して、それが使えるようにするからということで、きのう早速、病院事業局の係の者が行って確かめてきたわけです。ただ、このリニアックというのは非常に高価な機械でありまして、約3億8000万円ぐらいするんです、新規に整備しようとする。それを修理いたしますと、大体3700万円、3800万円ぐらいかかると。いずれにしても大変なお金がかかるわけです。ですから、右から左へお金がぱっと流れるわけではないので、小川病院局次長が申し上げましたようにどうかお金がないで困っている状況、不良債務が10.2%という船が沈みかかっている状況の中でどうしたらできるかということを考えながらやっていこうということで話し合ってきて、近いうちに修理して動かそうと思えばしばらく動きそうだなというんですね。その間に知恵を絞って4億円近いお金を工面して、新しいものに変えたいと考えているわけですし、決して私たちはそれを放置しているわけではありません。最初の代表質問のときにも申し上げましたが、現在1億円以上す

る病院の機械が27機種あるわけです。要するに27億円以上30億円近い機械がございます。計画を立てまして、平成29年度までに耐用年数がきているから、これは何年度に買いかえよう、これはまだ使えるから修理してできるだけそれを持たせるように計画を立ててやっていたところなんです。急にちゃんとした連絡もなくぽんと議会に出てきたわけですから、私たちもとてもびっくりして、院長にも議会に話す前になぜこちらのほうに連絡しなかったかという話をしたところであります。

○渡嘉敷喜代子委員 私たちも先だって沖縄の医療の崩壊ということでシンポジウムもありました。その中でもその県立中部病院の医療機械がいかに高齢化しているのか、老齢化しているのかわかりませんが、そういう状況の話を聞きまして。その前にも県立中部病院の視察に行ってきて、時間的に現場を見ることができなくてシンポジウムの中でのパワーポイントで見たのですが、その中でこういうことがどうして今こういう状況ですよ、現実には故障していますよということが伝えられなかったんですね。それを今度の議会でファックスが流れてきてびっくりしたんですよ。今どういう状況だという専門的にメンテナンスをやる人など、そういう連携を取れる人がいないのかどうか、病院事業局の体制、そういう連携はどうなっているのかという思いがしているのですが。

○知念清病院事業局長 常々このことについては、私たちは非常に病院事業が苦しいということについては現場のほうに話しているところでもあります。困ったときには必ずいつでも連絡をくれと。そうしたらできるだけ範囲で一緒に考えましょうということはい言いつけております。ただ、現場の人たちが、私も現場にいたのだからわかるのですが、幾ら言っても聞き流してやってくれないじゃないか、ある程度今までの流れもあるかと思えます。不信感があるようです。ですから、欲しいと思ったらあらゆる手段を使って手に入れたいという感じで動いたのではないかと思います。ですから私たちとして、私も現場の気持ちもわかりますので、物事というのはよく右も左も見て、本当にできるものなのか、すぐ買いかえないといけないものなのか、あるいは修理したら使えるものなのかということ、それから県の財政が現在破綻しかかっている状態にある中で、どれだけ本当にできるのかということをよく考えてやってもらわないと困るとい話をしているつもりですが、ときどきそれが抜けまして、とんでもない事態が発生したりしているということです。今回のことについては、十分に院長にも話をして、こういうことがないように、ちゃんと私たちも同じ仲間なんだから一緒にやろうじゃないかと、前から言っていることをちゃんと守ってくれ

と話ししてあります。

○渡嘉敷喜代子委員 知念病院事業局長に大変言いにくいことなんですが、学校の先生だってそうなんですよ。現場にいるときも現場の大変さもよくわかっているけれども、行政に来たら行政の立場になって、行政の目から現場を見るという状況なんですよね。ですから知念病院事業局長もそうなってはいけない、そうあってはいけないという思いでそういう質疑をしているわけですが、絶えず現場から派遣されているわけだから、そのあたりの連携を取りながらしっかりと頑張っていたきたいと思います。そして、やはり病院があって患者がいるわけですから、何を優先にしていくかということが行政に問われていることで、今、財政が破綻状態になっていて厳しいからということではなく、伊波福祉保健部長、本当に今こういうことが大切だということを総務部長にしっかり訴えていくということがとても大切かと思うんです。そのあたりどうなんですか、頑張っていらっしゃいますか。

○伊波輝美福祉保健部長 福祉の現場は病院事業だけではなく、どこも厳しくて、今の編成方針ではとても厳しく、今は頑張って、まだまだ財政のほうに出すような時期でもないですが、今部内でも検討して、こういう状況を訴えていこうという取りまとめをしているところです。

○渡嘉敷喜代子委員 いつも看護師が足りないとか、医師が足りないということで、沖縄県職員定数条例のことでひっかかってしまうんですね。5番でいっているように沖縄県職員定数条例の改正、もしくは病院職員の定数を沖縄県職員定数条例から分離することという要求をしているわけですね。ですからこのあたりを病院のあり方構想を踏まえて慎重に検討していきたいというのではなく、本当に今何が必要なのか、病院は県立南部医療センター・こども医療センターにしたって、看護師がいなくて14床も休止状態になっているという状況もありますし、県立北部病院もそういう状況ですよ。県立中部病院も33床が休止になっている状況の中で、本当に今求められていることは条例の改定しかないのではないかという思いがするんですよね。そのあたりはこれからどう進めていくのか、お尋ねしたいと思います。

○知念清病院事業局長 沖縄県職員定数条例のことについては、私たちも非常に頭の痛いところでありまして、常に過重労働の問題などが生じてきますとここに引っかかってまいります。現場の人もどうかしてくれと言ってきており

ますので、私たちとしてはこの問題は非常に重要な問題であるし、今回の中で今年度中に一応答えが出るわけですが、この問題を大変重要な問題ととらえて、総務部及び福祉保健部と一緒に現場の人に納得がいくような人事体制のことについても十分に話し合っていこうと考えております。決してこの問題をうやむやに済ましてしまう気ではありません。

○渡嘉敷喜代子委員 積極的に取り組んでいただきたいと思います。私たち議員の中でも議員提案としてやっていこうかという話も出ている状況ですので、ぜひとも執行部の皆さんでできるだけ頑張りたいと思います。それから伊波福祉保健部長、本会議でも質問しました県立精和病院のことについてですが、既に新聞報道では民営化しかしかないという報道のされ方をしていますが、その分についてこの処理方針を見たときに審議の結果を踏まえて適切に対応していきたいというのですが、今後、その検討委員会の中で討議を深めていくということですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、そうです。

○渡嘉敷喜代子委員 どうしてあのような新聞報道になったのかお尋ねします。

○久田裕福祉保健部参事 ただいまの県立精和病院の件ですが、第2回の検討部会におきまして、これから経営形態についていろんなパターンを検討していくのですが、この指定管理者制度の導入に関しまして、事務局からの説明で、受け皿となる医療法人を確保できるかという一つの検討項目がございます。これに関しまして、県立精和病院については南部医療圏に人口が集積しているということ、それから精神科医療も集積しているということで、その可能性は高いということが見込まれるという説明をしたことについて、その分が取り上げられて民営化と報じられたと。第2回の検討部会ではまだ事務局の説明の段階で、委員会自体ではまだ議論は行われておりません、時間切れですね。それで3回目以降にその問題について議論しましょうということになっております。

○渡嘉敷喜代子委員 検討委員会というのは、回数ごとにすべての病院についての討議をしていくのではなく個別にやっていくんですか。そして、何回で結論を出す予定ですか。

○久田裕福祉保健部参事 まず、開催の件数ですが、8月26日に第1回を開いておりますが、この検討部会では県立病院のあり方の基本構想を取りまとめるという作業なんです。これは年度内でまとめないといけないということで、それで毎月1回程度開催して、都合5回の開催を予定しております。そして、この経営形態の問題については、全病院をまとめて形態ごとに議論をする予定であります。

○渡嘉敷喜代子委員 県立中部病院など救急医療体制については、法人化していくときに一体民間病院でそういうことがすべて対応できるのかという疑問をしましたが、この県立精和病院、精神病院についても救急をとっているわけですよ。精神科についての合併症とかあって、救急というのはとても難しいと聞いているんです。そういうことで本当に民営化されたときにそういう体制がとれるのかどうか、そのあたりもしっかり検討していただいて。それから民間病院の院長や診療所長の皆さんにアンケートもとったようですが、その中で県立精和病院に対しての評価、これからどういうことを期待するのかということも出ていると思いますので、そのあたりをしっかりと検証しながら今後どうあるべきなのか検討していただきたいと思います。

○久田裕福祉保健部参事 先ほどまとめて討議するという話でしたが、まとめてというのは、例えば指定管理の問題について、全病院、個別病院ごとに議論していくという意味のまとめということですので誤解のないように補足しておきます。

○伊波輝美福祉保健部長 おっしゃるような形で、次回では従事者のアンケートなどもとりますし、病院、診療所にもアンケートをとりましたので、その人たちの意向やそれ以外にもパブリックコメントもとりますし、全体の意向を踏まえた形で提案がなされると思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 知念病院事業局長は大変元気があって、冗談も飛び出すぐらいですから、知念病院事業局長が一生懸命頑張っていることを、大変厳しい医師不足の中で頑張っていらっしゃることをうれしく思います。

陳情第95号、第145号の両方に共通して、地域医療を担う医師、看護師の確

保要請等についてですが、県立病院のあり方検討部会がありますが、そのメンバーはどのような方々がメンバーとして審議に携わっておりますか。

○久田裕福祉保健部参事 この正式名称は、医療審議会県立病院のあり方検討部会と言っております。医療審議会で議論するということですが、メンバーは全部で10名です。まず、医療を提供する側が2名、それから医療を受ける側が2名ということで、あと有識者6名の計10名でメンバーを構成しております。そして医療を提供を受ける側の代表としては市長会と町村会から委員が出ております。

○仲田弘毅委員 私はこの文教厚生委員会の過去4カ年間いろいろ医師不足を審議してまいりまして、我々の委員の中から提案、意見も出てまいりました。例えば県立病院のあり方検討部会の中でどういう審議がなされたか、あるいは病院事業局長がどう努力しているかという報告も受けながらいろいろ審議してまいりましたが、この県立病院のあり方検討部会の中に琉球大学のスタッフも入れてみたらどうかと私は2年ぐらい前に提案したことがあるのですが、その後そういったことも含めて話をされましたでしょうか。

○久田裕福祉保健部参事 メンバーについて具体的に申し上げますと、今、仲田委員がおっしゃった琉球大学附属病院の院長もメンバーとして入っております。それから病院関係者では那覇市立病院の副院長や琉球大学の病院問題に詳しい準教授であるとか、県外からも2名の委員をお願いしております。1人は大学の先生で全国的に病院問題に非常に知見の詳しい方、夕張市の問題にもかかわったとお聞きしております。それから国の評価委員もなさっている公認会計士などのメンバーで、それから離島の元県立病院の院長で、離島の医療に詳しい方であるとか、いろんな専門家も加えながら委員会を進めております。

○仲田弘毅委員 医師不足の抜本的な改善は、もちろん私たち沖縄県も一生懸命ですが、全国47都道府県いずれにしても一生懸命頑張っている。その中で県立中部病院の今まで果たしてきた役割というのは随分大きいと思うのですが、例えば救命救急医療とか、卒業後の医師臨床研修。その臨床研修についてですが、全国的に見て医学大学を卒業した方々がその臨床研修の職場を選ぶときに、現状としては今はどうですか。例えば、都市に集中しているとか、いろいろ言われていますよね。

○高江洲均保健衛生統括監 沖縄県は全国に比べまして非常に臨床研修には恵まれているのが実情です。端的に示しますのは、琉球大学医学部の定数が98名で、大体1.5倍の初期臨床研修医が集まっているということで、全国的にも珍しい事例で、ほかの県はどちらかといいますと臨床研修に来ないということで非常に悩まれている。沖縄県の場合はたくさんの方々を臨床研修を受けておりますが、これが県立病院であるとか、琉球大学であるとか、もしくは民間病院群が集まった群星沖縄の臨床研修システムなどの形で臨床研修のシステムは整っております。ただ、課題となっておりますのは2年間の初期臨床研修は非常によろしいということですが、3年、4年の場合にこの人たちはこれから残ってくれるかどうかというのが非常に課題になっておりまして、全国でもやはり3年、4年の臨床研修がどうしても都会に集まってしまうということがありますが、沖縄県の場合はまだそこまでいっておりませんが、これからどうなるか、ちょっと厳しいかという見方をしております。

○仲田弘毅委員 あえてその質疑をさせていただいたのは、ほとんどの臨床研修の研修が終わったら、東京都を中心とした都市地区の病院に就職先が集中する。ですから、高江洲保健衛生統括監がおっしゃったように、いかに素晴らしい研修を沖縄県でやっても、沖縄県で歩どまりをしっかりとやらないと他都道府県のドクターが沖縄県で育って、自分の地域がおろそかになるということでは、沖縄県民の医療体制がしっかりと築けないことにつながっていくと考えております。

あと一つは、私たちはこの文教厚生委員会の中で琉球大学附属病院も含めて、県内枠をつくっていただきたいという話をずっとやってまいりました。これがどんどんと奨学資金制度も含めて整ってきていますが、その学生が卒業して、将来どういう展望で10年先、15年先、20年先、こういうものかというのが病院事業局にあればぜひ示していただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が質疑内容を再確認する)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

平順寧医務・国保課医療制度改革専門監。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 医学部を出て、その後に初期臨床

研修をやって県内に定着する割合ですが、沖縄県の場合は琉球大学が育成する所でありまして、琉球大学医学部の卒業生の約55%がこれまでの実績では県内に定着している。これが東北地方などと比べて非常に高い割合があります。今後、その分がそのまま移行するかというのは今後の推移を見ないとはいけなと思います。いろいろなインセンティブとかいろいろなことが考えられるわけです。それから奨学金制度については10年後に離島の県立病院、県立北部病院、あるいは離島の診療所などを指定して勤務していただくという形になっておりますので、その分については少し確保が進んでいくのかと思っております。

○仲田弘毅委員 我々が学生のころから自治医科大学に関して、その地域から大学進学し、卒業してドクターになったときに必ずその地域におりて、あるいは離島関係におりて地域医療に貢献するという縛りがあるかと思えます。現在、沖縄県から自治医科大学の関係もいますでしょうか。もしいらっしゃるのであれば、その方々が現在どういう配置になっているか。

○新垣盛勝医務・国保課長 自治医科大学には沖縄県から2名から3名を派遣しておりまして、これまで60数名の卒業生を出しております。勤務義務については修養年限の1.5倍ということで、県立中部病院の研修も含めてであります。9年間の義務がございます。現在、沖縄県の卒業生は義務をすべて履行、あるいは履行中がございます。そういう意味では100%定着していると考えております。

○仲田弘毅委員 厳しい状況の中においても、知念病院事業局長がおっしゃったように頑張れば必ず目出しはできるということでもありますので、知念病院事業局長を中心にして頑張っていたきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 同じく病院事業局について少しお伺いしたいと思っております。知念病院事業局長は、私の一般質問の中で、一般会計からの繰り入れについて、総務省の基準に合わない、いわゆる必要なことについては規則外でもやりたいというお話をされておりましたね。ちなみに総務省が求める一般会計の繰出基準というのはどういう医療があって、この沖縄県でどうしてもその基準外でもやらないといけなという事業というのはどういうのがあるのでしょうか

か。

○小川和美病院事業局次長 一般会計から病院特別会計への繰出金は地方公営企業法に基づきまして、具体的な対処算定方法は総務省が示す基準に基づいているわけです。現在の総務省の基準でいいますと、一般会計が負担すべき経費として、例えば救急医療があります。それから一般会計が負担したり、補助したりするといった経費の中に、例えば小児、離島、周産期といったようなよく言われる不採算医療と言われる部分があります。そういうものが総務省の繰出基準に基づいて繰り出されている経費であります。それ以外の基準外として、例えば以前に週40時間に移行した場合があったわけですが、そのときに必要な経費として、その週40時間を実施するための経費といったものが総務省の繰出基準にありませんが繰り出しをされているということです。もう少し追加して言いますと、病院事業局がこれまで繰り出し基準外ではあるけれども病院事業の運営上どうしても必要であるといったように、総務部に要求した経費としては、例えば宮古地区、八重山地区の県立病院で勤務する場合に特手手当など、いわゆる離島増嵩経費があります。そうした離島増嵩経費、あるいはこの病院事業局の本庁がありますが、その本庁も診療報酬では対象外ですので、そこもそういった経費も病院事業の運営上どうしても必要な経費であるということで、繰り出しの中でいろいろ議論をしてきたわけですが、そういうことも含めて今回の医療審議会県立病院のあり方検討部会の中で県立病院の果たす役割、機能といったものが改めて設定されますので、それと表裏一体のものとして一般会計の繰出金についても改めて議論を深めていきたいというのが現在のところであります。

○奥平一夫委員 そういう意味で、今度の県立病院改革プラン策定に向けての議論の中で、どうしても今の状態では本当に県立病院の維持はなかなかできないという観点に立てば、どうしてもこの辺の視点で議論をしていく必要があると思いますが、先日、知念病院事業局長は一生懸命それを議論したいと、すべきだという話でしたが、これは県立病院のあり方検討部会の中で知念病院事業局長の思い、そういう話をその中で議論されるのですか。

○知念清病院事業局長 病院事業局長がこの医療審議会の中の県立病院のあり方検討部会の委員の中には入っておりませんが、ずっと福祉保健部の事務局とは連絡を取り合って、その議事の内容及び実際の県立病院のあり方検討部会の席に毎回出席して経過を追っております。そして、必要に応じて発言もさせて

いただいております。ですから、こういうときに県立病院の現場に携わっている病院事業局が、県の条例の中で医療審議会の中には病院事業局長は入っていけないことになっているものですから一外れていますが、常にその席には出て発言もできるし、そして進行を見守っていると、現場の意見もできるだけ入れてもらうようにしたいと考えております。それから先ほど言った基準外の繰り入れですが、これはどうしても必要であるというときには、よその県でも実は基準外繰入をやっておりますし、実は話したようにこちらでも少量ですが一部やっております。けれども離島医療増嵩費及び本庁経費というのは結局かなりの額で、試算したところでは6億5000万円ぐらいのお金になります。ですから県の財政難もあるということで、慎重な討議がなされているわけですが、私たちとしては自分で一生懸命やりますと、病院事業局は自助努力をして医業収支比率も頑張って95%近くまで持っていくと。それ以上は普通はできませんから、そうしますとそれで足りない部分というのは、基準外でもいいから繰り入れてくれという形で努力をした後で、そして十分な努力を示した後で、それでも足りない部分というのは、安定して良質の医療を地域住民に提供していくためには基準外という形で繰り入れてくれという形で要求したいと思っております。

○奥平一夫委員 沖縄県は全国に比べて特別会計への繰入金額というのが非常に少ないと。標準額を除けばすごく低い、少ないということでこの文教厚生委員会でも議論されたりしましたが、一般会計からの繰入基準というのは難しいというのですが、今、知念病院事業局長がおっしゃったようにしっかりとこの辺のことを、特に離島県の沖縄でありますからその辺のことについてはしっかりと議論されることが筋だと思えます。この県立病院改革プランの策定の県立病院のあり方検討部会の中では、これが議論されないと絶対にそういう議論をやってはいけないと思っております。少なくとも利用者を初めとして、いろいろな方の意見を聞きながら、一般会計の繰り入れが赤字の補てんではないと、その政策医療なんだと、あるいは政策医療に対する手当てなんだという観点で一般会計からの繰り入れというものをぜひ議論していただきたいのですが、知念病院事業局長の話聞かせてください。

○知念清病院事業局長 経営の問題は大変難しいところがあるのですが、まず一番弱かったのは病院事業の現場の努力がやはり足りなかったのではないかと思っております。病院事業が一生懸命自助努力と一生懸命に頑張るという姿勢を示すということが大事であるし、そして自分が一生懸命に頑張ると十分に働

いたのにもかかわらず、不良採算部門でどうしても経営が良質の医療を安定的に提供していくには足りない部分というのは基準外であっても必要な医療だから繰り入れてくれと、繰り入れてもらおうと。県には私たちも頑張るから、その分県も必要な経費については十分な補てんをしていただきたいという形で要求をこれから続けていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 その医療審議会県立病院のあり方検討部会の議論の仕方ですが、民営化か、あるいは独立法人化という目標を据えて議論されているような嫌いがある非常に危機感を覚えるんですね。いわゆる何でもかんでも民営化か、あるいは独立法人化かということにはならないと思うわけです。運営形態を変えようがどうしようが、じゃあマンパワーをどう確保できるかということが一番大事だと思うんです。そういう意味では医師や看護師、ほかの医療スタッフの皆さんの確保をどうするかということを議論していかなければならないと思うんですね。とにかく効率化、あるいは市場化という形で、とにかく職員を削減していく、事業費を引いていくという形で医療を衰退させてはならないと思いますので、これはぜひ知念病院事業局長には頑張っていたいただきたいし、伊波福祉保健部長もぜひこの辺については皆さんの双肩にかかっていますので、ぜひお願いしたいと思っております。

もう一つは、7対1の看護師がなぜ確保できなかったかということについて、ちょっと答弁を覚えてないのですが、私としては多分病院事業局長自体、あるいは病院それぞれがその対応が遅かったと。いわゆる診療報酬改定ができますよというと事前にわかっているわけですから、そのための看護師をどう手当するかということに素早く対応すればできたはずだし、ただ沖縄県職員定数条例がネックになってできないということがあったと思うのですが、その辺について少し見解を伺わせてください。

○知念清病院事業局長 7対1看護配置に関しては、今は10対1看護配置でやっているわけですが、確かに情報のおくれというのがありました。それで体が大きいものですからすぐには動けないと。といいますのは、10対1看護配置から7対1看護配置に変えようとしたときに、実質的に県立病院全体として260名ふやさないと、現在の計算では270名ぐらいになっておりますが、そういうことがあって定数削減で動いているような沖縄県行財政改革プランの中で5%の人員をカットするという中において、この話は急に出せなかったということが当然あります。それからもう一つの問題は、やはり沖縄県そのものに看護師が足りないと。足りないというよりは免許を持っているのにもかかわらず働い

ていないというのが結構多いんですね。育児休業や産休であるとか、家事であるとか、結婚をやめた、病気でという方もおりますが、実際に免許を持っていないながら働いていないという方もおります。それと絶対数が足りない。その2つが重なって10対1看護配置でも十分に看護師も確保できない。それで私たちはまずは10対1でもやろうじゃないかと。いろんなイベントをして看護師の働く条件を配慮して、年齢制限も撤廃して看護師確保に努めているわけですが、今すぐに全県立病院を7対1看護配置にすると、もしやろうとしたら、多分看護師不足でその数が生まれえないのではないかという気はしております。

○奥平一夫委員 実は、医療審議会県立病院のあり方検討部会のメンバーの中に井関先生がいらっしゃいますね。この先生がはっきり言っていますよ。沖縄県職員定数条例がまず問題だと、それを変えないとどうにも解決できない、医師と看護師の確保は。これも含めて医療審議会県立病院のあり方検討部会の中でぜひ議論をしてください、よろしくお願いします。

次に、福祉保健部ですが、17ページの陳情第92号の後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情で、新たに10月1日から負担が課される方々がありますが、これはどういう人たちなのか、どれくらいなのか御説明いただけますか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 今回10月から新たに費用が徴収される方々は、昨年度までに被用者保険の被扶養者であった方々で、いわゆる保険料の負担がなかった方々が対象になりまして、人数が1万9624名となっております。

○奥平一夫委員 幾らかわかりますか、総額でいいです。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 1人当たりでお答えしたいと思いますが、1人当たりで半年間で2422円でございます。

○奥平一夫委員 はい、わかりました。新たな負担がふえる階層の方も出てきたということですが、この後期高齢者医療制度は舛添厚生労働大臣も、あるいは麻生内閣総理大臣も制度は持たないと、廃止ということまでは出てませんが根本的に改定していくということでそういう発言をしていますね。それから3本柱についても、これはだめだと。本当にこの後期高齢者医療制度の3つの柱は国民から指示を得ていないとはっきり本人たちは認識しているし、これは政治的な判断で今そういう廃止をしますという話はしませんが、そういう形で政

権担当者の皆さんがそう思っているのですが、そのことについて伊波保健福祉部長の御意見を伺いたいと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 廃止をしますと前のものになるのかということになりますので、そういうことではおかしくなりますから、新しい制度をつくる、これよりいい制度であればいいのではないかとというのが今のスタンスです。ただ、今スタートしていますし、これにまたすごい混乱が起こるのではないかと思いますので、我々としては今よりも改善するような方向でいくのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 制度の発足でも相当数の国民が大混乱しましたよ。いろんなところでデモもあったり、いろんなところで大会を持たれたり、反対だと。廃止を求める声のほうが、日本国のうねりがあったわけですから。じゃあこれを廃止したら混乱があるのではないかというんだけど、それは仕方ないですよ。混乱あったらしっかりとまたいい制度をつくれれば済む話ですが。それはもちろん事務方の皆さんにも非常な混乱があると思いますが、そこで一点だけですが、本当にこの後期高齢者医療制度の問題、3つの柱もさることながら、本当に後期高齢者の皆さんを医療の経営から全く外していこうというねらいが非常に見え見えなんですよね。なぜかという、ここにこういうくだりがあるので説明させてください。これは後期高齢者医療制度のあり方に関する特別部会という中で配布された資料の中で、後期高齢者医療制度の診療報酬体系の骨子で診療報酬を今度の制度の改定の中でやってしまったために起きたことがたくさんあるわけです。つまり、診療報酬に反映すべき事項として、まず在宅医療の促進を図ること、長期入院の是正をすること、つまり入院制限をすること、リハビリも制限すること、そして漫然画一的に診療を行うこと、これはいいと思いますが、複数医療機関での受診や検査、投薬は行わないという柱に立って、後期高齢者の医療を制限し、受診する機会を非常に妨げている。そのために後期高齢者は複数の病気をもちながら、入院が必要であるにもかかわらず病院を出される。そして、その受け皿となる療養病床は介護保険制度の中で削減されている。25万床から15万床に削減されるという方針で、それが減らされてその受け皿がない。受け皿がなかったらどうするかといったら、やはり在宅医療へと。介護保険制度も厳しいからできるだけそういう施設に入れないように在宅医療で面倒を見なさいと。どうせ後期高齢者はいずれ死ぬから、お家で死んだほうが安くなって非常に安上がりでいいと。こういう言葉は悪いけれども、そういうねらいが見え見えなんですよね。そういう意味で、私はこの後期高齢者

医療制度については大反対しているわけです。伊波福祉保健部長のお考えを聞いて、これについて終わりたいと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 本会議の中でも申し上げたのですが、老人医療の給付が5倍くらいになっているんですね。そういうことからすると、これを国民健康保険だとかでみんなで持てるのかという話になります。国民健康保健財政を見ますととても厳しいんですよ。なかなか保険料に転嫁できないですし、法定外繰り入れをしたりとかという流れがあるわけですから。この現状を維持するにも小さい市町村というのはとても国民健康保険で困っているの、広域的にある程度の維持をしないと危ないのではないかと考えておりますので、私たちはこれを評価しているところなんです。今、後期高齢者医療制度で75歳以上になりましたが、次は全体を県全域の医療制度にしようというのが動きではないかと考えています。

○奥平一夫委員 後期高齢者医療制度の問題でも麻生内閣総理大臣の発言、舛添厚生労働大臣の発言の後に、実は政権を担当している公明党の議員からも話が出ているんですよ、負担を変えたらいいのではないかと。国の負担をもう少し太くしようという話が出ているんです。その考え方を貫けば、この辺の問題は解決できると私は思っています。

次に、18ページの陳情第99号の地域医療崩壊措置のための意見書の提出を求める陳情で、2200億円の社会保障費が削減をされて、医療、介護、あるいは国民健康保険のさまざまな社会保障制度が非常に崩れてきているという意味では、介護や年金、あるいは医療、生活保護というものにあらあらでいいですから、伊波福祉保健部長の御見解を伺いたいと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 伸びを2200億円ずつ押さえるというやり方だと聞いております。4年前のときは診療報酬が3%前後落ちていて、うちの赤字にもつながっているのですが3%落ちている。その翌年が雇用保険のほうに減をかけている。徐々に伸びの8000億円を2200億円に落とすとかという形で押さえられていると考えております。私は税を上げてでもうちにほしいと考えております。

○奥平一夫委員 それで意見書を採択するよう配慮してもらいたいという動きに対して、伊波福祉保健部長はどうお考えですか。

○伊波輝美福祉保健部長 これは全国知事会を通しまして、やはり制度の維持、社会保障のいろんな場面での維持をお願いしております。特に医師確保問題、この保険医療の体制は確保できるようにお願いしたいということを全国知事会を通してやっております。

○奥平一夫委員 あと1つですが、23ページの県立浦添看護学校についてですが、まず当局がこれまでの県議会の決議書をどう受けとめているのか。医師会も含めて、いろんな団体から県立浦添看護学校の存続を求める声、要請がいっぱい出ています。それについてどう認識しているのか。それから陳情要旨にありますように、民間移譲は県立浦添看護学校に進学したいと3年課程の開設を心待ちにしている多くの高校生の進学チャンスを奪いかねないものである。この進学チャンスを奪いかねないものであるということについての見解を聞いて終わります。これまでに存続に対する要請が何カ所からでどういう機関から出ているか。

○新垣盛勝医務・国保課長 要請については、関係団体で医師会、看護協会、医療連合会、県立浦添看護学校の関係者の同窓会や父兄の方から来ています。あと質疑の中で、決議、意見書の対応についての見解ということですが、意見書については平成16年度の県議会の意見書については、県立浦添看護学校のあり方を検討する上に3点検討してくれということで、1点目が助産課程の設置、2点目が通信課程の設置、3点目が3年課程、これは高校生を相手にして看護師を養成する3年課程です。翌年の平成17年度に2回ほど決議がありまして、これは県立浦添看護学校の存続と意見書の3点を強く取り組んでくれということでしたので、私どもについては医師会から助産課程の設置がとても強いということで早急に求められるということがありまして、県立看護大学、助産課程ですから施設整備もいろいろありますので早期に開設する。それからカリキュラムも含めて対応するには、県立看護大学に別科専攻科、入学定員20名ですが設置しました。3年課程については、今、申請中でございます。7月に申請をして対応して、通信課程についてはスクーリングという形で負担の軽減を図っているということで意見書については対応していると認識しております。あと高校生の部分ですが、これは高校生に対しては3年課程を設置してから今後の話ということになりまして、まだ認可を受けていませんので。

○奥平一夫委員 高校生については、これからということですが、民間移譲するからそのチャンスが閉ざされると書いてあるでしょう。それについてどう思

うかと聞いたし、それからいろんな団体、機関から存続を求める要請が来ているけれども、それについてどう思いますかと聞きました。それについて答えられてない。

○新垣盛勝医務・国保課長 チャンスと申しますと、いわゆる高校生を対象に看護師養成課程はこれから新設する予定です。この趣旨の部分については、民間も含めて養成校がございますから。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員より民間移譲の基本的な考え方についての補足質疑あり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
新垣盛勝医務・国保課長。

○新垣盛勝医務・国保課長 私どもの部分については、行財政改革方針に基づいて民間でできることは民間にということで、ノウハウも民間養成学校も結構できているものですから、そういうことで民間にできることは民間に移譲したいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 確認ですが、病院事業局の陳情第95号の県立北部病院の産婦人科を完全再開を求める陳情の処理方針では、遅くとも年内には医師の4人体制による完全再開ができるようになっておりますが、あと3カ月切っておりますが見通しはどうか。

○知念清病院事業局長 そこに書いてあるとおりでありまして、着任の契約は非常に明るい展望を持ってやっております。

○上原章委員 明るいとかじゃなくて、間違いなくできるということで認識していいのですか。

○知念清病院事業局長　なぜ、私がそういうことの明言を避けるかといいますと、御存じかと思いますが、前に議会の答弁で来ますと言った翌日に希望していた産婦人科の医師がやめたんです。キャンセルして来れなくなりました。そういうことがあって、産婦人科の医師というのはとても数が少なく、全国どこに行っても引く手あまたという状態で、条件のいい所へころころ変わっていくという事実があります。私たちはそれを逃がさないように、約束は守ってくれという感じでやっているわけで、かなり強い感触を得ているわけですが、最後の最後にちゃんと契約書にサインをして顔を出すまでは、やはり私たちそのものが安心できないというか、事はそういうときに起こる。しばしば起こるのではなく、ときに起こるので非常に注意して発言したいと思っております。大変明るい希望は持っております。着実に進んでおります。

○上原章委員　知念病院事業局長の思いが非常にわかりました。ただ本当に北部地域の方々にとって、心待ちにしているところですので万難を排して勝ち取ってほしいと思います。逃がさないようにお願いしたいと思います。

○知念清病院事業局長　島袋名護市長がほとんど毎週やってきて、どうなっているのかと。どうなっているかではなくて、名護市も頑張ってくれと言っております。

○上原章委員　もう一点ですが、福祉保健部の陳情第122号の2の沖縄県腎臓病患者に対してですが、確認ですが20ページの3に県公共施設への自動販売機設置に今後も協力ということで、これは具体的にどういった内容ですか。

○伊波輝美福祉保健部長　県立施設へ自動販売機を置かまして、多くて1台で月に何万円という収益が上がるわけです。それを自分の名義の物を置かせてくれということです。

○上原章委員　それがその方々への資金になるということですか。具体的に県内でどのぐらいありますか。

○桃原利功健康増進課長　現在、112台が設置されております。金額については把握しておりません。

○上原章委員　わかりました。公共施設にある自動販売機を我々が利用すれば、

その分その方々の支援になるわけですね。

○伊波輝美福祉保健部長 実は今現在、母子会などのいろんな団体が設置しております、これから参入するのはとても厳しいので口添えをとということに来ておりました。福祉保健部としては、そういう団体がもう入っているわけですので、新しくできたところとか関連の保健所などへあっせんしているところです。

○上原章委員 わかりました。あと4番目の沖縄県腎臓者連絡協議会への補助金、これを県に増額してしてほしいという要請になっているのですが、この補助金というのは後退をしているということではないと考えていいのですか。あくまでも増額の要請でいいのでしょうか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 この件につきましては、小規模の県の障害者団体に対して活動費の助成をしておりますので継続してほしいという要望です。継続してまいりたいと考えております。

○上原章委員 後退はしていないと認識していいのですね。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 はい。

○上原章委員 増額というのも大事だと思いますが、その点は前向きに検討していきますか。

○垣花芳枝障害保健福祉課長 努力したいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情の3件に関してお尋ねしたいと思います。まず、後期高齢者医療制度の陳情、2点目には沖縄県社会福祉事業団の陳情、それから3点目には公立病院の件でお尋ねします。

まず、1点目の後期高齢者医療制度の件で、この間見直しがいろいろあったと思うのですが、手短かに7月の見直し、10月の見直しを挙げていただきますか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 まず、1点目が低所得者の7割軽減を、今年度は8.5割になります。次年度から9割軽減にするというのが1点目。もう一点が年金天引きのものについて、口座振替が可能になったと。これも条件付きの部分がありますが、大きなものはその2点であります。

○仲村未央委員 これまで指摘、非常に批判の強かった保険料の負担、所得割、均等割に対する軽減が世帯単位で軽減のときには判定をされてしまう。負担がかかってくるのは個人なのに、その世帯に対して軽減のときだけ世帯という基準に対しては非常に批判が多かったのですが、それは見直されていませんか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 これについては、今後の検討課題の1つとなっております。

○仲村未央委員 その影響が非常に世帯によって、夫と妻の収入具合によって、例えば収入が300万円の世帯でも、夫のほうが所得が250万円、妻が50万円、夫も妻も150万円、150万円のときの保険料の格差が物すごくあるということが言われているのですが、それは事実ですか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 これは世帯で計算する仕組み、国民健康保険も同様で、昨年度までの老人保険でも同じような格差があったと考えております。その格差があるということは、数字上はそのとおりになっております。

○仲村未央委員 試算されていれば、ぜひ何倍ぐらいの格差かというのがわかりますか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 パターンによって格差が小さくなったり、大きくなったりというのがありますので。新聞にも載っておりましたように、例えば夫が260万円で妻が42万円のパターンと、夫婦とも151万円ということで世帯で見ると収入は同じ金額になるわけです。最初言った夫のほうが260万円ある場合については、軽減がないと。両方とも151万円の場合は軽減がそれぞれ8.5割ということで。新聞報道でありますように格差が13倍ということで、以前は8.5割の軽減はなく、7割軽減でしたので13倍までいかないのですが、今回、所得の軽減の割合が大きくなりましたのでその分格差が広がった

ということになります。

○仲村未央委員 こういった医療費というのは、個人というよりは、普通は世帯は家計の中で医療に係る経費というのは適用していくというのが普通の負担のあり方だと思うんですね。一方、低所得者の軽減を設けたために、より格差が広がっているという状況に対して、県はどのように感じているのか。一刻も早く所得世帯に対して軽減をしっかりと見ていくような見直しの方向に行かなければ、こんなに13倍も同じ300万円所得で差が開くという保険料の設定の仕方は、余りにも非現実的というか、県民にとってはあり得ない状況だと思うのですが、そこら辺についてどのように感じて対応していくのですか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 先ほども言いましたが、後期高齢者医療制度になって、そういうのが見えてきたんですね。以前からあったんです。世帯で計算する保険についてはこういう格差が生まれるんですね。保険料を計算する式がマイナスという感覚がないものですから、こういう形になります。県としては、できるだけ後期高齢者については格差を是正する形にするために各個人ごとに軽減の計算をしていただきたいと。世帯でやるのではなく個人ごとで。そういう要望を全国知事会からもやっておりますし、県も要望を出しておりますので、その検討が国のほうで進めていただきたいと思っております。そのことで格差がかなり縮まってくるだろうと思っております。

○仲村未央委員 今の答弁ですと、以前からあったから特に問題はないという言い方に聞こえるのですが、伊波福祉保健部長の答弁をお願いします。

○伊波輝美福祉保健部長 これまで見えなかった問題が今回の制度で見えてきた。今の後期高齢者医療制度は、一人一人で行っているのもその課税に関しても保険料の算定に関しても個人単位のほうがいいのではないかとということで、そのほうが軽減だとかという適用もあるのではないかとということで、福祉保健部のほうは見直しの要望をしている状況です。世帯単位ではなく、一人一人にしていきたいという要望をしております。

○仲村未央委員 次の陳情ですが、11ページの陳情第77号の沖縄県社会福祉施設の民営化に伴い生ずる退職金の支払いに関する陳情については継続となっていて、処理方針は変わらないようですが、今実際に係争中であるということですが、係争の進捗はどういった状況にありますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 本件につきましては、平成18年12月26日に第1回口頭弁論が開かれまして、これまで9回の口頭弁論を経過しております。その後、今年度に入りましてから3月21日の準備手続と6月10日の準備手続、そして8月26日に準備手続を行っております。8月26日の準備手続のときに、裁判長のほうから年内結審と年度内判決をしたい旨の示唆があったということです。

○仲村未央委員 裁判所のほうは、今回の県の処理方針にも出ているのですが、陳情者と雇用関係にあるのは沖縄県ではなく、沖縄県社会福祉事業団であるという立場ですよね。この件に関してはどういった認識を持っていらっしゃるのか。今、司法の法的な判断に内容がなじむのかどうかということに関しては、どのような認識を示されていますか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員が仲村委員に対し質疑の確認を行う。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 これに関しては、こちらのほうにこうだということはないです。ですから、最後の裁判の判決になると思います。

○仲村未央委員 和解の協議を促されてはいないのでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 念のためということ、和解の方向性はないのかというのは聞かれたようです。福祉保健部としては、弁護士にゆだねておりますので、その方向で県の考え方を申し述べているところです。

○仲村未央委員 もう一度、確認ですが、和解協議に持っていきべきだという指摘ではないのでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 そうではありません。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より説明員に対し、慎重に答弁するよう申し入れあり。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

伊波輝美福祉保健部長。

○伊波輝美福祉保健部長 言葉を繰り返して、参加した担当が申しているのですが、和解の考えはないかというのを聞かれたそうです。ないと答えている。

○仲村未央委員 県の考えではなく、裁判所のほうから和解をすべきではないかと。つまり法的な判断ではなく、和解によって政治的な判断を促されているのではないのでしょうかということを知っているのですが。

○伊波輝美福祉保健部長 それはないと思います。

○仲村未央委員 裁判所のほうから協議をなさいというあっせんがなかったのですか。

○伊波輝美福祉保健部長 あっせんではないと思っています。

○呉屋禮子福祉・援護課長 準備手続の場に担当班長が代理で出席しておりますので、担当班長より説明をさせていただきます。

○川満誠一福祉・援護課班長 準備手続の中で裁判長がおっしゃったのは、県がこの原告の求めについて何らかの政策判断をするのであれば、判決に至らなくても済みますとおっしゃいました。いろんな話を法廷ではないので、わりと平易な感じで準備手続の場合は法服を着ずに背広でやってきておっしゃったわけですが、これは要するに知事がこういう施策をし、和解をするという判断をするのであれば判決にいきませんよということをおっしゃったのでありまして、和解をせよという形で迫ったというニュアンスはございませんでした。

○仲村未央委員 事実の確認がこれ以上認識の問題ですので、また次回にこの内容の確認をもう一度やった上で質疑をしたいと思いますので、きょうのここ

ろは答弁をお尋ねして、この件については終わりたいと思います。

それでは陳情第148号の地域医療・高度多機能な医療の確保に関する陳情が出されておりますが、この件に関してお尋ねをします。本会議の代表質問の中でも、今回の医療審議会県立病院のあり方検討部会に関する目的、公立病院改革ガイドラインの目的は何ですかということでお尋ねをいたしました。答弁をいただきまして、その中では地域において必要な医療提供体制の確保を図ることがガイドラインの目的であるという答弁を知念病院事業局長からいただいたものと認識した上でお尋ねします。今回の県立病院のあり方の見直しに関しては、その目的、医療体制の確保を目的とする、あくまで見直しであり、検討であるということと理解してよろしいでしょうか。つまり、財政論議ありきではなく、必要な医療をしっかりとその地域において確保していくために、今、医療審議会が審議をしているということでの認識をお尋ねします。

○知念清病院事業局長 私は安定した医療、良質な医療、地域が必要とする医療を持続的に提供していくためにどうあらねばならないかということを考えてくれということからきたと考えております。ただ、この安定した医療を継続的に提供する、地域に必要とされる医療を提供するためには質の高い医療と安定した経営の両方がかみ合わないといけないということです。ですから、人によっては経済政策ばかりを取り上げて、医療の質を落とすという方向に行くのではないかと考えているようですが、決してそういうことではなく経営を安定させて、かつ、医療も提供する。その一つの方法に無駄があるのではないかと多いんです。再編とオンライン化は、同じような種類の機能を持った病院が近くにたくさんあったというときに、お互いに足を引っ張りあっているというときに、お互いにあなたはこの医療をしてください、私はこの医療をしましょうと、あるいは公立病院と私立病院の民間病院が、私たちは急性期病院を診ます、重症患者を診ます、そのかわりに長期入院の患者はそちらで診てくださいというように、同じように仕事が重なることによって、お互いの足を引っばることはしないということも含めた再編を考えているわけです。ですから、ただ単にお金のこともちろん大事なので、経営がうまくいかないと当然にいい医療はできません。県立中部病院でいったような物が買えない、これはなぜか、それは経営がうまくいってないからなんです。いい医療をしようと思ったら、いい経営でなくてはいけない。その両方をうまく結びつけるにはどうしたらいいかというのが根本にあると私は考えております。

○仲村未央委員 今、再編の話が出ましたけれども、現場の先生たちの話を聞

いていますと、シンポジウム等もありましたので、沖縄の場合は他都道府県とは違って、例えば公立病院についても県立が専ら、ほとんどそうですよね。那覇市はたまたま市立病院が独立行政法人化されましたが、その県立というのが拠点で北部地区、中部地区、八重山地区、宮古地区にあるということはかなり再編という意味では、むしろほかの都道府県で、例えば市町村立と県立が同じ場所にあるとかということに比べると整理された形に結果としてですがなっているという指摘もあるのですが、その再編に関して今の県立病院のあり方というのは、そういう意味では実態としてはスリム化されている状況にあると認識してよろしいのでしょうか。

○久田裕福祉保健部参事 先ほどの県立病院のあり方検討部会の目的も含めて答弁させていただきたいのですが、今回の県立病院のあり方検討部会は福祉保健部のほうが中心になって進めているのですが。まずなぜこういう県立病院のあり方検討部会をやるかということですが、確かに県立病院がそれぞれの医療圏で中核的医療機関として、その地域医療の確保をしているということ、これは多くの方が認めるところであります。今までこの委員会でも話が出たと思いますが、この経営状況が非常に厳しい。特にここ数年、平成17年度以降は毎年30億円以上の経常赤字を出している。それで一般会計の繰入金も平成10年度には54億円でした。これが平成19年度には71億円と20億円近くもふえている。先ほどから話が出ている県財政も厳しいと。県においては今年度から職員の給与カットも行っております。これは4年間の暫定期間です。それでもなお財源が不足しているという厳しい県の財政状況もある。そういうことも踏まえて、この県立病院を見直そうということでもあります。そして、国から改革プランを策定して、県立病院のあり方について、今は役割機能について今一度総合的に見直すことが求められている状況でありますので、県としてはそういったことも踏まえて県立病院の役割、機能、運営体制といったことを抜本的に見直して、財政負担の抑制をしつつ、病院事業の健全化を図ることによって今後とも効率的で継続的な医療提供体制を確保できるようにということを目的にあり方を検討するという事です。再編について、仲村委員の誤解があるかもしれませんが、ここでいう再編というのは、プランでは再編ネットワーク化というのが出ておりますが、これは同一医療圏で公立病院が複数ある場合のあり方についてそれぞれ関係者で検討してくださいという趣旨です。そして県立病院の配置状況についても、先ほどお話がありました、この点に関して仲村委員がおっしゃるとおり、県外からの委員の方が沖縄県の公立病院の配置状況は非常に地域ごとに県立病院が中核として機能している、その役割を果たしている

という話を第1回の委員会でありました。

○仲村未央委員 今、後段のほうが聞きたかったわけで、2次医療圏としてある程度整理されているという見方もあるのですが、その認識はどうですかと聞いたので、今、後段のほうの答弁をいただきました。ありがとうございます。それで先ほど一般財源からの繰り入れについてありました、公営企業法で基本的には入れなさいと言われていた法的な部分と政策的にそれ以外のプラスアルファで一般財源から入れている部分ということをおっしゃっていたのですが、それについては例えば、宮古、八重山の離島地域に対する経費の負担であるとか、その本庁の経費というのはこれは恒常的、経常的に必要な経費なわけですから、それはやはりルール化をして一般財源から繰り出すべき基準というのものをもっと具体的にルール化していく必要があると思うんですね。その点については、今回の審議会の中で議論がなされるのか、どこでなされるのか、それからルール化をしていくという基本的な考えがあるか、その点についてお尋ねします。

○知念清病院事業局長 ルール化していこうと努力しているところです。

○仲村未央委員 それから先ほど来、定数条例のことで出ておりますが、他道府県では定数条例を本庁の定数から切り離したという事例もあるようですが、それをやるための障害があるのか。何をクリアすれば定数条例を切り離すことができるのか。

○小川和美病院事業局次長 基本的に病院事業の定数を今は一括して決めているわけですが、それから抜き出して病院事業定数条例として条例化することについて特段の支障はないと考えております。

○仲村未央委員 経営形態の点で、よく独立行政法人化というのも選択肢の中で大きく取り上げられていますね。その独立行政法人化に持っていくためには、今の県立病院の赤字の状態では恐らく厳しいのではないかという前提があると思うのですが、独立行政法人化に持っていくために整えなければならない、クリアしなければならない課題というのはどういうことでしょうか。

○久田裕福祉保健部参事 経営上の問題だと思うのですが、まず資産と負債をゼロにしないといけません。それにつきると思います。負債が資産を超える

場合にはゼロにしないといけないという意味です。

○仲村未央委員 つまり借金を抱えたままでは独立行政法人化にはなれないということで理解してよろしいでしょうか。

○久田裕福祉保健部参事 はい、そのとおりです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 陳情第148号ですが、もし仮に重複したら確認のための質疑だと思っていただければありがたいと思います。まず、福祉保健部がやっている県立病院のあり方検討部会ですが、これはいつごろまでに結論を出すというのも既に固まっているのですか。

○久田裕福祉保健部参事 県立病院のあり方検討部会の基本構想は、スケジュールとしてはことし12月に基本構想案をまとめまして、そして来年1月にパブリックコメント、県民からの意見を1カ月程度募集する、最終的に2月の医療審議会でも県立病院のあり方検討部会で基本構想を取りまとめるということです。

○佐喜真淳委員 過去にこういう検討部会は何回かやりましたか、今回初めてのケースですか。

○久田裕福祉保健部参事 県立病院のあり方に関する検討は、過去に平成14年度から平成15年度にかけて、当時の病院管理局が有識者で構成する検討会をつくってやったことがあります。今回は福祉保健部のほうで中心になってやるということでもあります。

○佐喜真淳委員 福祉保健部としては初めてですか。

○久田裕福祉保健部参事 福祉保健部としては初めてです。

○伊波輝美福祉保健部長 ちょっと補足させていただきますが、総務省からガイドラインが出まして、要するにやりなさいというものがあるわけです。それ

に基づいて私たちはやって、それを報告をする義務も負っております。

○佐喜真淳委員 やるというのは、これでいいのですか。この1、2、3で出ているもので、どういう内容かわかりませんが。

○久田裕福祉保健部参事 今回の県立病院にある作業は、まず2つあると考えていただきたい。一つは県立病院のあり方の基本構想をつくるということと、それからもう一つは、改革プランというのが要するに総務省が求めている各都道府県で総合的に見直しをして、今後の県立病院のあり方について改革プランをつくってくださいという2つがございます。そして、この改革プランの中身は大きい柱が4つあります。そのうちの県立病院の果たす役割であるとか、あるいは経営形態、あるいは再編ネットワーク化について、この基本構想は先ほどから話が出ています医療審議会の県立病院のあり方検討部会で議論しているわけですが、そこで議論をしてこの3つをまとめると。それと公立化については、病院事業局で独自に議論し、まとめながらその両方を整理して最終的には県立病院改革プランにするという形で作業を進めております。

○佐喜真淳委員 もう一度確認しますが、総務省からこういう基本構想、あるいは改革プランをつくってくれということで、福祉保健部が県立病院のあり方検討部会を起ち上げたということで理解してよろしいですね。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、そうです。

○佐喜真淳委員 当然に県立病院は赤字がたまっていて厳しい財政状況なんです。私は逆に執行部みずからが何らかの形で改革しないといけないということで県立病院のあり方検討部会をつくったのかと思ったんです。そういうことですよね。

○伊波輝美福祉保健部長 病院の経営の問題に関しては、もともと問題があったわけですので、それは病院全体のあり方を検討する必要があるというのが総務省の要請、都道府県への指示より前に立ち上げていたんです。それで12月から職員も配置されて検討を重ねてきたというところなんです。

○佐喜真淳委員 先ほどスケジュールを聞いたのですが、2月の医療審議会、その後、この処理方針の中では個別病院ごとの経常黒字化を目標とする県立病

院改革プランを策定するとありますが、この策定はいつごろになるんですか。これを受けてからやるんですよね。

○小川和美病院事業局次長 県立病院改革プランは福祉保健部の県立病院のあり方検討部会の基本構想を受けて、その実行計画としてつくるわけです。ですから2月ごろになるかと思imasので、並行的に作業を進めますが、県立病院改革プランは3月ごろの策定をスケジュールとして持っております。

○佐喜真淳委員 その改革プランは3月にできて、新年度になると思いますが、新年度にその改革プランに基づいて方針、改革というのをやっていくということで理解していいですか。

○小川和美病院事業局次長 県立病院改革プランが今年度内にできますので、平成21年度以降はこの改革プランをもとにいろいろな取り組みが行われていくと思imas。

○佐喜真淳委員 平成14年度から平成15年度までに1度やったということで、今回は福祉保健部ですが、何か一番の違いがありますか。平成14年度から平成15年度にやったものと今回やったもの、何を重点的にやって、どういうことで病院経営を改革していくかという基本的な柱があったら御説明ください。

○久田裕福祉保健部参事 先ほど、この改革プランの中身についてお話ししたのですが、この改革プランというのは県立病院の果たすべき役割、それから経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の問題について県立病院改革プランの内容ですが。ただこの中でも県立病院の果たすべき役割だとか、再編ネットワーク化、あるいは経営形態の問題については、県の医療提供体制に非常にかかわる重要な問題だということで、それについては県医療全体を総括します福祉保健部のほうで、県立病院改革プランは病院事業局でつくりますので、あり方の基本構想という形で、またその審議を行う医療審議会も福祉保健部のほうで所管しておりますので、その中で議論したほうがいだろうということで、その部分は福祉保健部のほうで所管してやっているということです。

○佐喜真淳委員 次年度からそれで走るということですよ。

○久田裕福祉保健部参事 そうです。

○佐喜真淳委員 陳情第148号の処理方針を見ていると、幾つか陳情の要旨があるのですが、県立病院のあり方検討部会の審議結果を踏まえて適切に対応するというのが大体の処理方法ですが、この処理方法の要旨は幾つかあるのですが、緊急性を伴わない、いわゆる次年度以降でも大丈夫だという判断でそうなっているんですね。例えば、わからないのですが、精神単科の県立精和病院では入院受け入れの可能性が生じた場合の人的配置や構造的な部分については配慮するとありますが、その処理方針を見ると県立病院のあり方検討部会の審議結果を踏まえて適切に対応するという事になっている。これは緊急性が伴わないということで理解していいのですか。

○小川和美病院事業局次長 処理方針をつくっている病院事業局からお答えしたいと思いますが。先ほどもありましたように県立病院のこれからの果たすべき役割、機能といったところを今県立病院のあり方検討部会のほうであり方の基本構想として検討しているわけです。今回、陳情がありました項目の中で県立病院のこれからの規模や機能にかかわる項目につきましては、基本構想を見ないとこれからの具体的な話ができませんので、そういう基本構想を踏まえて検討ということで処理方針をつくっているところです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 陳情がたくさん寄せられる委員会で、本当に皆さんの願いというのは切実なものがたくさんあると感じて、みんな質疑をとっておりますが、できるだけということでやりたいと思います。

まず陳情第95号と第148号は病院事業局ですが、陳情第95号の県立北部病院のことで先ほどやりとりがありまして、医師4人体制にすればきちんと地元で出産が安心してできる体制になると。それに対して4人体制が本当に必要と、最優先という立場に立つのであれば、先ほどの答弁では条件がいいところにはいくと、今、着任交渉に入っているとされたのですが、条件はよく出しているのですか。

○知念清病院事業局長 まず給与面ですが、特に産婦人科の医師だからといって特別な給与体系はとっておりません。しかしながら、働く人たちが産婦人科の医師たちと話し合いをしまして、こういう診療体制、こういう勤務体制、あ

るいはこういう病棟、ナースなどそういうような体制にしてもらったら仕事がしやすい、あるいはこういう機械を買ってくださいという要望を聞いて、この働いている人たちが気持ちよく働けるような体制づくりについては十分に話し合っております。まずはその働く環境、そこで気持ちよく働ける、みんなが協力して産婦人科の医者が自分の責務をちゃんとできるような、みんなで協力するという姿勢が大事だと思います。もちろん過重労働で医師を疲弊させないということです。ですから4名になるまではフルオープンはしないと。実は、既にお産は紹介患者に限ってやっております。四、五名を月にやっておりますが、そういうものではとても話にならないので、無理しないで本当に4名、できれば5名にしたいと思っております。5名ぐらいにして、過重労働にならないような形で仕事をしてもらいたいと。本人たちにもそう話しております。希望があったらどんどん言ってくれと、働きやすいような職場づくりをするよと。それから名護市のほうにもこういう形で来てもらっているから、今まで非常に名護市もつらい思いをしたと思うから、産婦人科の医師が来たら名護市のほうも県立北部病院に残りたいという気持ちになるような処遇をとっていただきたいと、保健医療の面で。そういうお願いはしてあります。私たちに医師確保ばかり言わないで、医師が来たらちゃんと残りたいという気持ちになるような態度で名護市のほうも臨んでもらいたいと要望してあります。

○西銘純恵委員 具体的なやりとりをなさっていると聞いて、少し期待したいと思えます。

陳情第148号に関してですが、処理方針が県立病院改革プランを策定してとか、緊急性を要する要請があるにもかかわらず抜本的な医療審議会とか、今後の県立病院のあり方検討部会にゆだねていると印象として受けるのですが、少なくとも経営効率を優先するという論議にならないように、県立病院というのが不採算医療、弱者医療で県民が求めている病院ですから、その立場をきちんと押さえて改革をやっていただきたいと思えます。那覇市立病院が独立行政法人になって、新聞報道を見ましたら10月1日から患者負担がふえたという形になっています。ですからそういう方向に行くと、最終的には県立というものが別の形に変わったら、いくのは県民負担、ましてや医療を必要とする一番大事な部分で負担がふえるのではないかと。そしてもう一点は民間病院が入院を行ったときに、連れて来られた方を保証人にとってしか入院させないとか、そういうものなんです。そういう意味では本当に弱者医療を担っている県立病院という県民が願っているものをどう維持、継続、持続可能にするかという立場でやっていただきたいと思えます。看護体制についてですが、先ほど答弁がいろ

いろあったのですが、病院事業の中だけの定数条例は可能だと。7対1体制が既に導入されても、それに医療の現場にいる皆さんは必要としていても、別にされているためにすぐに対応ができなかったという答弁がありましたよね。この医療の現場にいる皆さんが定数を決めていく。それはただ必要だからということではなく、今、県立病院でも無駄を省いて、どう無駄を省いていくかということで、経営向上のためにもみんな頑張っているということを聞いております。ですからいたずらに定数をどうということはないと思いますので、そこを信頼して、やはり病院事業の中で迅速に必要なところに必要な看護師が配置できるとか、そういう立場でやっていただきたいと思うのですが、この定数条例を独自に求めていく、それに対しては病院事業局長としての御意見はどうでしょうか。

○知念清病院事業局長 私は、これは積極的に考えていくべきで大変大事な問題だと考えております。ただ、それをどのような形でいつやるかということを考えてやらないと、そしてみんなが本当に満足できるような形でやっていかないといけないということもありますので、今言った県立病院のあり方検討部会の中でもこの問題を取り入れていって、そしてその中でも真剣にこれを検討していきたいと。先ほども申し上げましたが、おっしゃるとおり看護師の不足というのはとても大きな問題で、頭を痛めているわけでありまして、その縛りがどうも沖縄県職員定数県条例でかかっているという部分があるので、私としてはどうにかこのシステムが何かの形で積極的にみんなで相談することによって解決に向かえばと、とにかく積極的に取り組んでいきたいということです。

○小川和美病院事業局次長 今の県立病院の定数が一括条例の中にあるわけですが、それを分離して県病院事業定数と分離、独立ということについての立法技術的な意味での特段の支障はないと先ほど申し上げました。定数増をするかどうかは別の議論であります。

○西銘純恵委員 知念病院事業局長の前向きな答弁を聞きましたので、もう一点は一般会計からの繰り入れの件ですが、1床当たりの繰り入れが全国と比較しても低いというところで、公営企業法の総務省の繰り入れを超えて検討すると言われたのですが、がん治療などの高度医療というのはそういう繰り入れの対象にもなるのでしょうか。

○知念清病院事業局長 高度な特殊医療というのも対象になります。

○西銘純恵委員 最後に医療の関係では医療機器の故障の問題ですが、私は一般質問でお尋ねしたいと思って資料を先にいただいておりますが、新聞に載った県立中部病院で治療がとまっているんですよね、これはがん治療のための医療器なんですよ。検査器だと思っていたのですが、治療器だということで、この正式名称は何というんですか。

○知念清病院事業局長 リニアックといいます。

○西銘純恵委員 放射線治療装置直線型加速器ではありませんか。

○知念清病院事業局長 はい、そうです。それがリニアックということです。

○西銘純恵委員 一般質問の答弁で耐用年数が五、六年の機器が、既に長いものがたくさんあるという答弁をいただきまして、このリニアックというのが平成17年度、平成18年度、平成19年度に故障をして、何度か修理費をかけておりますね。3年間の故障の回数と修理費の総額、今年度もどうなっているのかをお尋ねしたいです。

○玉山憲重県立病院課副参事 平成17年度が1回で30万円、平成18年度が6回で116万円、平成19年度が22回で1386万円、合計29回故障しております。今年度は8回ほど故障しております。

○西銘純恵委員 県立中部病院はがん専門の高度医療病院ということで、治療されている皆さんがいるわけですよ。先ほどは修理でつなげるという答弁があったものですから、これだけ修理費もかかっているし、また故障も29回というのも考えて、これはすぐ買い換えをするというのが治療を受けている皆さんの願いにもかなうことにもなるのではないのでしょうか。買い換えを検討したらどうでしょうか。

○小川和美病院事業局次長 医療機器の購入は企業債で起債をして財源を充当して買うわけです。残念ながら沖縄県立病院の不良債務は、比率が10%を超えておりまして、こういう団体は総務省の許可が必要になるわけですよ。したがって、このリニアックを購入する場合に来年度の企業債の許可を総務省から受ける必要があります。そうしますと最短でも来年の10月以降となります。

そういうところまで現在の状況を引っ張ることはできませんので、同年、緊急に既決予算の中で修理の対応をしたいという話でございます。

○西銘純恵委員 ほかの方法はとれませんか、方法論として。

○小川和美病院事業局次長 例えばリースという方法もないわけではありませんが、簡単に申し上げますと、リースでやりますと収益的予算でリース料を払っていきます、使用料として。先ほど申し上げましたように、収益的予算は赤字になっています。ですから、それもなかなか難しい。ただ、今後については購入、それからリースなどいろいろなことを含めて検討していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 先ほどいった10%を超えているというのは企業債残のことですか。

○小川和美病院事業局次長 不良債務比率でございます。

○西銘純恵委員 一般会計から繰り入れをして、その部分を改善したらどうですか。解決できませんか。

○小川和美病院事業局次長 そういう気持ちはやまやまですが、先ほどから申し上げておりますように一般会計から地方公営企業法に基づく総務省の繰り出し基準がありまして、それに原則従ってやっておりますので、余り無原則的な要求もできないというのが実情かと思っております。

○西銘純恵委員 病院事業ということですから、来年10月は1年後ですよ。実際はそれを治療に使えないということで患者を丸ごとどこに引き受けさせるのか、そういう問題も想定される中で、やはり何らかの解決策を検討すべきだと指摘しておきます。

次に移ります。福祉保健部の17ページ、陳情第92号の後期高齢者医療制度ですが、その制度がいろいろ見直し、4月からこれに振り回されている状況があるようですが、前の厚生労働大臣、今度もそうですが、9月20日のTBSの番組で国民が支持しない制度は大胆に見直すべきだと言って、麻生氏が首相になれば、見直し、廃止をするというところまで言ったんですよ。ですが内閣をつくったら、それを翻して一部の手直しに変えようとしていると。これに対し

て、本当に制度を安心して任せられると思っているのでしょうか。政府のやり方を見て、所見を伺いたいと思います。

○伊波輝美福祉保健部長 私たちとしては、制度ができました。その制度を乗せるのが私たちの役割と考えております。もちろん不都合があれば改善をしていく、このスタンスしかとれません。それもありますし、やはり先ほども申し上げましたが、いい部分もありますので、それは残して、いい制度があればいいですが、今現在では選択肢はないと考えております。

○西銘純恵委員 この制度の一番反対が出ている問題は、75歳以上という年齢で分けているということと、年金からの保険料の天引きですよね。この2つの問題が解決されない限り、廃止の声というのは消えないと思うんです。処理方針の中に来年も70歳から74歳の窓口負担を一割に据え置くといいますが、これがいつまで据え置きになるか、再来年は2割、3割というのが目に見えている制度なんです。県も相当な見直しが必要になるだろうと言われたのですが、そういう意味ではずっと振り回されていく制度でもあるので、やはり廃止ということでもう一度再考を促したいのですが、いかがでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 75歳以上に関しましては、ずっと1割負担です。今回の次年度までという部分に関しては、70歳から74歳までの方の老人保健制度のほうです、国民健康保険の中です。

○西銘純恵委員 廃止を求める気はありませんかというのに答弁がありませんので。次の18ページの陳情第99号ですが、医療費抑制で毎年2200億円に対して、地域医療崩壊阻止のための沖縄県民集会を開いた沖縄県の医師会の会長名で意見書の提出を採択するよという陳情ですね。それに対して処理方針では、最後のほうに全国知事会でいろいろ提案、要望ということですが、具体的にこの2200億円削減撤廃も入っていますか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 具体的に2200億円の撤廃という文言は入っておりません。

○西銘純恵委員 要点をお尋ねします。どのような内容で要請しているのでしょうか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 まず、社会福祉施策等の推進ということで高齢者の介護予防、自立した生活の支援策の拡充、介護サービスの人材の確保、障害福祉サービスの十分かつ適正な確立、それから生活保護の充実、それから保健医療体制の整備ということで医師確保等、それから自治体病院、公的病院等の経営の健全化、それから医療体制の整備について実態を踏まえてきちんと支援策をやっていくことと、長寿医療制度についても円滑な運営のための必要な措置を講じなさいということです。あと、新型インフルエンザ、次世代育成支援対策の推進など大きな項目ではこういうことで社会福祉施策の充実ということで要望を出しております。

○西銘純恵委員 といいますと、文言としては2200億円の社会保障費の削減撤廃ということは入ってないけれども、内容としては社会保障の拡充という中身になっているということですね。ということは、沖縄県もその立場で政府に要請しているということで受けとめてよろしいですか。

○伊波輝美福祉保健部長 はい、さようでございます。

○西銘純恵委員 21ページの陳情第127号の3にいきます。原油、食糧などに関する緊急対策の陳情ですが、私は生活保護の問題でお尋ねしたいと思います。県が生活保護の相談のために行ったのに帰されたことに対して、監査、研修会等を通して申請者の誤解を招くことがないように助言、指導しているということがありますが、詳しく説明を願いますか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 福祉事務所のほうには、いろんな方が相談に見えるわけですが、その中には生活保護だけではなく、身体障害関係、老人、母子関係いろんな相談があるわけです。その相談内容に応じて申請者に対して対応しているということです。ですから生活保護に係るものについては、制度の趣旨を説明して、生活保護を申請したいという意思がある方については、申請書を交付してやっている。他方の施策の活用に係るものについては、その案内をしているということです。

○西銘純恵委員 市町村の窓口には障害や介護、生活保護以外の窓口はないのでしょうか。福祉事務所しか相談窓口はないのでしょうか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 市町村の福祉課の担当課のほうにもございます。

また、市町村社会協議会にも相談者はおいでになります。

○西銘純恵委員 相談の中身が混在していると言われたのですが、福祉事務所に行く皆さんは生活保護を受けるために相談に行くんです。ちなみに相談者は平成19年度は何名いたのでしょうか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 県内の実施機関、これは市の福祉事務所と郡部の福祉保健所で平成19年度に生活保護の相談を受けた者は4449件でございます。

○西銘純恵委員 約4500件の相談のうち、新規に平成19年度に生活保護を受けた件数は何件になりましたか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 4449件の相談のうち生活保護の申請を行ったのは2820件です。そのうち、さらに保護開始されたのが2340件となっております。

○西銘純恵委員 貧困ネットワークということで、弁護士や司法書士などもかかわって、生活保護の窓口で保護を申請するということで行っても帰された。その事情を相談で聞いたら違法状態にあると。要するに申請を認める者が帰されているというのがどんどん出てきております。ですから、4500件の相談があるというものに対して、もっと申請の窓口で帰していないか、指導するというのであれば、助言、監査、研修会等を通してというのですが、そこら辺をやってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊波輝美福祉保健部長 以前は指導という言葉を使ったのですが、今は助言という同格の立場にありますので、一応こうい問題があるというのは研修会などで伝えていこうというのがスタンスであります。もちろん監査指導もありますので、違法にならないように親切、丁寧にわかっていただくようにということで助言しているところです。

○西銘純恵委員 生活保護の受給者が原油高騰で苦しいと。それに対して支援をというものに対して国の検討に任せるとい処理方針ですが、県としてそういう皆さんに直接支援というのは考えておりませんか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 生活保護世帯に対する支援につきましては、現行の制度の枠組みの中で県の予算の状況も見ながら、新たな制度の創設が可能か

どうかは検討してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員 これは皆さんの声を聞いて、必要な皆さんに新たな支援ができる立場でやっていただきたいと思います。

23ページの陳情第128号の県立浦添看護学校の存続に対する陳情ですが、県内の至るところから要請が出ていると。どうして存続の声がこれだけ上がっているのかと分析したことありますか。

○新垣盛勝医務・国保課長 県立浦添看護学校につきましては、これまでは進学課程で、議論の中では進学課程の役割は終えたという認識がございます。例えば、助産師の需要、それから看護師の不足の状況で養成の必要性、助産師の養成の必要性から出てきたものと理解しております。いわゆる看護師の不足を解消するというので、存続の養成がきているものと理解しております。

○西銘純恵委員 看護師が絶対的に足りないので存続をとという要請があるとわかりながら、どうして存続の立場に立てないのですか。

○新垣盛勝医務・国保課長 県の方針としては、進学課程は対象が少なくなりますから、どうしても養成校として存続させるためには3年課程を新設する必要があるということで、3年課程の新設を手続中です。いわゆる養成校としては、40名の進学課程、それから80名の3年課程をして、養成校としては存続させていくということです。

○西銘純恵委員 質疑しているのは、県立として存続ということを、陳情の趣旨もそうなんですよ。それをあえて、ねじ曲げているとしか言えないんですよ。今の答弁のやり方は問題があると思いますが。

○伊波輝美福祉保健部長 平成18年3月に沖縄県行政改革プランで民営化というのが出ておりました、それに沿った形でずっと手続がなされてきておりました。平成16年度の行財政改革の検討部会では、廃止が決まっておりました。それが平成18年3月の行財政改革の中では、民間移譲という方向が決まりました。それを今回検討した結果、やはり看護師不足に対応すべきだということで、80名の3年課程を残していこうというのが今回の決定でございます。ですから平成18年3月の決定が、まだ生きているわけです。

○西銘純恵委員 理解できないのですが、どうして民間に任せるのに県が学校の経営、運営にまで介入。このクラスを残すということと言われるものですから、民営化したらその民間の経営でしょう。だから、県はそれで残しますと言っても、引き受けたところは自由にどうでもなれるわけでしょう。それをいつまでも存続するようなことでは言っているものですから、それは違いますか。

○伊波輝美福祉保健部長 これは条件を付してやるという方向です。

○西銘純恵委員 条件を付して民間が引き取るという話まで詰めてきたという答弁ですが、私はどうして県民が存続の声を上げているかというのをよく見てほしいと思うのは、本当に生活がどんどん苦しくなる中で、県立だから授業料が安いわけですよ。ほかのところと比較しても雲泥の差なんです。そこをどうしても残してほしいというところがネックにあると思うのですが、それを福祉保健部が行財政改革ということでそのままの立場に立つのですか。

○新垣盛勝医務・国保課長 西銘委員の授業料の安さというのは、陳情がございました後援会、同窓会も基本的な大きなスタンスとしてそれはございます。私どもの養成校というのは県立浦添看護学校を除いて民間で、例えば3年課程であれば40万円、あるいは50万円という状況の中で、ちょっと答えにくいのですが、逆に言えば財政状況の厳しい状況で、こんなに安い授業料でという気持ち、そういう話を陳情者に申し上げましたら、やはり県立ですからある程度の値上げはやむを得ないけれども、民間に比べたらという御意見があります。ですが私どもとしては、いわゆる公、民の役割分担の中で県の方針としては、民間でできるものは民間にという方針がございますので、養成校はほとんど民間がやっている状況がございます。

○西銘純恵委員 本当に冷たいと一言言って終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 私は1点について絞ってお聞きしたいと思います。病院事業局の陳情第148号、3ページの2について質疑いたします。いわゆる地域医療を担う医師、看護師等の確保と養成のための支援体制を強化した予算措置を行うことというところに、いわゆる医師に関しては卒業後の研修であるとか、派

遣であるとかとありますし、看護師については採用年齢の制限を撤廃するということは5ページの7の退職者が後を絶たないというところにも同じ対策が書かれておりますが、採用年齢の撤廃、それから医師の臨床医の充実確保、この2つを県立病院の看護師、医師が現在定数にも満たない。定数を入れても過重労働、しかしながら定数も満たしていない。県立中部病院33床、県立南部医療センター・こども医療センターが14床という休床を余儀なくされている中でも、医師や看護師が確保されていない。そのことについて、県はどのように県立病院の医師、看護師を政策的に確保していくつもりなのかというところから聞かせてください。他力本願で民間がやるものに頼っていて、今の現状が続いているわけですから、県立病院の医師、看護師はだれがどのように将来的に、安定的に要請していくのか、確保するのかということについての県の考え方をお聞かせください。

○知念清病院事業局長 医師の確保については、実を申しますと沖縄県は恵まれていると私は思います。今こういう状況の中で、例えば本当に医師が不足で困って診療ができないというのが県立北部病院の産婦人科と県立八重山病院の耳鼻科です。県立宮古病院の脳外科医ももう1人ぐらいほしいと思っておりますが、その程度で済んでいるというのは、私はまだいいほうだと思っております。そして私たちが最も力を入れているのは、医師不足なものですから、どんなに一生懸命あらゆる手段を使って探してもなかなか来てもらえないというがあるので。それで一番考えていることは後期研修生をどんどん育てますと。その人たちが専門医の資格を取って、そのまま居つく可能性が高くなる。ただ単に前期の研修生をふやすのではなく、残ってもらう後期研修生、専門医の資格が取れるようなシステムをつくって、ちょっと時間がかかるように思うかもしれませんが、私は一番効率的な方法ではないかと思っております。ですからこれを充実させていきたいと。琉球大学の入学生徒数をふやすというのは10年先の話になりますが、後期研修生というのは、あと二、三年で出てきますので、それを充実させていきたいと。

○上地悦子県立病院課看護企画監 看護師の確保にも苦勞しておりますが、今年度に新たにいろんな確保対策をとりまして、これまでとは違う県外への就職の説明会に行ったり、それから再就職の相談会、合同説明会へ参加をしまして、今少しずついい感触を受けているところです。そのほかに再就職看護師に対する復職支援と離職防止というあたりで働きやすい環境づくりをして、職員の定着を図りたいというところで各病院へ働きかけをしているところです。

○比嘉京子委員 今の直近の問題と将来的、中長期的な問題と両方に必要だと思うのですが、5ページの7番目の県立南部医療センター・こども医療センターは看護業務の過重労働が引き金となり、退職者が後を絶たない状況にあるとありますが、これは実態としてどうでしょうか。例えば、就職して3年以内の退職者はどれぐらいいるのでしょうか。

○上地悦子県立病院課看護企画監 平成19年度に3年未満の退職者が、全体で29名となっております。

○比嘉京子委員 ということは、陳情者にとっては後を絶たない状況にあるということは課題だという考え方だという認識ですか。

○上地悦子県立病院課看護企画監 平成18年度は資料として持っておりませんが、1年未満がおりませんでしたので、平成19年度に関してふえた傾向がありまして、その辺は課題として受けとめております。

○比嘉京子委員 かつて私も看護の養成に携わってきた1人として、いわゆる県立病院に入るという学生は大変優秀な人を県立病院がさらっていったわけですね。県立病院にパスしたというと、よかったねというみんなから羨望のまなざしを受けていたような記憶があります。そういう人たちが3年未満でやめていくということは、よっぽどの実情があると推察しているところですが、次にお聞きしたいことは、一生懸命に、直近の休んでいる方も含めて、多くの人に復職をしてもらうとかいろんな工夫を皆さんがやっていると思うのですが、県立のこれだけある病院がしっかりと政策的に県立病院に送り込めるような看護師をきちんと養成していく必要性を感じているのですが、皆さんはいかがですか。

○伊波輝美福祉保健部長 本会議でも質問された流れの中だと思います。こちらとしては、そういう覚悟で自分の所で養成したいと思いますが、ただ職業の自由とかで縛ることができないわけです。この誘導策として考えられるのが奨学金制度ということをご想定しております。ですから奨学金の制度に関しましては貧困でできないという部分もありますが、そういう誘導確保策としても生かせるのでそれを使っていこうと考えております。現在、200床以下の診療所にやったときに免除になりますので、それを200床以上にすれば県立病院にいけ

るか、要するに県立病院を選んでくれるのかなという誘導策ができるかなと考えております。

○比嘉京子委員 この奨学金制度は何名が対象ですか。

○新垣盛勝医務・国保課長 今年は94名に貸しております。大体100名前後と御理解いただければと思います。

○比嘉京子委員 その方たちの何パーセントが県立病院に就職して下さっていますか。

○新垣盛勝医務・国保課長 就職先は免除先をとらえておりますので、いわゆる免除を求める部分についての届け出、返している部分については把握しておりませんので何パーセントというのは把握できません。

○比嘉京子委員 奨学金は月幾らでしょうか。

○新垣盛勝医務・国保課長 県立浦添看護学校であれば月3万2000円、民間の養成校であれば月3万6000円という額です。

○比嘉京子委員 私が今お聞きしていることは、県立病院における休床が続いている中で、核たる看護師をどのように養成していく考えなのかということを知りたいですね。今の結論からすると、必ずしも県立病院に入らなくてもいい選択肢があるわけですから、私たちの県立病院が看護師不足ということも3年後も見込めないと、確実な数字が来ないということにあるということが事実ではないですか。

○新垣盛勝医務・国保課長 県立浦添看護学校の卒業生で大体20名から30名は県立病院のほうに就職しております。県立病院サイドから言えば、選考試験をしておりますので、必ずしもそれを条件で、試験との関係もございますからその部分については一概に言えないところがあるかと思えます。

○比嘉京子委員 県立病院の90何名が現時点で、刻々と数字は変わるわけですが、不足している看護師を一言ってみれば他の養成校で育て、選択肢として県立病院に来てもらうような努力はもちろんのことですが、数字的に毎年何名

かが少なくとも県立病院にとれるという保障がないわけですね。その上にこういう状況が生まれているので、こういう質疑をしています。

質疑を展開したいと思います。福祉保健部の23ページの陳情第128号ですが、この県立浦添看護学校の県立としての存続というところに関して、皆さんの処理方針についてお聞きしたいと思います。まず、要旨の5行目、6行目のあたりで同校は看護師を目指す若者の大きな心のよりどころであり、進学のために高額の入学金や準備金を用意しなければ入学できない私立の看護学校とは大きく違うものであると書いてあるわけです。そのことで私が一言申し上げておきたいことは、看護の学生は短期大学生や大学生と比べてアルバイトをしていては国家試験に通りません。ですからほとんどの学生がアルバイトをしない、できない状況にあります。その前提でお聞きしたいのですが、皆さんの処理概要にある県内の民間においての4養成所、1大学の入学金、それからここに何が違うかということで準備金であるとか、それから施設実習費も含めて1年間に納める、皆さんは私たちに説明をしてお配りして下さった数字は、私はこれだけでは私立の看護養成学校の授業料にはならないと思っておりますので、4養成校と1大学の事例を1年間にどれだけ納入するのかをお示しいただきたい。

○新垣盛勝医務・国保課長 まず大学のほうから御説明します。名桜大学の場合には授業料が90万円、それから入学料が12万5000円、施設整備費がありまして30万円、その他という部分4万7100円で合計137万2100円ということです。それから養成校については3年課程と進学課程、準看護師課程がございますので、それに準じて申し上げます。3年課程の部分で沖縄看護専門学校の授業料が50万円、入学料が30万円、施設整備費が20万円の合計100万円。それから北部看護学校の授業料が40万円、入学料が20万円、実習費がありまして10万円、施設整備費が20万円で合計90万円ということです。それからことし開校しました具志川看護専門学校の授業料が40万円、入学料が20万円、実習費が10万円、施設整備費が20万円の計90万円ということです。3年課程はその3校になります。

○比嘉京子委員 皆さんが計画している県立浦添看護学校の平成21年度からの3年課程の授業料は幾らですか。

○新垣盛勝医務・国保課長 3年課程についての授業料の額は最終決定しておりません。11月議会に上げたいと考えております。

○比嘉京子委員 私はアルバイトができないと、皆さんの支援している奨学資金が3万5000円というレベルですよ。そうすると日々の生活は何とかやろうとなっても授業料は学生は捻出できないんですね。ですからやめていく学生も多いということも大前提に考えていかなければいけないことが1つ。これだけの授業料が3年続けられない、そういう学生が多くいるということですね。そういうことを大前提に考えて、なぜ今ここで同校はと言って、いわゆる進学のために高額の入学金や準備金を用意しなければならない人の道を皆さんは閉ざすんですかというのが陳情の趣旨なんです。皆さんはこれに対して答えを言っておりません。答えを言わないで処理概要を書いているんですよ。それに対してどういう考えかをおっしゃってください。

○新垣盛勝医務・国保課長 答えづらいのですが、今の県立浦添看護学校の学生はいわゆる那覇看護学校の準看護師養成課程を卒業した方々が8割以上でございます。そのときの授業料は30万円以上支払っておりますので、受けるときに同じような、いわゆる入学定員が720名になりますので、看護職養成校に平成22年からは入学定員が720名になります。その一部である120名が、あえて極端にという部分は負担の公平性という部分でいかなものかと思います。あともう一点、県の基本的な方針で民間でできることは民間でという部分を私どもは方針に従ってやっていくということになるかと思います。

○比嘉京子委員 他者とのバランスが云々ではなく、今そういう道が残されている唯一の学校である。そういうことを大事にしないでどうするんでしょうかと。県の政策的な看護養成の場所として、これだけ安くでやるからには、自分たちはそれだけ貢献するんだという人たちを養成するように指定していくことこそ大事ではないですかという意見を主張しているわけですね。それは平行線でいいとしても、先ほど伊波福祉保健部長が平成18年度に民間移設が決まっているんだと。その議論を私は行って取りよせて、議事録でどんな議論がされたのかを読んでみたら、いわゆる県立浦添看護学校の大前提が今の看護のニーズと全くずれているんですね。いわゆる准看護師から正看護師の県立浦添看護学校のコースをどこまで存続させるかという議論に終始しているわけですね。ですから今看護師が不足している、そういう中で正看護師をつくるときには民間移設という議論は大前提が崩れているんですね。それが生きていたということも私は反論しておきます。准看護師から正看護師に変わるときの議論だけにやっているのであって、今のような正看護師への議論でなかったり、7対1

で看護師が不足している議論は一切ないわけです。そういう大前提でいいところだけを皆さんは引き取っていこうということは問題が全く大前提から崩れていると思っておりますが、いかがですか。

○伊波輝美福祉保健部長 答えにくい質疑だと考えております。平成18年度の議論のときというのは、そういう問題があったと理解しております。その中でやはり3年課程を創設して看護師の養成をしていこうという結論はこの2年の間にやってまいりました。それから別科などいろんな形の有資格者をふやしていこうという方向を我々は打ち出してきたのですが、一応運営形態に関しての話というのはその当時からそういう形で、行財政改革の中で話も含めて、変遷してきたと考えております。ですけれども、新垣医務・国保課長が言ったような形で推し進めるのがベストの状態になっております

○比嘉京子委員 あの当時は病床が休床するほど看護師が90名も不足だったんですか。当時の状況が一変していると思うんです、大前提が。しかも准看護師から正看護師の議論だけなんです。ですから、そういうものの中でそろそろこの仕事の、県が担ってきた准看護師から正看護師への仕事は、いわゆる那覇看護学校の准看護師コースも閉鎖されて、今、医師会がやっている准看護師コースに対して、自分たちがある意味で医師会が出してくる准看護師の生徒たちをある意味で正看護師につなぐようなコースを県立浦添看護学校が担っているんだらうかという議論なんです、皆さんの議論は。ですから、全く違う議論をやっていて、その結論だけを皆さんが引用するということは、私はやはりこれは問題だと言わざるを得ないわけです。そのことで聞いたのですが、そういうお答えならそれはそれで置いておきましょう。その次に言ってみれば、今720名が養成されるからいいというのは、需給バランスとして本当にいいんですか。7対1にしたらどれだけ必要なんです。その試算は出ているんですか。720人というのはかつての国の調査による試算ではなかったですか。

○新垣盛勝医務・国保課長 県立浦添看護学校が3年課程、あるいは那覇看護学校で3年課程を創設するということで入学定員が720名になります。それは平成22年度の部分ですから、平成22年度の看護師の需給バランスは約700名弱の看護師不足の状況があるという数字が出ております。あと、この部分は第6次ということで平成17年度のときの需給見通しですので、7対1看護体制になった場合という部分は、この部分の推測数字には入ってございませんから、比嘉委員の質疑でそのときにどうなるかというのは今のところ第7次で需給調査

を行うことになると思います。

○比嘉京子委員 要するに皆さんが720名を養成されるなら、沖縄県の看護は間に合うのではないかという試算の数字は、今の医療改革の前のレベルの話を今720名ということをおっしゃるから私はそれも言っているのであって、その需給バランスに見合わない、いわゆる3年課程を県が考え出した、それを打ち出すということは大変評価されることなんです。この3年課程を来年からやろうということは、本当にみんなで拍手なんです。その拍手の中に皆さんが本当の意味で県立病院の看護をどうやって確保していくのかということをおしは私は今真剣に議論して方向転換を求めていくということをおし上げて終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 陳情第95号に関して、県立北部病院産婦人科の完全再開が見えてきているということですが、医師と同時に看護師も配置する必要がある。完全再開するために医師を4人確保する必要があるとのことだが、看護師、助産師はどうなりますか。

○知念清病院事業局長 このことについては、きょうも県立北部病院の院長に電話をして確かめたのですが、どうにかやりますと。ちゃんと看護体制も4名の医師を支えて、十分な産科医療ができるような体制をつくっていきますという返事がありました。

○桑江朝千夫委員 現在いる看護師だけでやるのか、新たに増員して配置するのか。

○知念清病院事業局長 増員したいのですが、今看護師が足りない状況ですので、いろいろと病棟の再編や機能をいろいろと整理することによって、それをどうにか維持していくと聞いております。メインは病棟の看護師の再編です。

○桑江朝千夫委員 県立北部病院内でローテーション等でやるということですが、過重な労働と言われている部分が懸念されるのですが、ぜひ医師もそうですが、完全再開をするためには同時に看護師、助産師も配置すべきだと、セッ

トで対処すべきだと思います。

○知念清病院事業局長 全くおっしゃるとおりでありまして、やはり医師をふやしたからにはナースもふやさないといけないというのは当然のことだと思いますし、仕事の量もふえますから。それでできるだけ早目にそれができるように配慮してまいりたいと思います。

○桑江朝千夫委員 頑張ってください。

次に、福祉保健部の17ページの陳情第92号ですが、抜本的な改革なのか、見直しなのか、大幅の見直しなのか、見ていかないといけないのですが、これは基本的な目的があったわけですよ、国民に公平な負担をしよう。現役世代4割、長寿世代1割、税金で5割という抜本的な改革をやるといったときに、この負担までも変わってくる可能性はあるんですか、先行き。4割、1割、5割ではなく、今は4割、1割、5割でもさらに軽減措置があるわけですよ。だけれども抜本的というのはこの部分まで触ってきますか。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 今非常に見えない部分があるのですが、最初厚生労働大臣がおっしゃった3本柱の見直しというのが75歳以上の年齢のみで区分けしないというのが1点、それが強制的に年金天引きをしない、それから世帯間の反目を助長しないという3本とっているわけでありまして、その4割、1割、5割という分については明確に言っているわけではないんです。ただ、1年かけて今までのいろんな見直しの話も含めて、保険制度も含めて、ほかの個々の保険制度も1本化といういろんな話を聞いておりますが、いろんな検討がなされると思いますが、具体的には今のところ見えていないと思っております。

○桑江朝千夫委員 重複するかもしれませんが、陳情の記の1番に後期高齢者医療制度を直ちに廃止することと言っているということは、老人保健法に戻さないと言っているのですか。いろんな見直しをまだやっている段階でありますよね。当初4月からは引き落としということで、現在の状況で引き落としとっていたら督促状が来たという話がありますね、75歳以上の方に督促状が。そういった状況は把握していますか。引き落としだと思っていたら、督促状が来た。大先輩たちは、これを不名誉に思う人もいて、びっくりしているんですよ。今の状況はどうですか、各市町村で。

○平順寧医務・国保課医療制度改革専門監 年金天引き以外の普通徴収の方についてテレビ等で報道があったようですが、沖縄県ではあったとは聞いておりません。東京都であったという話は聞いておりますが、沖縄県であったという話は聞いておりません。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第148号の病院事業局のものですが、病院に勤めている労働組合の方からの陳情になっておりますが、私は各県立病院にいる経営を担当している、いわゆる経営を担っている管理職、この方々が今の県立病院の現状をどう認識しているのか聞かせていただけませんか。

○知念清病院事業局長 私たちは経営改革会議というのをほぼ毎月のようにやって現状をお知らせしております。そして県立病院が危機的状況にあると。不良債務比率で10.2%。そして総務省からの起債許可もおりないかもしれない状況になっているということは常々伝えておまして、そのことについては十分に理解していると私は考えております。

○翁長政俊委員 沖縄県行財政改革プランがあり、さらには県立病院のあり方検討部会というのもつくられて、そこで改革を行っていこうという矢先にあると思うんです。県立病院はこれまでも赤字体質がなかなか改善できないということで、散々指摘されてきたと思いますが、この中で私はこういったプランをつくっても経営を担当する皆さん方の意識の改革がない限り、これは絵にかいたもちなんです。ですから私はああいう聞き方をしたんです。経営人の皆さん方が本気になって、この地域医療をしっかりと堅持し、持続させていくためには、今の経営のあり方を本気になって改革していかないと、沖縄の地域医療が崩壊すると。現実に千葉県あたりの市民病院が崩壊している現状もあります。こういった問題を見た場合に、経営人の皆さんが毎月集まって会議をされているということですが、経営教育改革など専門のプランを立てて勉強会をしているとか、講師を呼んで改革のためのレクチャーを受けるなどもやっておりますか。

○知念清病院事業局長 講師を呼んで来てということはやっておりませんが、いろいろな経営の指標をお互いに提出しあって、それについてお互いに意見を

述べて、また経営上の収支の改善に向けてのいろんな相談を出し合っているわけですし、確かに私が思いますのは県立病院の管理者の経営に対する認識は甘いものがあると考えております。ですからこれは何十年も生じてきた問題ですから、常に病院事業局が指導をして、常に管理者としての意識を高めていくということを病院事業局を通して各管理者には伝えて、徹底させていくということです。まだ、おっしゃるとおり民間病院などに比べて経営に対する認識は甘いというのは、私は確かにあります。それを直さないといけないと思って、毎月経営改革会議をやっているわけです。

○翁長政俊委員 何といたっても病院事業局のトップですから、トップがその意識をしっかり持つこと、さらに各病院の管理職の皆さん方がチームとしてこういう意識の改革を持ってないと、これは幾らトップが号令かけても実戦部隊で動く皆さんが中間管理職を含めて、そういう意識改革を持たないことにはなかなか改革はできないというのが今の現状だろうと思うんです。ですから長年、積み重ねてきたものが一気にここに来て大変厳しい現状にぶつかってしまっている。先ほどから質疑が出ているように、診療をするための機器でさえ、早急に買いかえたいけれども買いかえられない状況に来てしまっている。ある意味ではとても大きな壁にぶち当たっているわけです。ここの部分は、もっと方法があるのではないかと、中間管理職も含めて。こういう意識の改革をするためのプログラムをしっかりつくってやってみる必要があるだろうと思っておりますので、この部分に切り込んでいくという決意はございますか。

○知念清病院事業局長 今おっしゃった病院の管理職、こういう人たちがもっと経営というものをどうあらねばならないかという認識をしっかり持たなければいけないとおっしゃったことに対しては全く同感でありまして、私はそれをやろうとしているわけです。それを徐々に下のほうに押し進めて、今行きつつあるし、行っていく途上にあると考えておりまして。ただ、おっしゃるとおり病院事業局長としてしっかりとした経営に対する認識を持って、経営管理者というのは、経営ということもいい医療をするのももちろんですが、経営ということに対してもっと今言ったように欲しいものも買えない状況では困るということも含めて、管理者として各病院の院長に当たっておりますし、これからもそれを続けていきたいと思っております。

○翁長政俊委員 いずれにせよ、高いマインドを持って、皆さん方がある意味では地域の中核病院として地域の医療を担っているのですから、医療崩壊が起

きないような形でしっかり頑張っていたいただきたいと注文して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部及び病院事業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、10月6日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇